

千葉県

千葉県建築基準法施行細則改正経緯一覧

— 令和4年3月改訂版 —

- * この改正経緯は昭和三十九年三月二十一日規則第十二号における全部改正後の改正経緯をまとめたものです。全部改正前の内容については、作成時点（平成23年3月）において把握している範囲で規則制定・改正の日付のみを記載しています。

千葉県建築基準法施行細則改正経緯

制定 昭和二十六年一月十六日

★全部改正 昭和三十九年三月二十一日

施行 昭和三十九年四月一日

一、 昭和三十年二月十八日

二、 昭和三十三年五月十六日

三、 ★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号(施行 昭和三十九年四月一日)

四、 昭和三十九年五月八日 規則第二十二号(施行日 公布日と同じ)

五、 昭和四十一年六月二十一日 規則第三十三号(施行日 昭和四十一年六月三十日)

六、 昭和四十五年二月二十日 規則第八号(施行日 公布日と同じ)

七、 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号(施行日 昭和四十六年四月一日)

八、 昭和四十七年七月二十一日 規則第五十七号(施行日 公布日と同じ)

九、 昭和四十七年十月二十四日 規則第七十五号(施行日 公布日と同じ)

十、 昭和四十七年十一月七日 規則第八十三号(施行日 公布日と同じ)

十一、 昭和五十年一月二十八日 規則第六号(施行日 公布日と同じ)

十二、 昭和五十三年四月一日 規則第十八号(施行日 公布日と同じ)

十三、 昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号(施行日 公布日と同じ)

十四、 昭和五十六年三月二十四日 規則第十五号(施行日 昭和五十六年四月一日)

十五、 昭和五十八年四月一日 規則第三十二号(施行日 公布日と同じ)

十六、 昭和れい九年十月一日 規則第五十九号(施行日 公布日と同じ。ただし、第二十五条

第一項第五号の改正規定は昭和六十年一月一日)

十七、 昭和六十年三月二十九日 規則第二十五号(施行日 昭和六十年四月一日)

十八、 昭和六十一年四月一日 規則第二十六号(施行日 公布日と同じ)

十九、 昭和六十二年三月二十七日 規則第二十一号(施行日 昭和六十二年四月一日)

二十、 昭和六十二年十一月十三日 規則第七十五号(施行日 昭和六十二年十一月十六日)

二十一、 平成元年三月二十八日 規則第二十七号(施行日 平成元年四月一日)

二十二、 平成元年四月一日 規則第四十四号(施行日 公布日と同じ)

二十三、 平成二年三月十六日 規則第七号(施行日 公布日と同じ)

二十四、 平成三年三月二十九日 規則第三十二号(施行日 公布日と同じ。ただし、第十三条

の二の次に二条を加える改正規定及び第二十一条の

改正規定並びに様式改正は平成三年七月一日)

二十五、 平成四年七月三日 規則第八十八号(施行日 平成四年八月一日)

二十六、 平成六年二月二十五日 規則第六号(施行日 平成六年四月一日)

二十七、 平成六年九月二十九日 規則第六十五号(施行日 平成六年十月一日)

二十八、 平成七年四月十一日 規則第五十二号(施行日 公布日と同じ。ただし、第七条第一項

第十六号及び第十三条の四の改正規定は平成七年七月一日)

二十九. 平成九年二月四日 規則第二号（施行日 公布日と同じ）
三十. 平成十一年四月三十日 規則第五十五号（施行日 平成十一年五月一日 ただし、第

十三条第一項第一号の改正規定、第十三条の三の改正規定及び別記第十一号様式の改正規定は公布日、第十三条第一項各号列記以外の部分の改正規定は平成十一年八月一日）

三十一. 平成十一年十二月一日 規則第八十五号（施行日 平成十二年三月一日）
三十二. 平成十一年十二月二十八日 規則第八十九号（施行日 平成十二年一月一日 様式改正）
三十三. 平成十二年三月二十八日 規則第四十六号（施行日 平成十二年四月一日）
三十四. 平成十二年六月一日 規則第四百十号（施行日 公布日と同じ）
三十五. 平成十五年三月三十一日 規則第五十八号（施行日 平成十五年四月一日）
三十六. 平成十六年三月二十三日 規則第二十九号（施行日 平成十六年四月一日）
三十七. 平成十七年三月七日 規則第二十五号（施行日 公布日と同じ）
三十八. 平成十七年十月二十五日 規則第六十五号（施行日 公布日と同じ ただし、別記

第十一号様式の改正規定は平成十八年四月一日）

三十九. 平成十九年七月十日 規則第七十二号（施行日 公布日と同じ）
四十. 平成十九年十一月二十七日 規則第一百五号（施行日 平成十九年十一月三十日）
四十一. 平成二十年三月三十一日 規則第五十号（施行日 平成二十年四月一日）
四十二. 平成二十年十一月二十七日 規則第八十二号（施行日 平成二十年十一月二十八日）
四十三. 平成二十二年三月十九日 規則第三号（施行日 平成二十二年四月一日）
四十四. 平成二十三年三月三十一日 規則第七十三号（施行日 平成二十三年四月一日）

※サマータイム試行・実施のため附則のみ改正

平成二十三年七月五日 規則第九十三号（施行日 平成二十三年七月十二日）
平成二十三年八月五日 規則第九十九号（施行日 平成二十三年八月十日）

四十五. 平成二十五年八月二十七日 規則第七十九号（施行日 公布日と同じ）
四十六. 平成二十八年三月一日 規則第五号（施行日 平成二十八年四月一日）
四十七. 平成二十八年五月十七日 規則第五十六号（施行日 平成二十八年六月一日）
四十八. 平成三十年十二月四日 規則第六十四号（施行日 平成三十一年一月一日 ただし、第
四条から第四条の四まで及び第七条第二項の改正規定は公布日）
四十九. 令和二年二月二十八日 規則第八号（施行日 令和二年三月一日）
五十. 令和三年九月三十日 規則第六十八号（施行日 令和三年十月一日）

△凡例▽

- 「」は、改正により改正された部分を示す。
- 「」は、改正により削除された部分を示す。
- 改正がない条項については、「←七」のように表示し、それぞれの番号が示す改正以来、改正がないことを示す。

現行

(趣旨)

第一条 この規則は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「省令」という。）及び建築基準法施行条例（昭和三十六年千葉県条例第三十九号。以下「施行条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
一部改正〔昭和四一年規則三三号・四六年二〇号・五九年五九号〕

三. ★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

(趣旨)

第一条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「省令」という。）及び千葉県建築基準法施行条例（昭和三十六年千葉県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

五. 昭和四十一年六月二十一日 規則第三十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「省令」という。）千葉県建築基準法施行条例（昭和三十六年千葉県条例第三十九号。以下「施行条例」という。）及び千葉県特別工業地区建築規制条例（昭和四十年千葉県条例第三十八号。以下「規制条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

七. 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

(趣旨)

第一条 この規則は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「省令」という。）建築基準法施行条例（昭和三十六年千葉県条例第三十九号。以下「施行条例」という。）及び千葉県特別工業地区建築規制条例（昭和四十年千葉県条例第三十八号。以下「規制条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

十六、 昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

(趣旨)

第一条 この規則は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。)建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「省令」という。)及び建築基準法施行条例(昭和三十六年千葉県条例第三十九号。以下「施行条例」という。)及び千葉県特別工業地区建築規制条例(昭和四十年千葉県条例第三十八号。以下「規制条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

現行

(書類の提出)

第二条 法、政令、省令、施行条例及びこの規則により知事又は建築主事に提出する申請書又は届書(法第七条の第三項の規定による検査の申請書及び第九条の二の規定による工事監理者決定等届を除く。以下同じ。)は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十二年千葉県条例第一号)第二条の規定により、当該道路、建築物、建築設備若しくは工作物の敷地又は建築協定区域の所在地の市町村に提出するものとする。

2 前項の申請書又は届書のうち、その申請又は届出に係る建築物、建築設備若しくは工作物の敷地が二以上の行政区域にわたるものについては、その敷地を当該行政区域ごとに区分した場合にその最も広い部分を管轄する市町村に提出するものとする。

一部改正〔昭和三十九年規則二二二号・四一年三三三号・四六年二〇号・五八年三二二号・五九年五九号・六一年二六号・平成元年四四号・六年六号・一一年五五号・八五号・一二年四六号・一九年七二二号〕

三、 ★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

(書類の經由)

第二条 法、政令、省令及び条例又はこの規則により知事若しくは建築主事に提出する申請書又は届書は、別に定めるもののほか、当該道路又は建築物若しくは工作物の所在地の市町村長及び土木事務所長(千葉県土木事務所)の所管する区域を除く。)を經由しなければならない。

2 前項の書類のうち確認申請書については、法第六条第三項にいう受理とはみなさない。

四、 昭和三十九年五月八日 規則第二十二号

(書類の經由)

第二条 法、政令、省令及び条例又はこの規則により知事若しくは建築主事に提出する申請書又は届書は、別に定めるもののほか、当該道路又は建築物若しくは工作物の所在地の市町村長及び土木事務所長(千葉県土木事務所)の所管する区域を除く。)を經由しなければならない。

五. 昭和四十一年六月二十一日 規則第三十三号

(書類の經由)

第二条 法、政令、省令、施行条例及び規制条例又はこの規則により知事若しくは建築主事に提出する申請書又は届書は、別に定めるもののほか、当該道路、建築物若しくは工作物の所在地の市町村長及び土木事務所長を經由しなければならない。

2 ←★

七. 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

(書類の經由)

第二条 ←五

2 前項の申請書又は届書のうち、その申請又は届出に係る建築物若しくは工作物の敷地が二以上の行政区域にわたるものについては、その敷地を当該行政区域ごとに区分した場合にその最も広い部分を管轄する市町村長及び土木事務所長を經由しなければならない。

十五. 昭和五十八年四月一日 規則第三十二号

(書類の經由)

第二条 法、政令、省令、施行条例及び規制条例又はこの規則により知事若しくは建築主事に提出する申請書又は届書は、別に定めるもののほか、当該道路又は建築物若しくは工作物の所在地の市町村長及び土木事務所長(千葉土木事務所長及び東葛飾土木事務所長を除く。)又は都市計画事務所長を經由しなければならない。

2 前項の申請書又は届書のうち、その申請又は届出に係る建築物若しくは工作物の敷地が二以上の行政区域にわたるものについては、その敷地を当該行政区域ごとに区分した場合にその最も広い部分を管轄する市町村長及び土木事務所長(千葉土木事務所長及び東葛飾土木事務所長を除く。)又は都市計画事務所長を經由しなければならない。

十六. 昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

(書類の經由)

第二条 法、政令、省令、施行条例及び規制条例又はこの規則により知事又は建築主事に提出する申請書又は届書(第十九条の規定による工程届を除く。以下同じ。)は、別に定めるもののほか、当該道路、建築物、建築設備若しくは工作物の敷地又は建築協定区域の所在地の市町村長及び土木事務所長(千葉土木事務所長、東葛飾土木事務所長及び市原土木事務所長を除く。以下同じ。)又は都市計画事務所長を經由するものとする。

2 前項の申請書又は届書のうち、その申請又は届出に係る建築物、建築設備若しくは工作物の敷地が二以上の行政区域にわたるものについては、その敷地を当該行政区域ごとに区分した場合にその最も広い部分を管轄する市町村長及び土木事務所長(千葉土木事務所長及び東葛飾土木事務所長を除く。)又は都市計画事務所長を經由するものとする。ただし、第十五条第一項

（同条第三項において準用する場合を含む。）の道路位置指定申請書のうち、その申請に係る道路の敷地となる土地の所在地が二以上の行政区域にわたるもの並びに第二十五条（第二十六条において準用する場合を含む。）の建築協定認可申請書、第二十五条の四の建築協定開始届及び第二十七条の建築協定廃止認可申請書のうち、申請又は届出に係る建築協定区域が二以上の行政区域にわたるものについては、その所在地を管轄するそれぞれの市町村長及び土木事務所長又は都市計画事務所長を経由するものとする。

十八、昭和六十一年四月一日 規則第二十六号

（書類の經由）

第二条 法、政令、省令、施行条例及びこの規則により知事又は建築主事に提出する申請書又は届書（第十九条の規定による工程届を除く。以下同じ）は、別に定めるもののほか、当該道路、建築物、建築設備若しくは工作物の敷地又は建築協定区域の所在地の市町村長及び土木事務所長（千葉土木事務所長、葛南土木事務所長、市原土木事務所長及び東葛飾土木事務所長を除く。以下同じ。）又は都市計画事務所長を経由するものとする。

2 ←十六

二十二、平成元年四月一日 規則第四十四号

（書類の經由）

第二条 法、政令、省令、施行条例及びこの規則により知事又は建築主事に提出する申請書又は届書（第十九条の規定による工程届を除く。以下同じ）は、別に定めるもののほか、当該道路、建築物、建築設備若しくは工作物の敷地又は建築協定区域の所在地の市町村長及び土木事務所長（千葉土木事務所長、葛南土木事務所長、市原土木事務所長、東葛飾土木事務所長及び君津土木事務所長を除く。以下同じ。）又は都市計画事務所長を経由するものとする。

2 ←十六

二十六、平成六年二月二十五日 規則第六号

（書類の經由）

第二条 法、政令、省令、施行条例及びこの規則により知事又は建築主事に提出する申請書又は届書（第九条の二の規定による工事監理者決定等届及び第十九条の規定による工程届を除く。以下同じ）は、別に定めるもののほか、当該道路、建築物、建築設備若しくは工作物の敷地又は建築協定区域の所在地の市町村長及び土木事務所長（千葉土木事務所長、葛南土木事務所長、市原土木事務所長、東葛飾土木事務所長及び君津土木事務所長を除く。以下同じ。）又は都市計画事務所長を経由するものとする。

2 ←十六

三十．平成十一年四月三十日 規則第五十五号

(書類の經由)

第二条 ←二十六

2 前項の申請書又は届書のうち、その申請又は届出に係る建築物、建築設備若しくは工作物の敷地が二以上の行政区域にわたるものについては、その敷地を当該行政区域ごとに区分した場合にその最も広い部分を管轄する市町村長及び土木事務所長又は都市計画事務所長を経由するものとする。ただし、第十四条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(の道路位置指定申請書及び第十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(の道路位置指定申請書のうち、その申請に係る道路の敷地となる土地の所在地が二以上の行政区域にわたるもの並びに第二十五条(第二十六条において準用する場合を含む。)(の建築協定認可申請書、第二十五条の四の建築協定開始届及び第二十七条の建築協定廃止認可申請書のうち、申請又は届出に係る建築協定区域が二以上の行政区域にわたるものについては、その所在地を管轄するそれぞれの市町村長及び土木事務所長又は都市計画事務所長を経由するものとする。

三十一．平成十一年十二月一日 規則第八十五号

(書類の經由)

第二条 法、政令、省令、施行条例及びこの規則により知事又は建築主事に提出する申請書又は

届書(法第七条の三第二項の規定による検査の申請書、第九条の二の規定による工事監理者決定等届及び第十九条の規定による工程届を除く。以下同じ)は、別に定めるもののほか、当該道路、建築物、建築設備若しくは工作物の敷地又は建築協定区域の所在地の市町村長及び土木事務所長(千葉土木事務所長、葛南土木事務所長、市原土木事務所長、東葛飾土木事務所長及び君津土木事務所長を除く。以下同じ。)又は都市計画事務所長を経由するものとする。

2 ←三十

三十三．平成十二年三月二十八日 規則第四十六号

(書類の提出)

第二条 法、政令、省令、施行条例及びこの規則により知事又は建築主事に提出する申請書又は届書(法第七条の三第二項の規定による検査の申請書及び第九条の二の規定による工事監理者決定等届及び第十九条の規定による工程届を除く。以下同じ)は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十二年千葉県条例第一号)第二条の規定により、当該道路、建築物、建築設備若しくは工作物の敷地又は建築協定区域の所在地の市町村に提出するものとする。

2 前項の申請書又は届書のうち、その申請又は届出に係る建築物、建築設備若しくは工作物の敷地が二以上の行政区域にわたるものについては、その敷地を当該行政区域ごとに区分した場合にその最も広い部分を管轄する市町村に提出するものとする。ただし、第十四条の主第十項

(同条第三項において準用する場合を含む。)(の道路位置指定申請書及び第十五条第十項(同条第三項において準用する場合を含む。)(の道路位置指定申請書のうち、その申請に係る道路

の敷地となる土地の所在地が土以上の行政区域にわたるもの並に第十五条（第二十条に
おいて準用する場合を含む。）の建築協定認可申請書、第二十五条の四の建築協定開始届及び
第二十七条の建築協定廃止認可申請書のうち、申請又は届出に係る建築協定区域が土以上の行
政区域にわたるものについては、その所在地を管轄するそれぞれの市町村長及び土木事務所長
又は都市計画事務所長を経申すものとする。

三十九、平成十九年七月十日 規則第七十二号

（書類の提出）

- 第二条** 法、政令、省令、施行条例及びこの規則により知事又は建築主事に提出する申請書又は
届書（法第七条の三第一項の規定による検査の申請書及び第九条の二の規定による工事監理者
決定等届を除く。以下同じ）は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平
成十二年千葉県条例第一号）第二条の規定により、当該道路、建築物、建築設備若しくは工作
物の敷地又は建築協定区域の所在地の市町村に提出するものとする。
- 2 ←三十三

現行

第三条 削除

削除〔平成一二年規則四六号〕

三、★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

（確認申請手数料の減免）

第四条 次の各号に掲げる建築物（法第八十八条第一項の規定により政令で指定する工作物を含
む。以下本条において同じ。）の確認申請手数料は、政令第十条又は政令第十一条に規定する
額の二分の一を減額した額とする。

- 一 行政庁の命令によつて行なう建築又は大規模の修繕で従前の延べ面積をこえない部分
- 二 災害により滅失し、又は損壊した建築物を罹災後三月以内に被災者自ら使用するために
建築又は大規模の修繕をする部分
- 2 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用を受けた地域内において、その災害によ
り滅失し、又は損壊した建築物の建築又は大規模の修繕をする場合で、災害の発生した日から
六月以内に工事に着手するものの確認申請手数料は、これを免除する。
- 3 前各項に該当する場合は、それを証する書類を当該確認申請書に添えなければならない。

七、昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

（確認申請手数料の減免）

第三条 次の各号に掲げる建築物（法第八十八条第一項の規定により政令で指定する工作物を含
む。以下本条において同じ。）の確認申請手数料は、政令第十条又は政令第十一条に規定する

額の二分の一を減額した額とする。

- 一 行政庁の命令によって行なう建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替で従前の延べ面積をこえない部分
- 二 災害により滅失し、又は損壊した建築物を罹災後三月以内に被災者自ら使用するために建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする部分
- 2 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用を受けた地域内において、その災害により滅失し、又は損壊した建築物の建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合で、災害の発生した日から六月以内に工事に着手するものの確認申請手数料は、これを免除する。
- 3 ←三

十六． 昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

（確認申請手数料の減免）

第三条 次の各号に掲げる建築物（法第八十七条の二の規定により政令で指定する昇降機その他の建築設備並びに法第八十八条第一項及び第二項の規定により政令で指定する工作物を含む。以下本条において同じ。）の確認申請手数料は、政令第十条又は政令第十一条に規定する額の二分の一を減額した額とする。

- 一 行政庁の命令によって行^レう建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替で従前の延べ面積を超えない部分
- 二 ←七
- 2 ←七
- 3 ←三

三十． 平成十一年四月三十日 規則第五十五号

（確認申請手数料等の減免）

第三条 次の各号に掲げる建築物（法第八十七条の二の規定により政令で指定する昇降機その他の建築設備並びに法第八十八条第一項及び第二項の規定により政令で指定する工作物を含む。以下本条において同じ。）の確認申請手数料及び完了検査申請手数料の額は、政令第十条から第十二条の二までに規定する額の二分の一を減額した額とする。

- 一 ←十六
- 二 災害により滅失し、又は損壊した建築物を罹^レ災後三月以内に被災者自ら使用するために建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする部分
- 2 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用を受けた地域内において、その災害により滅失し、又は損壊した建築物の建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合で、災害の発生した日から六月以内に工事に着手するときの確認申請手数料及び完了検査申請手数料は、免除する。
- 3 前各項に該当する場合は、それを証する書類を当該確認申請書及び完了検査申請書に添えな

ければならない。

三十一、平成十一年十二月一日 規則第八十五号

(確認申請手数料の減免)

第三条 次の各号に掲げる建築物(法第八十七条の二の規定により政令で指定する昇降機その他の建築設備並びに法第八十八条第一項及び第二項の規定により政令で指定する工作物を含む。以下本条において同じ。)の確認申請手数料、完了検査申請手数料及び中間検査申請手数料は、政令第十条から第十二条の二まで及び使用料及び手数料規則(昭和三十一年千葉県規則第二十九号)別表第三に規定する額の二分の一を減額した額とする。

一 ←十六

二 ←三十

2 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の適用を受けた地域内において、その災害により滅失し、又は損壊した建築物の建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合で、災害の発生した日から六月以内に工事に着手するときの確認申請手数料、完了検査申請手数料及び中間検査申請手数料は、免除する。

3 前各項に該当する場合は、それを証する書類を当該確認申請書、完了検査申請書及び中間検査申請書に添えなければならない。

三十三、平成十二年三月二十八日 規則第四十六号

(確認申請手数料の減免)

第三条 削除

(参考) 関連条文の削除経過

三、 ★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

(手数料の納入方法)

第三条 政令第十条及び政令第十一条に規定する確認申請手数料並びに第十二条に規定する検査手数料は、千葉県収入証紙をもつて納入しなければならない。

四、昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

(手数料の納入方法)

第三条 削除

現行

(意見の聴取)

第四条 法第九条第三項及び第八項（これらの規定を法第十条第四項、法第四十五条第二項、法第八十八条第一項から第三項まで、法第九十条第三項及び法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取の請求は、文書によらなければならない。

2 知事は、前項の意見の聴取並びに法第四十六条第一項及び法第四十八条第十五項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行うことによつて生ずる意見の聴取を受ける者に係る費用は弁償しない。

一部改正〔昭和四十六年規則二〇号・昭和五十九年規則五九号・平成六年六五号・一二年四六号・一七年一六五号・一九年一〇五号・三〇年六四号〕

三. **★全部改正** 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

(聴聞)

第五条 法第九条第三項及び法第十条第二項の規定による聴聞の請求は、文書によらなければならない。

2 知事は、聴聞によつて生ずる聴聞請求者側の費用は弁償しない。

七. 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

(聴聞)

第四条 ←★

2 ←★

十六. 昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

(聴聞)

第四条 法第九条第三項及び第八項並びに法第十条第二項の規定による聴聞の請求は、文書によらなければならない。

2 ←★

二十七. 平成六年九月二十九日 規則第六十五号

(意見の聴取)

第四条 法第九条第三項及び第八項（これらの規定を法第十条第二項、法第四十五条第二項、法第八十八条第一項、第二項及び第四項、法第九十条第三項並びに法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取の請求は、文書によらなければならない。

2 知事は、前項の意見の聴取並びに法第四十六条第一項及び法第四十八条第十三項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行うことによつて生ずる意見の聴取を受ける者に係る費用は弁償しない。

三十三、平成十二年三月二十八日 規則第四十六号

(意見の聴取)

第四条 法第九条第三項及び第八項(これらの規定を法第十条第二項、法第四十五条第二項、法

第八十八条第一項、第二項及び第三項、法第九十条第三項並びに法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取の請求は、文書によらなければならない。

2 ←二十七

三十八、平成十七年十月二十五日 規則第六十五号

(意見の聴取)

第四条 法第九条第三項及び第八項(これらの規定を法第十条第四項、法第四十五条第二項、法

第八十八条第一項、第二項及び第三項、法第九十条第三項並びに法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取の請求は、文書によらなければならない。

2 ←二十七

四十、平成十九年十一月二十七日 規則第五号

(意見の聴取)

第四条 ←三十八

2 知事は、前項の意見の聴取並びに法第四十六条第一項及び法第四十八条第十四項の規定による意見の聴取(以下「意見の聴取」という。)を行うことによつて生ずる意見の聴取を受ける者に係る費用は弁償しない。

四十八、平成三十年十二月四日 規則第六十四号

(意見の聴取)

第四条 法第九条第三項及び第八項(これらの規定を法第十条第四項、法第四十五条第二項、法第八十八条第一項から第三項まで、法第九十条第三項及び法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取の請求は、文書によらなければならない。

2 知事は、前項の意見の聴取並びに法第四十六条第一項及び法第四十八条第十五項の規定による意見の聴取(以下「意見の聴取」という。)を行うことによつて生ずる意見の聴取を受ける者に係る費用は弁償しない。

現行

(公聴会)

第四条の二 法第九条第四項(同条第八項、法第十条第四項、法第四十五条第二項、法第八十八条第一項から第三項まで、法第九十条第三項及び法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。第四条の四において同じ。)、法第四十六条第一項及び法第四十八条第十五項の規定による公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、知事が指名する職員とする。

2 主宰者は、必要があると認めるときは、公聴会に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

追加〔平成六年規則六五号〕、一部改正〔平成一二年規則四六号・一七年一六五号・一九年一〇五号・三〇年六四号〕

二十七・平成六年九月二十九日 規則第六十五号

(公聴会)

第四条の二 法第九条第四項(同条第八項、法第十条第二項、法第四十五条第二項、法第八十八条第一項、第二項及び第四項、法第九十条第三項並びに法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。第四条の四において同じ。)、法第四十六条第一項及び法第四十八条第十三項の規定による公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、知事が指名する職員とする。

2 主宰者は、必要があると認めるときは、公聴会に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

三十三・平成十二年 三月二十八日 規則第四十六号

(公聴会)

第四条の二 法第九条第四項(同条第八項、法第十条第二項、法第四十五条第二項、法第八十八条第一項、第二項及び第三項、法第九十条第三項並びに法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。第四条の四において同じ。)、法第四十六条第一項及び法第四十八条第十三項の規定による公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、知事が指名する職員とする。

2 ←二十七

三十八・平成十七年十月二十五日規則第六十五号

(公聴会)

第四条の二 法第九条第四項(同条第八項、法第十条第四項、法第四十五条第二項、法第八十八条第一項、第二項及び第三項、法第九十条第三項並びに法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。第四条の四において同じ。)、法第四十六条第一項及び法第四十八条第十三項の規定による公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を主宰する者(以下「主宰者」

という。)は、知事が指名する職員とする。
2 ←二十七

四十. 平成十九年十一月二十七日規則第百五号
(公聴会)

第四条の二 法第九条第四項(同条第八項、法第十条第四項、法第四十五条第二項、法第八十八条第一項、第二項及び第三項、法第九十条第三項並びに法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。第四条の四において同じ。)、法第四十六条第一項及び法第四十八条第十四項の規定による公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、知事が指名する職員とする。
2 ←二十七

四十八. 平成三十年十二月四日 規則第六十四号
(公聴会)

第四条の二 法第九条第四項(同条第八項、法第十条第四項、法第四十五条第二項、法第八十八条第一項から第三項まで、法第九十条第三項及び法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。第四条の四において同じ。)、法第四十六条第一項及び法第四十八条第十五項の規定による公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、知事が指名する職員とする。
2 ←二十七

現行

(代理人)

第四条の三 法第四十六条第一項又は法第四十八条第十五項に規定する利害関係を有する者は、あらかじめ知事に届け出て公聴会に代理人を出頭させることができる。

追加〔平成六年規則六五号〕、一部改正〔平成一九年規則一〇五号・三〇年六四号〕

二十七. 平成六年九月二十九日 規則第六十五号

(代理人)

第四条の三 法第四十六条第一項又は法第四十八条第十三項に規定する利害関係を有する者は、あらかじめ知事に届け出て公聴会に代理人を出頭させることができる。

四十. 平成十九年十一月二十七日 規則第百五号
(代理人)

第四条の三 法第四十六条第一項又は法第四十八条第十四項に規定する利害関係を有する者は、あらかじめ知事に届け出て公聴会に代理人を出頭させることができる。

四十八・平成三十年十二月四日 規則第六十四号

(代理人)

第四条の三 法第四十六条第一項又は法第四十八条第十五項に規定する利害関係を有する者は、あらかじめ知事に届け出て公聴会に代理人を出頭させることができる。

現行

(補佐人等)

第四条の四 意見の聴取を受ける者(代理人も含む。以下「被聴取者」という。)は、あらかじめ知事に届け出て、法第九条第四項の規定による公聴会にあつては補佐人、法第四十六条第一項又は法第四十八条第十五項の規定による公聴会にあつては証人又は自己に有利な参考人を出席させることができる。

追加〔平成六年規則六五号〕、一部改正〔平成一九年規則一〇五号・三〇年六四号〕

二十七・平成六年九月二十九日 規則第六十五号

(補佐人等)

第四条の四 意見の聴取を受ける者(代理人も含む。以下「被聴取者」という。)は、あらかじめ知事に届け出て、法第九条第四項の規定による公聴会にあつては補佐人、法第四十六条第一項又は法第四十八条第十三項の規定による公聴会にあつては証人又は自己に有利な参考人を出席させることができる。

四十・平成十九年十一月二十七日 規則第五百五号

(補佐人等)

第四条の四 意見の聴取を受ける者(代理人も含む。以下「被聴取者」という。)は、あらかじめ知事に届け出て、法第九条第四項の規定による公聴会にあつては補佐人、法第四十六条第一項又は法第四十八条第十四項の規定による公聴会にあつては証人又は自己に有利な参考人を出席させることができる。

四十八・平成三十年十二月四日 規則第六十四号

(補佐人等)

第四条の四 意見の聴取を受ける者(代理人も含む。以下「被聴取者」という。)は、あらかじめ知事に届け出て、法第九条第四項の規定による公聴会にあつては補佐人、法第四十六条第一項又は法第四十八条第十五項の規定による公聴会にあつては証人又は自己に有利な参考人を出

席させることができる。

現行

(意見の聴取の放棄)

第四条の五 被聴取者が正当な理由なく公聴会に出頭しないときは、意見の聴取の機会を放棄したものとみなす。

追加〔平成六年規則六五号〕

二十七・平成六年九月二十九日 規則第六十五号

(意見の聴取の放棄)

第四条の五 被聴取者が正当な理由なく公聴会に出頭しないときは、意見の聴取の機会を放棄したものとみなす。

現行

(関係者の発言)

第四条の六 公聴会の出席者は、主宰者の許可がなければ発言することができない。

追加〔平成六年規則六五号〕

二十七・平成六年九月二十九日 規則第六十五号

(関係者の発言)

第四条の六 公聴会の出席者は、主宰者の許可がなければ発言することができない。

現行

(記録等)

第四条の七 主宰者は、書記を指名し、意見の聴取の次第、内容の要点等を記録させなければならない。

2 主宰者は、公聴会終了後遅滞なくその経過につき、調書を作成し、知事に報告しなければならない。

追加〔平成六年規則六五号〕

二十七・平成六年九月二十九日 規則第六十五号

(記録等)

第四条の七 主宰者は、書記を指名し、意見の聴取の次第、内容の要点等を記録させなければならない。

2 主宰者は、公聴会終了後遅滞なくその経過につき、調書を作成し、知事に報告しなければならない。

現行

(秩序の維持)

第四条の八 主宰者は、場内を整理し、その秩序を維持するため必要があると認められるときは、出席者又は傍聴人の入場を制限することができる。

2 主宰者は、意見の聴取の進行を妨げ、又は会場の秩序を乱す者に対し、退出その他意見の聴取の秩序を維持するため必要な事項を指示することができる。

追加〔平成六年規則六五号〕

二十七・平成六年九月二十九日 規則第六十五号

(秩序の維持)

第四条の八 主宰者は、場内を整理し、その秩序を維持するため必要があると認められるときは、出席者又は傍聴人の入場を制限することができる。

2 主宰者は、意見の聴取の進行を妨げ、又は会場の秩序を乱す者に対し、退出その他意見の聴取の秩序を維持するため必要な事項を指示することができる。

現行

(委任)

第四条の九 第四条から前条までの規定のほか、公聴会の運営に関し必要な事項は、主宰者が別に定める。

追加〔平成六年規則六五号〕

二十七・平成六年九月二十九日 規則第六十五号

(委任)

第四条の九 第四条から前条までの規定のほか、公聴会の運営に関し必要な事項は、主宰者が別に定める。

現行

(標識による公告)

第五条 法第九条第十三項の規定による公告は、標識（別記第一号様式）を設置して行なう。
追加〔昭和四十六年規則二〇号〕

七・ 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

(標識による公告)

第五条 法第九条第十三項の規定による公告は、標識（別記第一号様式）を設置して行なう。

現行

(確認申請書に添付する書類)

第六条 法第六条第一項に掲げる建築物の確認申請書には別表に掲げる図書を添えなければならない。

一部改正〔昭和四十六年規則二〇号・五九年五九号・平成六年六号・一一年五五号・一二年一四〇号・一九年七二号〕

三. ★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

(確認申請書に添付する書類)

第六条 法第六条第一項に掲げる建築物の確認申請書には別表第一に掲げる図書を、工場にあつては工場調書(別記第一号様式)を添えなければならない。

七. 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

(確認申請書に添付する書類)

第六条 法第六条第一項に掲げる建築物の確認申請書には別表に掲げる図書を、工場にあつては工場調書(別記第二号様式)を添えなければならない。

十六. 昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

(確認申請書に添付する書類)

第六条 法第六条第一項に掲げる建築物の確認申請書には別表に掲げる図書を、工場にあつては工場調書(別記第二号様式)を添えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第六条の二第一項各号に掲げる建築物の建築(同項第一号に掲げる住宅にあつては、新築に限る。)に係る確認申請書には、便所を水洗式とする建築物(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第八号に規定する処理区域内のものに限る。)に係る敷地内排水系統図、避雷設備を設ける建築物に係る構造詳細図、地階に居室を有する建築物(政令第十三条の二第二号及び第四号に掲げる建築物で、法第二十八条第三項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る換気設備図及び受水槽を有する建築物に係る構造詳細図を添えることを要しない。

二十六. 平成六年二月二十五日 規則第六号

(確認申請書に添付する書類)

第六条 法第六条第一項に掲げる建築物の確認申請書には別表に掲げる図書を、工場にあつては工場調書(別記第二号様式)を添えなければならない。

三十、平成十一年四月三十日 規則第五十五号

(確認申請書に添付する書類)

第六条 ←二十六

2 前項の規定にかかわらず、法第六条の三第一項各号に掲げる建築物の建築(同項第一号に掲げる住宅にあつては、新築に限る。)に係る確認申請書には、便所を水洗式とする建築物(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第八号に規定する処理区域内のものに限る。)に係る敷地内排水系統図、避雷設備を設ける建築物に係る構造詳細図、地階に居室を有する建築物(政令第十三条の二第二号及び第四号に掲げる建築物で、法第二十八条第三項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る換気設備図及び受水槽を有する建築物に係る構造詳細図を添えることを要しない。

三十四、平成十二年六月一日 規則第四百十号

(確認申請書に添付する書類)

第六条 法第六条第一項に掲げる建築物の確認申請書には別表に掲げる図書を添えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物の建築に係る確認申請書には、便所を水洗式とする建築物(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第八号に規定する処理区域内のものに限る。)に係る敷地内排水系統図、避雷設備を設ける建築物に係る構造詳細図、地階に居室を有する建築物(政令第十三条の二**第二号及び**第四号に掲げる建築物で、法第二十八条第三項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る換気設備図及び受水槽を有する建築物に係る構造詳細図を添えることを要しない。

三十九、平成十九年七月十日 規則第七十二号

(確認申請書に添付する書類)

第六条 法第六条第一項に掲げる建築物の確認申請書には別表に掲げる図書を添えなければならない。

~~前項の規定にかかわらず、法第十条の主第十項第三号に掲げる建築物の建築に係る確認申請書には、便所を水洗式とする建築物(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第八号に規定する処理区域内のものに限る。)に係る敷地内排水系統図、避雷設備を設ける建築物に係る構造詳細図、地階に居室を有する建築物(政令第十三条の二第四号に掲げる建築物で、法第二十一条第三項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る換気設備図及び受水槽を有する建築物に係る構造詳細図を添えることを要しない。~~

現行

(許可申請書)

第七条 施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書（別記第三号様式）を知事に提出しなければならない。

2 省令第十条の四第一項及び第四項に規定する許可申請書並びに前項の許可申請書には、省令第一条の第三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図その他必要な資料のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書を添付しなければならない。

一 次に掲げる許可の申請をする場合その他知事が必要と認める場合 省令第一条の第三第一項に規定する日影図

イ 法第四十八条第一項から第九項までのただし書及び第十一項ただし書（法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可

ロ 法第五十五条第三項各号の規定による許可

ハ 法第五十六条の二第一項ただし書の規定による許可

ニ 施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可

二 工場の用途に供する建築物に係る許可の申請の場合 工場調書

3 省令第十条の四第一項に規定する許可関係規定による許可、同条第四項に規定する工作物許可関係規定による許可及び施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可を受けた事項の範囲内において許可を受けた内容を変更しようとするときは、設計変更申請書（別記第五号様式）に省令第十条の四第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の通知書又は許可通知書（別記第三号様式）及び変更図書を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可をするときは許可通知書により、前項の規定による承認をするときは設計変更承認通知書（別記第五号様式）により当該申請者に通知するものとする。

一部改正〔昭和四十一年規則三三三三号・四六年二〇号・五三年七九号・五九年五九号・平成六年六号・七年五二号・九年二号・一一年五五号・一六年二九号・三〇年六四号〕

三. ★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

(許可申請書)

第七条 許可を受けようとする者は、許可申請書（別記第二号様式）に省令第一条に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図並びに工場の用途に供する建築物にあつては工場調書（法第五十七条第一項又は法第五十八条第四項の許可申請にあつては平面図及び工場調書を除く。）及び必要な資料を添えて提出しなければならない。

五. 昭和四十一年六月二十一日 規則第三十三号

(許可申請書)

第七条 許可を受けようとする者は、許可申請書（施行条例の規定による許可にあつては別記第二号様式、規制条例の規定による許可にあつては別記第二号様式の二）に省令第一条に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図並びに工場の用途に供する建築物については工場調書（法第五十七条第一項又は法第五十八条第四項の許可の申請にあつては平面図及び工場調書を除く）及び必要な資料を添えて提出しなければならない。

七、 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

（許可申請書）

第七条 許可を受けようとする者は、許可申請書（法の規定による許可にあつては別記第三号様式、規制条例の規定による許可にあつては別記第四号様式）に省令第一条に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図並びに工場の用途に供する建築物については工場調書（法第四十四条第一項、法第五十五条第一項又は法第五十六条第三項の許可の申請にあつては平面図及び工場調書を除く）及び必要な資料を添えて知事に提出しなければならない。

2| 許可を受けた内容を変更しようとするときは、許可通知書（法の規定による許可にあつては別記第三号様式、規制条例の規定による許可にあつては別記第四号様式）を添えてその変更について、前項の規定に準じ、知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が既に許可を受けた事項の範囲内であるときは、設計変更申請書（別記第五号様式）に許可通知書及び変更図書を添えて知事の承認を受けなければならない。

3| 知事は、前二項の規定による申請を許可又は承認するときは、許可通知書又は設計変更承認通知書（別記第五号様式）により当該申請者に通知するものとする。

十三、 昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号

（許可申請書）

第七条 許可を受けようとする者は、許可申請書（法の規定による許可にあつては別記第三号様式、規制条例の規定による許可にあつては別記第四号様式）に省令第一条に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、立面図その他必要な資料及び工場の用途に供する建築物にあつては工場調書を添えて知事に提出しなければならない。

2 ←七

3 ←七

十六、 昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

（許可申請書）

第七条 許可を受けようとする者は、許可申請書（別記第三号様式）に省令第一条第一項に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、立面図その他必要な資料及び工場の用途に供する建築物にあつては工場調書を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 許可を受けた内容を変更しようとするときは、許可通知書（別記第三号様式）を添えてその変更について、前項の規定に準じ、知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が既に許可を受けた事項の範囲内であるときは、設計変更申請書（別記第五号様式）に許可通知書及び変更図書を添えて知事の承認を受けなければならない。

3 ←七

二十六、平成六年二月二十五日 規則第六号

（許可申請書）

第七条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、許可申請書（別記第三号様式）を知事に提出しなければならない。

- 一 法第四十四条第一項第四号の規定による許可
 - 二 法第四十七条ただし書の規定による許可
 - 三 法第四十八条第一項から第十二項までのただし書（法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可
 - 四 法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可
 - 五 法第五十二条第四項から第六項までの規定による許可
 - 六 法第五十四条の二第一項第二号の規定による許可
 - 七 法第五十五条第三項各号の規定による許可
 - 八 法第五十六条の二第一項ただし書の規定による許可
 - 九 法第五十九条第一項第三号の規定による許可
 - 十 法第五十九条第四項の規定による許可
 - 十一 法第五十九条の二第一項の規定による許可
 - 十二 法第六十八条の四第四項の規定による許可
 - 十三 法第六十八条の五第二項の規定による許可
 - 十四 法第六十八条の七第五項の規定による許可
 - 十五 法第八十五条第三項及び第四項の規定による許可
 - 十六 施行条例第五十条の四第一項ただし書の規定による許可
- 2| 前項の許可申請書には、省令第一条第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図その他必要な資料のほか、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める図書を添付しなければならない。
- 一 前項第三号（法第四十八条第一項から第八項までのただし書及び第十項ただし書き（法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可に限る。）、第七号、第八号又は第十六号の許可の申請をする場合その他知事が必要と認める場合 省令第一条第一項に規定する日影図
 - 二 工場の用途に供する建築物に係る許可の申請の場合 工場調書
- 3| 許可を受けた内容を変更しようとするときは、許可通知書（法の規定による許可にあつては別記第三号様式、規制条例の規定による許可にあつては別記第四号様式）を添えてその変

更について、前各項の規定に準じ、知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が既に許可を受けた事項の範囲内であるときは、設計変更申請書（別記第五号様式）に許可通知書及び変更図書を添えて知事の承認を受けなければならない。

4| 知事は、前各項の規定による申請を許可又は承認するときは、許可通知書又は設計変更承認通知書（別記第五号様式）により当該申請者に通知するものとする。

二十八、平成七年四月十一日 規則第五十二号

（許可申請書）

第七条 ←二十六

一 ←二十六

二 ←二十六

三 ←二十六

四 ←二十六

五 法第五十二条第六項から第八項までの規定による許可

六 ←二十六

七 ←二十六

八 ←二十六

九 ←二十六

十 ←二十六

十一 ←二十六

十二 ←二十六

十三 ←二十六

十四 ←二十六

十五 ←二十六

十六 施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可

2 ←二十六

3 ←二十六

4 ←二十六

二十九、平成九年二月四日 規則第二号

（許可申請書）

第七条 ←二十六

一 ←二十六

二 ←二十六

三 ←二十六

四 ←二十六

五 法第五十二条第六項、第七項及び第十項の規定による許可

- 六 ←二十六
- 七 ←二十六
- 八 ←二十六
- 九 ←二十六
- 十 ←二十六
- 十一 ←二十六
- 十二 ←二十六
- 十三 ←二十六
- 十四 ←二十六
- 十五 ←二十六
- 十六 ←二十八
- 2 ←二十六
- 3 ←二十六
- 4 ←二十六

三十. 平成十一年四月三十日 規則第五十五号

(許可申請書)

第七条 施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書（別記第三号様式）を知事に提出しなければならない。

- 一 法第四十四条第一項第四号の規定による許可
- 二 法第四十七条ただし書の規定による許可
- 三 法第四十八条第一項から第十二項までのただし書（法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項若しくは第三項若しくは第四項の二項ただし書（法第八十七條第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可
- 四 法第五十一条ただし書（法第八十七條第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可
- 五 法第五十二条第四項、第七項及び第九項の規定による許可
- 六 法第五十四条の二第十項第一号の規定による許可
- 七 法第五十五条第三項各号の規定による許可
- 八 法第五十六条の二第十項ただし書の規定による許可
- 九 法第五十九条第十項第三号の規定による許可
- 十 法第五十九条第四項の規定による許可
- 十一 法第五十九条の二第十項の規定による許可
- 十二 法第六十一条の四第四項の規定による許可
- 十三 法第六十一条の五第二項の規定による許可
- 十四 法第六十一条の七第五項の規定による許可
- 十五 法第八十五条第三項及び第四項の規定による許可
- 十六 施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可

2 省令第十条の四第一項及び第四項に規定する許可申請書並びに前項の許可申請書には、省令第一条第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図その他必要な資料のほか、次の各号に掲げる区分に依りて、当該各号に定める図書を添付しなければならない。

一 次に掲げる許可の申請をする場合その他知事が必要と認める場合 省令第一条の第三項に規定する日影図

イ 法第四十八条第一項から第八項までのただし書及び第十項ただし書（法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可

ロ 法第五十五条第三項各号の規定による許可

ハ 法第五十六条の二第一項ただし書の規定による許可

ニ 施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可
二 ←二十六

3 省令第十条の四第一項に規定する許可関係規定による許可、同条第四項に規定する工作物許可関係規定による許可及び施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可を受けた事項の範囲内において許可を受けた内容を変更しようとするときは、設計変更申請書（別記第五号様式）に省令第十条の四第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の通知書又は許可通知書（別記第三号様式）及び変更図書を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可をするときは許可通知書により、前項の規定による承認をするときは設計変更承認通知書（別記第五号様式）により当該申請者に通知するものとする。

三十六 平成十六年三月二十三日 規則第二十九号
第七条 ←三十

2 省令第十条の四第一項及び第四項に規定する許可申請書並びに前項の許可申請書には、省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図その他必要な資料のほか、次の各号に掲げる区分に依りて、当該各号に定める図書を添付しなければならない。

一 ←三十

二 ←二十六

3 ←三十

4 ←三十

四十八 平成三十年十二月四日 規則第六十四号

（許可申請書）

第七条 ←三十

2 省令第十条の四第一項及び第四項に規定する許可申請書並びに前項の許可申請書には、省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図その他必要な資料のほか、次の各号に掲げる区分に_レ応じ、当該各号に定める図書を添付しなければならない。

一 ←三十

イ 法第四十八条第一項から第九項までのただし書及び第十一項ただし書（法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可

ロ ←三十

ハ ←三十

ニ ←三十

二 ←二十六

3 ←三十

4 ←三十

現行

第八条 削除

削除（平成一一年規則五五号）

三. ★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

（設計変更等）

第八条

許可をうけた建築物で工事完了前に許可を受けた内容を変更しようとするときは、許可通知書を添え、その変更計画について知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更計画が既に許可を受けた事項の範囲内であるときは設計変更申請書（別記第三号様式）に許可通知書及び変更図書を添え知事の承認を受けなければならない。

2 確認を受けた建築物又は工作物の設計内容を工事完了前に変更しようとする場合で、次の各号の一に該当するときは確認通知書及び変更図書を添えて建築主事の確認を受けなければならない。

一 床面積を増加しようとするとき。ただし、防火地域及び準防火地域外において床面積の十平方メートル以内のものについてはこの限りでない。

二 主要構造部を著しく変更しようとするとき。

三 平面計画を著しく変更しようとするとき。

3 前各号以外の変更をしようとするときは設計変更申請書に確認通知書及び変更図書を添え、建築主事の承認を受けなければならない。

4 確認を受け、工事完了前に建築主の変更並びに工事監理者及び工事施行者の決定及び変更があったときは、記載事項変更届（別記第四号様式）を建築主事に提出し承認を受けなければならない。

七、 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

(設計変更)

第八条 許可を求めた建築物が工事完了前に許可を受けた内容を変更しようとするときは、許可通知書を添え、その変更計画について知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更計画が既に許可を受けた事項の範囲内であるときは設計変更申請書(別記第三号様式)に許可通知書及び変更図書を添え知事の承認を受けなければならない。

確認を受けた建築物又は工作物の設計内容を工事完了前に変更しようとする場合で、次の各号の一に該当するときは確認通知書及び変更図書を添えて建築主事の確認を受けなければならない。

- 一 ←★
- 二 ←★
- 三 ←★

2| 前各号以外の設計変更をしようとするときは設計変更申請書に確認通知書及び変更図書を添え、建築主事の承認を受けなければならない。

3| 建築主事は、前項の規定による申請を承認するときは、設計変更承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

4| 確認を受け、工事完了前に建築主の変更並びに工事監理者及び工事施行者の決定及び変更があったときは、記載事項変更届(別記第四号様式)を建築主事に提出し承認を受けなければならない。

十六、 昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

(設計変更)

第八条 確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は建造主(以下「建築主等」という。)は、その設計内容を工事完了前に変更(軽微な変更を除く。)しようとする場合で、次の各号の一に該当するときは確認通知書を添えて新たに建築主事の確認を受けなければならない。

- 一 床面積又は築造面積を増加しようとするとき。ただし、防火地域及び準防火地域において床面積の十平方メートル以内のものについてはこの限りでない。
- 二 主要構造部、構造耐力上主要な部分その他の構造上重要な部分を変更しようとするとき。
- 三 平面計画又は築造計画を変更しようとするとき(第一号に該当する場合を除く)。

2 建築主等は、設計内容の軽微な変更又は前項各号以外の設計内容の変更を工事完了前に行おうとするときは、変更に係る工事に着手する前に設計変更届(別記第五号様式)に確認通知書及び変更図書を添え、建築主事に届け出なければならない。

3 建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、設計変更受理通知書(別記第五号様式)により当該建築主等に通知するものとする。

三十．平成十一年四月三十日 規則第五十五号

(設計変更)

第八条 削除

現行

(名義変更届)

第九条 確認、許可又は認定（以下「確認等」という。）を受けた建築物、建築設備又は工作物に係る工事が完了する前に当該建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）の変更があつたときは、変更後の建築主等は、名義変更届（別記第六号様式）に当該建築物、建築設備又は工作物の確認等を証する書類を添えて知事又は建築主事に届け出るものとする。建築主等の住所又は氏名に変更があつたときも同様とする。

2 知事又は建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、名義変更受理通知書（別記第六号様式）により当該建築主等に通知するものとする。

追加〔昭和四十六年規則二〇号〕、一部改正〔昭和五三年規則七九号・五九年五九号・平成六年六号・一一年五五号・一二年四六号・二八年五号〕

七．昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

(名義変更等届)

第九条 許可又は確認を受けた建築物若しくは工作物に係る工事が完了する前に当該建築物又は工作物の建築主の変更があつたときは、名義変更等届（別記第六号様式）により知事又は建築主事に届けなければならない。建築主の住所若しくは氏名に変更があつたとき又は工事監理者、工事施工者の決定及びその住所若しくは氏名に変更があつたときも同様とする。

十三．昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号

(名義変更等届)

第九条 確認、許可又は仮使用の承認（以下「確認等」という。）を受けた建築物若しくは工作物に係る工事が完了する前に当該建築物又は工作物の建築主の変更があつたときは、名義変更等届（別記第六号様式）に当該建築物又は工作物の確認等を証する書類を添えて知事又は建築主事に届けなければならない。建築主の住所若しくは氏名に変更があつたとき、又は工事監理者、工事施工者の決定及びその住所若しくは氏名に変更があつたときも同様とする。

十六．昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

(名義変更届)

第九条 確認、許可、認定又は仮使用の承認（以下「確認等」という。）を受けた建築物、建築設備若しくは工作物に係る工事が完了する前に当該建築物、建築設備又は工作物の建築主等の変更があつたときは、名義変更届（別記第六号様式）に当該建築物又は工作物の確認等を証する書類を添えて知事又は建築主事に届け出なければならない。建築主の住所又は氏名に変更があつたとき、又は工事監理者、工事施工者の決定及びその住所若しくは氏名に変更があつたときも同様とする。

2) 知事又は建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、名義変更受理通知書（別記第六号様式）により当該建築主等に通知するものとする。

二十六、平成六年二月二十五日 規則第六号

（名義変更届）

第九条 確認、許可、認定又は仮使用の承認（以下「確認等」という。）を受けた建築物、建築設備若しくは工作物に係る工事が完了する前に当該建築物、建築設備又は工作物の建築主等の変更があつたときは、変更前の建築主等と変更後の建築主等が連署して名義変更届（別記第六号様式）に当該建築物又は工作物の確認等を証する書類を添えて知事又は建築主事に届け出なければならない。建築主の住所又は氏名に変更があつたときも同様とする。

2 ←十六

三十、平成十一年四月三十日 規則第五十五号

（名義変更届）

第九条 確認、許可、認定又は仮使用の承認（以下「確認等」という。）を受けた建築物、建築設備若しくは工作物に係る工事が完了する前に当該建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）の変更があつたときは、変更前の建築主等と変更後の建築主等が連署して名義変更届（別記第六号様式）に当該建築物又は工作物の確認等を証する書類を添えて知事又は建築主事に届け出なければならない。建築主の住所又は氏名に変更があつたときも同様とする。

2 ←十六

三十三、平成十二年三月二十八日 規則第四十六号

（名義変更届）

第九条 確認、許可、認定又は仮使用の承認（以下「確認等」という。）を受けた建築物、建築設備若しくは工作物に係る工事が完了する前に当該建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）の変更があつたときは、変更前の建築主等と変更後の建築主等が連署して名義変更届（別記第六号様式）に当該建築物又は工作物の確認等を証する書類を添えて知事又は建築主事に届け出るものとする。建築主の住所又は氏名に変更があつたときも同様とする。

2 ←十六

四十六、平成二十八年三月一日 規則第五号

(名義変更届)

第九条 確認、許可又は認定(以下「確認等」という。)を受けた建築物、建築設備又は工作物に係る工事が完了する前に当該建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。)の変更があつたときは、変更前の建築主等と変更後の建築主等が連署して名義変更届(別記第六号様式)に当該建築物、建築設備又は工作物の確認等を証する書類を添えて知事又は建築主事に届け出るものとする。建築主等の住所又は氏名に変更があつたときも同様とする。

2 ←十六

五十、令和三年九月三十日 規則第六十八号

(名義変更届)

第九条 確認、許可又は認定(以下「確認等」という。)を受けた建築物、建築設備又は工作物に係る工事が完了する前に当該建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。)の変更があつたときは、**変更前の建築主等と変更後の建築主等**は、名義変更届(別記第六号様式)に当該建築物、建築設備又は工作物の確認等を証する書類を添えて知事又は建築主事に届け出るものとする。建築主等の住所又は氏名に変更があつたときも同様とする。

2 ←十六

現行

(工事監理者決定等届)

第九条の二 確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築主等は、建築士である工事監理者を定めたとき、若しくはこれを変更したとき、又は工事施工者を定めたとき、若しくはこれを変更したときは、工事監理者決定等届(別記第六号様式の二)により建築主事に届け出るものとする。工事監理者又は工事施工者の住所若しくは氏名に変更があつたときも同様とする。

2 建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、工事監理者決定等受理通知書(別記第六号様式の三)により当該建築主等に通知するものとする。
追加(昭和五九年規則五九号)、一部改正(平成一二年規則四六号・一九九七年七二号・二〇〇八年二二号・二五年七九号)

十六、昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

(工事監理者決定等届)

第九條の二 確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築主等は、建築士である工事監理者を定めたとき、若しくはこれを変更したとき、又は工事施工者を定めたとき、若しくはこれを変更したときは、工事監理者決定等届（別記第六号様式の二）により建築主事に届け出なければならない。工事監理者又は工事施工者の住所若しくは氏名に変更があつたときも同様とする。

2 建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、工事監理者決定等受理通知書（別記第六号様式の三）により当該建築主等に通知するものとする。

三十三、平成十二年三月二十八日 規則第四十六号

（工事監理者決定等届）

第九條の二 確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築主等は、建築士である工事監理者を定めたとき、若しくはこれを変更したとき、又は工事施工者を定めたとき、若しくはこれを変更したときは、工事監理者決定等届（別記第六号様式の二）により建築主事に届け出るものとする。工事監理者又は工事施工者の住所若しくは氏名に変更があつたときも同様とする。

2 ←十六

三十九、平成十九年 七月十日規則第七十二号

（工事監理者決定等届）

第九條の二 ←三十三

2 前項の工事監理者決定等届には、工事監理者を定めたとき、又はこれを変更したときは、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の写しを添えなければならない。

3 建築主事は、第一項の規定による届出を受理したときは、工事監理者決定等受理通知書（別記第六号様式の三）により当該建築主等に通知するものとする。

四十二、平成二十年十一月二十七日規則第八十二号

（工事監理者決定等届）

第九條の二 ←三十三

2 前項の工事監理者決定等届には、工事監理者を定めたとき、又はこれを変更したときは、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の写しを添えなければならない。

3 ←三十九

四十五、平成二十五年八月二十七日 規則第七十九号

(工事監理者決定等届)

第九条の二 ←三十三

~~前項の工事監理者決定等届には、工事監理者を定めるとき、又はこれを変更したときは、
一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二
級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の写しを添えなければならぬ。~~

2| 建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、工事監理者決定等受理通知書(別
記第六号様式の三)により当該建築主等に通知するものとする。

現行

(申請書の取下げ届)

第十条 確認等の申請書、第十四条の三第一項に規定する道路指定申請書又は第十五条第一項に規定する道路位置指定申請書を提出した建築主等は、知事又は建築主事が当該申請について確認等の処分をする前に当該確認等の申請書、第十四条の三第一項に規定する道路指定申請書又は第十五条第一項に規定する道路位置指定申請書を取り下げようとするときは、取下げ届(別記第七号様式)により行うものとする。

追加〔昭和四十六年規則二〇号〕、一部改正〔昭和五三年規則七九号・五九年五九号・平成六年六号・一一年五五号〕

七. 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

(許可申請書等の取り下げ届)

第十条 許可申請書又は確認申請書を提出した者は、知事又は建築主事が当該申請について許可又は確認する前に当該申請書を取り下げようとするときは、取り下げ届(別記第七号様式)により行なうものとする。

十三. 昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号

(確認等申請書の取下げ届)

第十条 確認等の申請書を提出した者は、知事又は建築主事が当該申請について確認等の処分をする前に当該申請書を取り下げようとするときは、取下げ届(別記第七号様式)により行うものとする。

十六. 昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

(確認等申請書の取下げ届)

第十条 確認等の申請書を提出した建築主等は、知事又は建築主事が当該申請について確認等の処分をする前に当該申請書を取り下げようとするときは、取下げ届(別記第七号様式)により行うものとする。

二十六. 平成六年二月二十五日 規則第六号

(申請書の取下げ届)

第十条 確認等の申請書又は第十五条第一項に規定する道路位置指定申請書を提出した建築主等は、知事又は建築主事が当該申請について確認等の処分をする前に当該申請書又は第十五条第一項に規定する道路位置指定申請書を取り下げようとするときは、取下げ届(別記第七号様式)により行うものとする。

三十． 平成十一年四月三十日 規則第五十五号

(申請書の取下げ届)

第十条 確認等の申請書、第十四条の三第一項に規定する道路指定申請書又は第十五条第一項に規定する道路位置指定申請書を提出した建築主等は、知事又は建築主事が当該申請について確認等の処分をする前に当該確認等の申請書、第十四条の三第一項に規定する道路指定申請書又は第十五条第一項に規定する道路位置指定申請書を取り下げようとするときは、取下げ届(別記第七号様式)により行うものとする。

現行

(取りやめ届)

第十一条 確認等を受けた建築主等は、当該建築物、建築設備及び工作物の工事又は仮使用を取りやめたときは、取りやめ届(別記第八号様式)に確認済証等を添えて知事又は建築主事に届け出るものとする。

追加〔昭和四十六年規則二〇号〕、一部改正〔昭和五三年規則七九号・五九年五九号・平成六年六号・一二年四六号〕

三． ★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

(工事取りやめ届)

第二十一条 確認を受けた建築物、工作物及び建築設備の工事の全部又は一部を取りやめたときは、工事取りやめ届(別記第十一号様式)に工事の全部を取りやめた場合にあつては確認通知書を、工事の一部を取りやめた場合にあつてはその部分を明示した図書を添えて建築主事に届出なければならない。

2 法第十八条第二項の機関の長又はその委任を受けた者は、適合する旨の通知を受けた建築物、工作物及び建築設備の工事の全部又は一部を取りやめたときは前項に準じて建築主事に通知しなければならない。

七． 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

(工事取りやめ届)

第十一条 確認を受けた建築物、工作物及び建築設備の工事の全部又は一部を取りやめたときは、工事取りやめ届(別記第八号様式)に工事の全部を取りやめた場合にあつては確認通知書を、工事の一部を取りやめた場合にあつてはその部分を明示した図書を添えて建築主事に届出なければならない。

(工事取りやめ届)

第二十一条 削除

十三． 昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号

(工事取りやめ届)

第十一条 確認等を受けた建築物、工作物及び建築設備の工事の全部又は一部を取りやめたときは、工事取りやめ届（別記第八号様式）に工事の全部を取りやめた場合にあつては確認通知書を、工事の一部を取りやめた場合にあつてはその部分を明示した図書を添えて知事又は建築主事に届出なければならない。

十六、昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

（工事取りやめ届）

第十一条 確認等を受けた建築物等は、当該建築物、建築設備及び工作物の工事の全部又は一部を取りやめたときは、工事取りやめ届（別記第八号様式）に工事の全部を取りやめた場合にあつては確認通知書を、工事の一部を取りやめた場合にあつてはその部分を明示した図書を添えて知事又は建築主事に届け出なければならない。

二十六、平成六年二月二十五日 規則第六号

（取りやめ届）

第十一条 確認等を受けた建築物等は、当該建築物、建築設備及び工作物の工事又は仮使用を取りやめたときは、取りやめ届（別記第八号様式）に確認通知書を添えて知事又は建築主事に届け出なければならない。

三十三、平成十二年 三月二十八日 規則第四十六号

（取りやめ届）

第十一条 確認等を受けた建築主等は、当該建築物、建築設備及び工作物の工事又は仮使用を取りやめたときは、取りやめ届（別記第八号様式）に確認済証等を添えて知事又は建築主事に届け出るものとする。

現行

（建築物の建築に関する確認の特例に係る施行条例の規定）

第十一条の二 政令第十条第三号ハ及び第四号ハの規定により、施行条例の規定のうち建築物の建築に関する確認の特例に係る規則で定める規定は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

- 一 政令第十条第三号に掲げる建築物 施行条例第四十五条及び第四十六条の規定
 - 二 政令第十条第四号に掲げる建築物 施行条例第四十五条及び第四十六条第三号の規定
- 追加〔昭和五十九年規則五九号〕、一部改正〔平成一九年規則七二号〕

十六、昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

（建築物の建築に関する確認の特例に係る施行条例の規定）

第十一条の二 政令第十三条の二第三号ハ及び第四号ハの規定により、施行条例の規定のうち建築物の建築に関する確認の特例に係る規則で定める規定は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

- 一 政令第十三条の二第三号に掲げる建築物 施行条例第四十五条及び施行条例第四十六条の規定
- 二 政令第十三条の二第四号に掲げる建築物 施行条例第四十五条及び施行条例第四十六条第三号の規定

三十九 平成十九年 七月十日規則第七十二号

(建築物の建築に関する確認の特例に係る施行条例の規定)

第十一条の二 政令第十条第三号ハ及び第四号ハの規定により、施行条例の規定のうち建築物の建築に関する確認の特例に係る規則で定める規定は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

- 一 政令第十条第三号に掲げる建築物 施行条例第四十五条及び第四十六条の規定
- 二 政令第十条第四号に掲げる建築物 施行条例第四十五条及び第四十六条第三号の規定

現行

(特定建築物の指定及び定期報告)

第十二条 法第十二条第一項の規定により指定する特定建築物は、次の各号に掲げるもの(避難階以外の階を法別表第一(イ)欄(二)項から(四)項までに掲げる用途に供しないものを除く。)とする。

- 一 地階(階数が三以上の建築物の地階に限る。次号、第三号イ及び第六号において同じ。)又は三階以上の階を法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途(屋外観覧場を除く。)に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 二 地階又は三階以上の階を病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。次条第六項において同じ。)、ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 三 政令第十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等の用途(定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれのない建築物等を定める件(平成二十八年国土交通省告示第二百四十号)第一第二項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途(次条第六項において「高齢者等就寝用途」という。)を除く。)に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの
 - イ 地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
 - ロ 地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
 - ハ 二階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの
 - 四 学校又は学校に附属する体育館の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの
 - イ 三階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
 - ロ その用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの
 - 五 三階以上の階を法別表第一(イ)欄(三)項に掲げる用途に供する建築物(前号に掲げる建築物を除く。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
 - 六 地階又は三階以上の階を法別表第一(イ)欄(四)項に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの

2 省令第五条第一項の規定による定期報告の時期は、次の表の上欄に掲げる建築物についてそれぞれ当該中欄に掲げる時期を始期とし、当該下欄に掲げるとおりとする。

建築物	定期報告の時期	
政令第十六条第一項第一号から第三号まで及び前項第一号から第三号までに掲げる建築物（法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物を除く。）	令和二年五月一日から末日までの間	二年ごとの五月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第四号並びに前項第四号及び第五号に掲げる建築物	令和二年八月一日から末日までの間	三年ごとの八月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第三号及び前項第六号に掲げる建築物（法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）	令和三年十月一日から末日までの間	二年ごとの十月一日から末日までの間

3 政令第十六条第一項各号及び第一項各号の二以上に該当する用途の建築物については、当該各号のそれぞれの用途に供する部分の床面積の合計又は建築物全体の安全の確保を勘案してその主要な用途に供する建築物として適用する。

4 省令第五条第三項本文に規定する報告書、定期調査報告概要書及び調査結果表は、報告の日前三月以内に調査し、作成したものでなければならない。

一部改正〔昭和四十六年規則二〇号・五三年七九号・五九年五九号・平成三年三二号・六年六号・一一年五五号・一二年一四〇号・一五年五八号・一六年二九号・二〇年五〇号・二三年七三号・二八年五六号・令和二年八号〕

三. ★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号
(定期報告)

第九條 法第十二条第一項及び省令第五条第一項の規定により指定する建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 劇場、映画館、演芸場及び観覧場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルをこえるもの。
 - 二 学校の用途に供する木造建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえるもの。
 - 三 病院、ホテル、旅館、百貨店及びマーケットの用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルをこえるもの。
- 2 省令第五条第二項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる建築物についてそれぞれ当該各号に定める時期を始期とする三年ごとの九月三十日とする。
- 一 前項第一号に掲げる建築物
昭和三十九年九月三十日
 - 二 前項第二号に掲げる建築物
昭和四十年九月三十日
 - 三 前項第三号に掲げる建築物
昭和四十一年九月三十日
- 3 法第十二条第一項に規定する者は、定期報告書（別記第五号様式）正副二部を知事に提出しなければならない。

七. 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

(建築物の指定及び定期報告)

第十二條 法第十二条第一項及び省令第五条第十項の規定により指定する建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ←★
- 二 ←★
- 三 ←★

2 省令第五条第一項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる建築物についてそれぞれ当該各号に定める時期を始期とする三年ごとの九月三十日とする。

- 一 ←★
- 二 ←★
- 三 ←★

3 省令第五条第二項の規定による報告事項は、建築物の敷地、構造及び建築設備の安全、衛生、防火及び避難に関する事項で建築物定期報告書（別記第九号様式）に掲げる事項とする。

十三、昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号

(建築物の指定及び定期報告)

第十二条 法第十二条第一項の規定により指定する建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの
 - イ 三階以上の階にその用途に供する部分を有するもの
 - ロ その用途に供する客席の部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
 - ハ その用途に供する主階が一階にないもの
- 二 観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、三階以上の階にその用途に供する部分を有するもの及び二階以下の階におけるその用途に供する客席の部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
- 三 屋外観覧場の用途に供する建築物で、その用途に供する客席の部分の床面積の合計が千平方メートルを越えるもの
- 四 病院、診療所(患者の収容施設がある診療所に限る。)又は政令第十九条第一項第一号に規定する児童福祉施設等の用途に供する建築物で、三階以上の階にその用途を供する部分を有するもの及び二階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 五 旅館又はホテルの用途に供する建築物で、三階以上の階にその用途に供する部分を有するもの及び二階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 六 共同住宅又は寄宿舎の用途に供する屋外階段を設けない建築物で、四階以上の階にその用途に供する部分を有するもの及び三階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを越えるもの
- 七 学校又は体育館の用途に供する木造の建築物で、二階以上の階にその用途に供する部分を有し、かつ、その床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの、その用途に供する木造以外の建築物で四階以上の階にその用途に供する部分を有するもの及び当該建築物で三階以下の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの
- 八 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物で、三階以上の階にその用途に供する部分を有するもの及び二階以下の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの
- 九 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、三階以上の階又は地階にその用途に供する部分を有するもの及び二階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの
- 2 省令第五条第一項の規定による定期報告の時期は、次の表の上欄に掲げる建築物についてそれぞれ当該中欄に掲げる時期を始期とし、当該下欄に掲げるとおりとする。

建築物	定期報告の時期
前項第一号から第五号までに掲げる建築物	昭和五十五年五月一日から末日までの間 三年ごとの五月一日から末日までの間
前項第六号から第八号までに掲げる建築物	昭和五十六年八月一日から末日までの間 三年ごとの八月一日から末日までの間
前項第九号に掲げる建築物	昭和五十四年十月一日から末日までの間 二年ごとの十月一日から末日までの間

3
←七

十六、昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

(建築物の指定及び定期報告)

第十二条 法第十二条第一項の規定により指定する建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの
 - イ 地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
 - ロ ←十三
 - ハ ←十三
- 二 観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び二階以下の階におけるその用途に供する客席の部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
- 三 ←十三
- 四 病院、診療所（患者の収容施設がある診療所に限る。）又は政令第十九条第一項第一号に規定する児童福祉施設等の用途に供する建築物で、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び二階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 五 旅館又はホテルの用途に供する建築物で、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び二階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 六 共同住宅又は寄宿舎の用途に供する屋外階段を設けない建築物で、地階又は四階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び三階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 七 学校又は体育館の用途に供する木造の建築物で、二階以上の階にその用途に供する部分を有し、かつ、その床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの、その用途に供する木造以外の建築物で地階又は四階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び当該建築物で地階を除く三階以下の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの

八 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物で、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び地階を除く二階以下の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの

九 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び二階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が五百メートルを超えるもの

十 事務所の用途に供する建築物又は事務所の用途に供する部分を有するものであつて前各号の一に該当しない建築物で、階数が五以上で、かつ、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分（機械設備の設置される部分を除く。）の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの

2 省令第五条第一項の規定による定期報告の時期は、次の表の上欄に掲げる建築物についてそれぞれ当該中欄に掲げる時期を始期とし、当該下欄に掲げるとおりとする。

建築物	定期報告の時期
前項第一号から第五号までに掲げる建築物	昭和五十五年五月一日から末日までの間
前項第六号から第八号までに掲げる建築物	昭和五十六年八月一日から末日までの間
前項第九号に掲げる建築物	昭和五十四年十月一日から末日までの間
前項第十号に掲げる建築物	昭和六十年二月一日から末日までの間

3 第一項第一号から第九号までの二以上に該当する用途の建築物については、当該各号のそれぞれ用途に供する部分の床面積の合計又は建築物全体の安全の確保を勘案してその主要な用途に供する建築物として適用する。

4 省令第五条第二項の規定による報告事項は、建築物の敷地、構造及び建築設備の安全、衛生、防火及び避難に関する事項で建築物定期報告書（別記第九号様式）に掲げる事項とする。

5 法第十二条第一項の規定により行う報告は、報告の日前三月以内に調査し、作成した前項の建築物定期報告書に、省令第一条第一項の付近見取図及び配置図を添えて行わなければならない。

二十四、平成三年三月二十九日 規則第三十二号

(建築物の指定及び定期報告)

第十二条 法第十二条第一項の規定により指定する建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ←十六
- 二 ←十六
- 三 ←十三
- 四 ←十六
- 五 ←十六
- 六 共同住宅の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの。
 - イ 法第六十八条の三の規定の適用を受けるもので、当該建築物の敷地面積に対する延べ面積の割合がその全部を住宅以外の用途に供する建築物に係る法第五十二条第一項第三号又は第四号に掲げる数値を超えるもの
 - ロ 屋外階段を設けないもので、地階又は四階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
 - ハ 屋外階段を設けないもので、三階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
 - ニ 共同住宅又は寄宿舎の用途に供する屋外階段を設けない建築物で、四階以上の階にその用途に供する部分を有するもの及び三階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
 - ホ 学校又は体育館の用途に供する木造の建築物で、二階以上の階にその用途に供する部分を有し、かつ、その床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの、その用途に供する木造以外の建築物で地階又は四階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び当該建築物で地階を除く三階以下の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの
 - ヘ 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物で、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び二階以下の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの
 - ヘ 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、三階以上の階又は地階にその用途に供する部分を有するもの及び二階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が五百メートルを超えるもの
 - ト 事務所の用途に供する建築物又は事務所の用途に供する部分を有するものであつて前各号の一に該当しない建築物で、階数が五以上で、かつ、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分（機械設備の設置される部分を除く。）の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの

2 省令第五条第一項の規定による定期報告の時期は、次の表の上欄に掲げる建築物についてそれぞれ当該中欄に掲げる時期を始期とし、当該下欄に掲げるとおりとする。

建築物	定期報告の時期
前項第一号から第五号までに掲げる建築物	平成四年五月一日から末日 三年ごとの五月一日から末日までの間
前項第六号から第九号までに掲げる建築物	平成五年八月一日から末日までの間 三年ごとの八月一日から末日までの間
前項第十号に掲げる建築物	平成三年十月一日から末日までの間 二年ごとの十月一日から末日までの間
前項第十一号に掲げる建築物	平成六年二月一日から末日までの間 三年ごとの二月一日から末日までの間

3 第一項第一号から第十号までの二以上に該当する用途の建築物については、当該各号のそれぞれ用途に供する部分の床面積の合計又は建築物全体の安全の確保を勘案してその主要な用途に供する建築物として適用する。

4 ←十六
5 ←十六

二十六・平成六年二月二十五日 規則第六号

(建築物の指定及び定期報告)

第十二条 法第十二条第一項の規定により指定する建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ←十六
- 二 ←十六
- 三 ←十三
- 四 ←十六
- 五 ←十六

六 共同住宅の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの

イ 法第六十八条の三第三項の規定の適用を受けるもので、当該建築物の敷地面積に対する延べ面積の割合がその全部を住宅以外の用途に供する建築物に係る法第五十二条第一項第三号又は第四号に掲げる数値を超えるもの

- ロ ←二十四
- ハ ←二十四

- 七 ←二十四
- 八 ←二十四

九 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物で、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び二階以下の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの

十 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、三階以上の階又は地階にその用途に供する部分を有するもの及び二階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が五百メートルを超えるもの

十一 ←二十四

2 ←二十四

3 ←二十四

4 法第十二条第一項の規定により行う建築物の敷地、構造及び建築設備に関する報告は、建築物定期調査報告書（別記第九号様式）に、省令第一条第一項に規定する付近見取図及び配置図並びに知事が別に定める調査結果書を添えて行わなければならない。

5 前項の建築物定期調査報告書及び調査結果書は、報告の日前三月以内に調査し、作成したものでなければならない。

三十、平成十一年四月三十日 規則第五十五号

（建築物の指定及び定期報告）

第十二条 法第十二条第一項の規定により指定する建築物は、次の各号に掲げるものとする。

一 ←十六

二 ←十六

三 ←十三

四 ←十六

五 ←十六

六 ←二十六

七 ←二十四

八 ←二十四

九 ←二十六

十 ←二十六

十一 事務所の用途に供する建築物又は事務所の用途に供する部分を有するものであつて前各号のいずれにも該当しない建築物で、階数が五以上で、かつ、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分（機械設備の設置される部分を除く。）の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの

2 ←二十四

3 ←二十四

4 法第十二条第一項の規定により行う建築物の敷地、構造及び建築設備に関する報告は、建築物定期調査報告書（別記第九号様式）に、**省令第十条第十項に規定する付近見取図及び配置図並びに**知事が別に定める調査結果書を添えて行わなければならない。

5 ←二十六

三十四・平成十二年六月一日 規則第四百十号

(建築物の指定及び定期報告)

第十二条 法第十二条第一項の規定により指定する建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ←十六
- 二 ←十六
- 三 ←十三
- 四 病院、診療所（患者の収容施設がある診療所に限る。）又は政令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等の用途に供する建築物で、地階又は三階以上の階でその用途を供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び二階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの

- 五 ←十六
- 六 ←二十六
- 七 ←二十四
- 八 ←二十四
- 九 ←二十六
- 十 ←二十六
- 十一 ←三十
- 十二 ←二十四
- 十三 ←二十四
- 十四 ←三十
- 十五 ←二十六

三十五・平成十五年三月三十一日 規則第五十八号

(建築物の指定及び定期報告)

第十二条 法第十二条第一項の規定により指定する建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ←十六
- 二 ←十六
- 三 ←十三
- 四 ←三十四
- 五 ←十六
- 六 共同住宅の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの

イ 法第六十八条の五の三の規定の適用を受けるもので、当該建築物の敷地面積に対する延べ面積の割合がその全部を住宅以外の用途に供する建築物に係る法第五十二条第一項第二号又は第三号に掲げる数値を超えるもの

- ロ ←二十四
- ハ ←二十四
- 七 ←二十四
- 八 ←二十四

- 九 ←二十六
- 十 ←二十六
- 十一 ←三十
- 2 ←二十四
- 3 ←二十四
- 4 ←三十
- 5 ←二十六

三十六・平成十六年三月二十三日 規則第二十九号

(建築物の指定及び定期報告)

第十二条 法第十二条第一項の規定により指定する建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ←十六
- 二 ←十六
- 三 ←十三
- 四 ←三十四
- 五 ←十六
- 六 ←三十五
- 七 ←二十四
- 八 ←二十四
- 九 ←二十六
- 十 ←二十六
- 十一 ←三十
- 2 ←二十四
- 3 ←二十四

4 省令第五条第三項の規定により規則で定める書類は、建築物定期調査結果書(別記第九号様式)とする。

5 省令第五条第二項の報告書及び前項の書類は、報告の日前三月以内に調査し、作成したものでなければならぬ。

四十一・平成二十年三月三十一日 規則第五十号

(建築物の指定及び定期報告)

第十二条 法第十二条第一項の規定により指定する建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ←十六
- 二 ←十六
- 三 ←十三
- 四 ←三十四
- 五 ←十六

六 共同住宅の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの

イ 法第六十八条の五の四の規定の適用を受けるもので、当該建築物の敷地面積に対する延べ面積の割合がその全部を住宅以外の用途に供する建築物に係る法第五十二条第一項第二号又は第三号に掲げる数値を超えるもの

ロ ←二十四

ハ ←二十四

七 ←二十四

八 ←二十四

九 ←二十六

十 ←二十六

十一 ←三十

2 ←二十四

3 ←二十四

4 省令第五条第三項の規定により規則で定める書類は、建築物定期調査結果書（別記第九号様式）とする。

4 省令第五条第三項本文に規定する報告書、定期調査報告概要書及び調査結果表は、報告の日前三月以内に調査し、作成したものでなければならない。

四十四 平成二十三年三月三十一日 規則第七十三号

（建築物の指定及び定期報告）

第十二条 ←四十一

2 ←二十四

3 ←二十四

4 第一項第六号に掲げる建築物及び前項の規定の適用を受ける建築物のうち、共同住宅の住戸の部分については、法第十二条第一項の規定による定期報告の対象から除くものとする。

5 省令第五条第三項本文に規定する報告書、定期調査報告概要書及び調査結果表は、報告の日前三月以内に調査し、作成したものでなければならない。

四十七 平成二十八年五月十七日 規則第五十六号

（特定建築物の指定及び定期報告）

第十二条 法第十二条第一項の規定により指定する特定建築物は、次の各号に掲げるもの（避難階以外の階を法別表第一（イ）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供しないものを除く。）とする。

く。とする。

一 政令第百十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等の用途（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第二百四十号）第一第二項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用

に供する用途（次条第六項において「高齢者等就寝用途」という。）を除く。）に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの

イ 地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの

ロ 二階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの

二 学校又は学校に附属する体育館の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの

イ 三階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの

ロ その用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの

2 省令第五条第一項の規定による定期報告の時期は、次の表の上欄に掲げる建築物についてそれぞれ当該中欄に掲げる時期を始期とし、当該下欄に掲げるとおりとする。

建築物	定期報告の時期	
政令第十六条第一項第一号から第三号まで及び前項第一号に掲げる建築物	平成三十年五月一日から末日までの間	二年ごとの五月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第四号及び前項第二号に掲げる建築物	平成二十九年八月一日から末日までの間	三年ごとの八月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第五号に掲げる建築物	平成二十九年十月一日から末日までの間	二年ごとの十月一日から末日までの間
前項第二十号に掲げる建築物	平成二十二年一月一日から末曲までの間	五年ごとの二月一日から末曲までの間

3 政令第十六条第一項各号及び第一項各号の二以上に該当する用途の建築物については、当該各号のそれぞれの用途に供する部分の床面積の合計又は建築物全体の安全の確保を勘案してその主要な用途に供する建築物として適用する。

4 ~~第十項第本号に掲げる建築物及び前項の規定の適用を受けずる建築物のうち、其間住宅の住居の部分については、法第十二条第十項の規定による定期報告の対象から除くものとする。~~

4| 省令第五条第三項本文に規定する報告書、定期調査報告概要書及び調査結果表は、報告の日前三月以内に調査し、作成したものでなければならない。

四十九 令和二年二月二十八日 規則第八号

(特定建築物の指定及び定期報告)

第十二条 ←四十七

一 地階（階数が三以上の建築物の地階に限る。次号、第三号イ及び第六号において同

じ。）又は三階以上の階を法別表第一（イ）欄（二）項に掲げる用途（屋外観覧場を除

く。）に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え

二百平方メートル以下のもの

二 地階又は三階以上の階を病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。次条第六項において同じ。）、ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの

三 政令第十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等の用途（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれのない建築物等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第二百四十号）第一第二項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（次条第六項において「高齢者等就寝用途」という。）を除く。）に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの

イ 地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの

ロ 地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの

ハ 二階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの

四 学校又は学校に附属する体育館の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの

イ ←四十七

ロ ←四十七

五 三階以上の階を法別表第一（イ）欄（三）項に掲げる用途に供する建築物（前号に掲げる建築物を除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの

六 地階又は三階以上の階を法別表第一（イ）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの

2 省令第五条第一項の規定による定期報告の時期は、次の表の上欄に掲げる建築物についてそれぞれ当該中欄に掲げる時期を始期とし、当該下欄に掲げるとおりとする。

建築物	定期報告の時期	
政令第十六条第一項第一号から第三号まで及び前項第一号から第三号までに掲げる建築物（法別表第一（イ）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物を除く。）	令和二年五月一日から末日までの間	二年ごとの五月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第四号並びに前項第四号及び第五号に掲げる建築物	令和二年八月一日から末日までの間	三年ごとの八月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第三号及び前項第六号に掲げる建築物（法別表第一（イ）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）	令和三年十月一日から末日までの間	二年ごとの十月一日から末日までの間

3 ←四十七

4 ←四十七

現行

(特定建築設備等の指定及び定期報告)

第十三条 法第十二条第三項の規定により指定する特定建築設備等は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 小荷物専用昇降機（籠が住戸内のみを昇降するものを除き、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該し入れ口が設けられる室の床面よりも五十センチメートル以上高いものに限る。以下この条において同じ。）
- 二 建築設備（住戸内に設けたものを除く。以下この条において同じ。）のうち次に掲げるもので、政令第十六条第一項各号及び前条第一項各号に掲げる建築物に設けたもの
 - イ 法第三十五条又は法第三十六条の規定により設けた排煙設備（排煙機又は送風機を設けたものに限る。）
 - ロ 法第三十五条の規定により設けた非常用の照明装置（予備電源を照明器具に内蔵したものを除く。）

三 防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。以下この条において同じ。）のうち、前条第一項各号に掲げる建築物に設けたもの

2 省令第六条第一項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる特定建築設備等について、それぞれ当該各号に定める時期とする。

- 一 政令第十六条第三項第一号に掲げる昇降機及び小荷物専用昇降機 法第十二条第三項の規定による報告を最初に行つた日の属する月に応当する月（最初に行う報告にあつては、法第七条第五項又は法第七条の二第五項（法第八十七条の四においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日から六月を経過した日以後六月の間）
- 二 前項第二号に掲げる建築設備 次の表の上欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる時期（省令第六条第一項に規定する検査の項目にあつては、同表の上欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる時期）

建築設備	定期報告の時期
令第十六条第一項第一号から第三号まで及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物（法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物を除く。）に設けた建築設備	毎年五月一日から末日までの間 当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の五月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第四号並びに前条第一項第四号及び第五号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年八月一日から末日までの間 当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の八月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第三号及び前条第一項第六号に掲げる建築物（法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）に設けた建築設備	毎年十月一日から末日までの間 当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の十月一日から末日までの間

三 政令第十六条第三項第二号及び前項第三号に掲げる防火設備 次の表の上欄に掲げる防火設備の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる時期

防火設備	定期報告の時期
政令第十六条第一項第一号から第三号まで及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物（法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物を除く。）に設けた防火設備	毎年五月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第四号並びに前条第一項第四号及び第五号に掲げる建築物に設けた防火設備	毎年八月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第三号及び前条第一項第六号に掲げる建築物（法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）に設けた防火設備	毎年十月一日から末日までの間

3 省令第六条の二の二第一項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる工作物について、それぞれ当該各号に定める時期とする。

- 一 政令第三百三十八条第二項第一号に掲げる昇降機等 毎年三月一日から末日までの間
- 二 政令第三百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げる昇降機等（次号に掲げるものを除く。）
法第十二条第三項の規定による報告を行った日の属する月に応当する月（最初に行う報告にあつては、法第八十八条第一項において準用する法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた日から六月を経過した日以後六月の間）
- 三 政令第三百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げる昇降機等でウォータースライドその他の特定の季節に限り使用するもの 毎年使用を開始する日の属する月の前月一日から末日までの間

4 省令第六条第三項本文又は省令第六条の二の二第三項本文に規定する報告書、定期検査報告概要書及び検査結果表は、報告の日前二月以内（前項第二号及び第三号に掲げる昇降機等で検査に相当の期間を要すると知事が認めるものにあつては、報告の日前一年以内）に検査し、作成したものでなければならない。

5 第二項各号に掲げる特定建築設備等又は第三項各号に掲げる工作物を変更し、廃止し若しくは休止し、又は再開したときは、特定建築設備等変更（廃止・休止・再開）届（別記第十号様式（三））を知事に提出しなければならない。

6 病院若しくは診療所の用途又は高齢者等就寝用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超える建築物に設けた防火設備（第二項第三号に掲げる防火設備を除く。）については、政令第十六条第一項第三号に掲げる建築物（法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物を除く。）に設けた特定建築設備等で法第十二条第三項の規定により指定したものとみなして、第二項、第四項及び前項並びに次条第二項の規定を適用する。

一部改正（昭和四十六年規則二〇号・四十七年八三号・五〇年六号・五三年七九号・五九年五九号・平成三年三二号・六年六号・一年五五号・二年一四〇号・一六年二九号・一七年一六五号・二〇年五〇号・二三年七三三号・二八年五六号・令和二年八号）

三. ★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

(建築設備等の指定)

第十條 法第十二条第二項の規定により指定する昇降機は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 エレベーター
 - 二 エスカレーター
 - 三 電動ダムウエーター
- 2 法第八十八条第一項において準用する法第十二条第二項の規定により指定する昇降機等は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）
 - 二 ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
 - 三 メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの。

七. 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

(建築設備等の指定及び定期報告)

第十三条 法第十二条第二項の規定により指定する建築設備は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ←★
- 二 ←★
- 三 ←★

四 前条第一項各号に掲げる建築物に設けた換気設備、排煙設備及び非常用の照明設備（法第二十八条第二項ただし書及び同条第三項の規定により設けた換気設備並びに法第三十五条の規定により設けた排煙設備及び非常用の照明設備に限る。）

2 ←★

3 省令第六条第一項の規定による定期報告の時期は、毎年九月三十日とする。

4 省令第六条第二項の規定による報告事項は、建築設備等の安全、衛生、防火及び避難に関する事項で建築設備等定期報告書（別記第十号様式）に掲げる事項とする。

十. 昭和四十七年十一月七日 規則第八十三号

(建築設備等の指定及び定期報告)

第十三条 ←七

2 ←★

3 省令第六条第一項の規定による定期報告の時期は、第一項各号に掲げる建築設備にあつては毎年九月三十日とし、第二項各号に掲げる昇降機等にあつては毎年三月三十一日とする。

4 ←七

十一・ 昭和五十年一月二十八日 規則第六号

(建築設備等の指定及び定期報告)

第十三条 ←七

2 ←★

3 省令第六条第一項の規定による定期報告の時期は、毎年次の各号に掲げる建築設備等について、それぞれ当該各号に定める時期とする。

一 第一項各号に掲げる建築設備 法第七条第三項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に応ずる月

二 前項各号に掲げる昇降機等 三月一日から三月三十一日

4 前項に規定する定期報告は、当該報告の日前二月以内に検査し、作成したものによつてしな
ければならない。

5 省令第六条第二項の規定による報告事項は、建築設備等の安全、衛生、防火及び避難に関する事項で建築設備等定期報告書(別記第十号様式)に掲げる事項とする。

6 建築設備等を変更し、廃止し若しくは休止し、又は再開したときは、建築設備等変更(廃止・
休止・再開)届(別記第十号様式の二)を知事に提出しなければならない。

十三・ 昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号

(建築設備等の指定及び定期報告)

第十三条 ←七

2 ←★

3 省令第六条第一項の規定による定期報告の時期は、**毎年**次の各号に掲げる建築設備等につい
て、それぞれ当該各号に定める時期とする。

一 第一項第一号から第三号までに掲げる建築設備 法第七条第三項(法第八十七条の二第一
項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に応
当する月

二 第一項第四号に掲げる建築設備 当該建築設備が設けられている建築物に係る前条第二
項に規定する定期報告の時期

三 前項各号に掲げる昇降機等 毎年三月一日から末日までの間

4 ←十一

5 ←十一

6 ←十一

十六・ 昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

(建築設備等の指定及び定期報告)

第十三条 法第十二条第二項の規定により指定する建築設備は、次の各号に掲げるものとす
る。

一 エレベーター（積載荷重が一トン以上のもので、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八条第一号から第五号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料、製品等の運搬の用に供されるもの又は専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用に供されるもの（専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運搬のため乗り込むものを含む。）を除く。）

二 ←★

三 ←★

四 前条第一項各号に掲げる建築物に設けた建築設備のうち次のイからハに掲げるもの

イ 法第二十八条第二項ただし書及び同条第三項の規定により設けた換気設備（自然換気設備及び換気扇を除く。）

ロ 法第三十五条の規定により設けた排煙設備（排煙機を設けた排煙設備に限る。）

ハ 法第三十五条の規定により設けた非常用の照明設備（予備電源を照明器具に内蔵したものを除く。）

2 ←★

3 省令第六条第一項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる建築設備等について、それぞれ当該各号に定める時期とする。

一 ←十三

二 第一項第四号に掲げる建築設備 次の表の上欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げるとおりとする。

建築設備	定期報告の時期
前条第一項第一号から第五号までに掲げる建築物に設けた建築設備	毎年五月一日から末日までの間
前条第一項第六号から第八号までに掲げる建築物に設けた建築設備	毎年八月一日から末日までの間
前条第一項第九号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年十月一日から末日までの間
前条第一項第十号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年二月一日から末日までの間

三 ←十三

4 前項に規定する定期報告は、当該報告の申上り用以内に検査し、作成したものに於てしなればならない。

4 省令第六条第二項の規定による報告事項は、建築設備等の安全、衛生、防火及び避難に関する事項で、第二項第一号から第三号の建築設備及び第二項の昇降機等にあつては昇降機及び昇降機等定期検査報告書（別記第十号様式）並びに第一項第四号の建築設備にあつては建築設備定期検査報告書（別記第十号様式の二）に掲げる事項とする。

5 法第十二条第二項の規定により行う報告は、報告の日前二月以内に検査し、作成した前項の昇降機及び昇降機等定期検査報告書並びに建築設備定期検査報告書（法第十二条第一項の規定による報告と併せて報告する場合を除き、省令第一条第一項の付近見取図を添えたものとする。）を添付しなければならない。

- 6 建築設備等を変更し、廃止し若しくは休止し、又は再開したときは、建築設備等変更（廃止・休止・再開）届（別記第十号様式の三）を知事に提出しなければならない。

二十四、平成三年三月二十九日 規則第三十二号

（建築設備等の指定及び定期報告）

第十三条 ←十六

2 ←★

- 3 省令第六条第一項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる建築設備等について、それぞれ当該各号に定める時期とする。

一 ←十三

二 第一項第四号に掲げる建築設備 次の表の上欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げるとおりとする。

建築設備	定期報告の時期
前条第一項第一号から第五号までに掲げる建築物に設けた建築設備	毎年五月一日から末日までの間
前条第一項第六号から第九号までに掲げる建築物に設けた建築設備	毎年八月一日から末日までの間
前条第一項第十号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年十月一日から末日までの間
前条第一項第十一号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年二月一日から末日までの間

三 ←十三

4 ←十六

5 ←十六

6 ←十六

二十六、平成六年二月二十五日 規則第六号

（建築設備等の指定及び定期報告）

第十三条 ←十六

2 ←★

3 ←二十四

- 4 法第十二条第二項の規定により行う報告は、第一項第一号から第三号までの建築設備及び第二項の昇降機等にあつては昇降機及び昇降機等定期検査報告書（別記第十号様式）、第一項第四号の建築設備にあつては建築設備定期検査報告書（別記第十号様式の二）に、省令第一条第一項に規定する付近見取図（法第十二条第一項の規定による報告と併せて行う場合を除く。）及び知事が別に定める検査結果書を添えて行わなければならない。

- 5 昇降機及び昇降機等定期検査報告書及び建築設備定期検査報告書並びに検査結果書は、報告

の日前二月以内に検査し、作成したものでなければならない。

6 ←十六

三十、平成十一年四月三十日 規則第五十五号

(建築設備等の指定及び定期報告)

第十三条 法第十二条第二項の規定により指定する建築設備は、次の各号に掲げる建築設備

(第一号から第三号までに掲げるものにあつては、一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)とする。

一 エレベーター(積載荷重が一トン以上のもので、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)別表第一第一号から第五号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料、製品等の運搬の用に供されるもの又は専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用に供されるもの(専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運搬のため乗り込むものを含む。)を除く。)

二 ←★

三 ←★

四 ←十六

2 ←★

3 省令第六条第一項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる建築設備等について、それぞれ当該各号に定める時期とする。

一 第一項第一号から第三号までに掲げる建築設備 法第十二条第二項の規定による報告を

最初に行つた日の属する月に応当する月(最初に行う報告にあつては、法第七条第五項(法第八十七条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日から六月を経過した日以後六月の間)

二 ←二十四

三 ←十三

4 法第十二条第二項の規定により行う報告は、第一項第一号から第三号までの建築設備及び第二項の昇降機等にあつては昇降機及び昇降機等定期検査報告書(別記第十号様式)、第一項第四号の建築設備にあつては建築設備定期検査報告書(別記第十号様式の二)に、省令第十条第十項に規定する付近見取図(法第十二条第十項の規定による報告と併せて行う場合を除く。) 東亦知事が別に定める検査結果書を添えて行わなければならない。

5 ←二十六

6 ←十六

三十四、平成十二年六月一日 規則第四百十号

(建築設備等の指定及び定期報告)

第十三条 法第十二条第二項の規定により指定する建築設備は、次の各号に掲げる建築設備

(第一号から第三号までに掲げるものにあつては、一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)とする。

一 ←三十

二 ←★

三 小荷物専用昇降機

四 ←十六

2 法第八十八条第一項において準用する法第十二条第二項の規定により指定する昇降機等は、次の各号に掲げるものとする。

一 ←★

二 ウォーターシャフト、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

三 ←★

3 ←三十

4 ←三十

5 ←二十六

6 ←十六

三十六・平成十六年三月二十三日 規則第二十九号

(建築設備等の指定及び定期報告)

第十三条 法第十二条第二項の規定により指定する建築設備は、次の各号に掲げる建築設備

(第一号から第三号までに掲げるものにあつては、一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)とする。

一 ←三十

二 ←★

三 ←三十四

四 前条第一項各号に掲げる建築物に設けた建築設備のうち次のイからニまでに掲げるもの

イ ←十六

ロ ←十六

ハ ←十六

ニ 給水設備及び排水設備

2 ←三十四

3 省令第六条第一項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる建築設備等について、それぞれ当該各号に定める時期とする。

一 第一項第一号から第三号までに掲げる建築設備 法第十二条第二項の規定による報告を

最初に行つた日の属する月に応当する月(最初に行う報告にあつては、法第七条第五項又は法第七条の二第五項(法第八十七条の二においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の

規定による検査済証の交付を受けた日から六月を経過した日以後六月の間)

二 ←二十四

三 ← 十三

4 省令第六條第三項の規定により規則で定める書類は、昇降機以外の建築設備定期検査結果書（別記第十号様式）とする。

5 省令第六條第二項の報告書及び前項の書類は、報告の日前二月以内に検査し、作成したものでなければならぬ。

6 ← 十六

三十八・平成十七年十月二十五日 規則第六百六十五号

（建築設備等の指定及び定期報告）

第十三條 法第十二條第三項の規定により指定する建築設備は、次の各号に掲げる建築設備（第

一号から第三号までに掲げるものにあつては、一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）とする。

一 ← 三十

二 ← ★

三 ← 三十四

四 ← 三十六

2 法第八十八條第一項において準用する法第十二條第三項の規定により指定する昇降機等は、次の各号に掲げるものとする。

一 ← ★

二 ← 三十四

三 ← ★

3 省令第六條第一項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる建築設備等について、それぞれ当該各号に定める時期とする。

一 第一項第一号から第三号までに掲げる建築設備 法第十二條第三項の規定による報告を

最初に行つた日の属する月に応当する月（最初に行う報告にあつては、法第七條第五項又は法第七條の二第五項（法第八十七條の二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の

規定による検査済証の交付を受けた日から六月を経過した日以後六月の間）

二 ← 二十四

三 ← 十三

4 ← 三十六

5 ← 三十六

6 ← 十六

四十一・平成二十年三月三十一日 規則第五十号

（建築設備等の指定及び定期報告）

第十三條 ← 三十八

2 ← 三十八

- 3 省令第六条第一項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる建築設備等について、それぞれ当該各号に定める時期とする。
- 一 ←三十八

二 第一項第四号に掲げる建築設備 次の表の上欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる時期（省令第六条第一項に規定する検査の項目にあつては、同表の上覧に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる時期）

建築設備	定期報告の時期
前条第一項第一号から第五号までに掲げる建築物に設けた建築設備	毎年五月一日から末日までの間 当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の五月一日から末日までの間
前条第一項第六号から第九号までに掲げる建築物に設けた建築設備	毎年八月一日から末日までの間 当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の八月一日から末日までの間
前条第一項第十号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年十月一日から末日までの間 当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の十月一日から末日までの間
前条第一項第十一号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年二月一日から末日までの間 当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の二月一日から末日までの間

三 前項第一号に掲げる昇降機等 毎年三月一日から末日までの間

四 前項第二号及び第三号に掲げる昇降機等（次号に掲げるものを除く。） 法第十二条第三項の規定による報告を行った日から一年の間（最初に行う報告にあつては、法第八十八条第一項において準用する法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた日から六月を経過した日以後六月の間）

五 前項第二号及び第三号に掲げる昇降機等でウォータースライドその他の特定の季節に限り使用するもの 毎年使用を開始する日の属する月の前月一日から末日までの間

4 省令第六条第三項の規定により規則で定める書類は、昇降機以外の建築設備定期検査結果書（別記第一号様式）とする。

4 省令第六条第三項本文に規定する報告書、定期検査報告概要書及び検査結果表は、報告の日前二月以内（第二項第二号及び第三号に掲げる昇降機等で検査に相当の期間を要すると知事が認めるものにあつては、報告の日前一年以内）に検査し、作成したものでなければならぬ。

5 建築設備等を変更し、廃止し若しくは休止し、又は再開したときは、建築設備等変更（廃止・休止・再開）届（別記第十号様式の三）を知事に提出しなければならない。

四十四 平成二十三年三月一日 規則第七十九号

（建築設備等の指定及び定期報告）

第十三条 法第十二条第三項の規定により指定する建築設備は、次の各号に掲げる建築設備（第

十号から第三号までに掲げるものにあつては、一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）とする。

- 一 ←三十
- 二 ←★
- 三 ←三十四
- 四 ←三十六
- 2 ←三十八
- 3 ←四十一
- 4 ←四十一
- 5 ←四十一

四十七・平成二十八年五月十七日 規則第五十六号

(特定建築設備等の指定及び定期報告)

第十三条

法第十二条第三項の規定により指定する特定建築設備等は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 小荷物専用昇降機（籠が住戸内のみを昇降するものを除き、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該し入れ口が設けられる室の床面よりも五十センチメートル以上高いものに限る。以下この条において同じ。）
 - 二 建築設備（住戸内に設けたものを除く。以下この条において同じ。）のうち次に掲げるもので、政令第十六条第一項各号及び前条第一項各号に掲げる建築物に設けたもの
 - イ 法第三十五条又は法第三十六条の規定により設けた排煙設備（排煙機又は送風機を設けたものに限る。）
 - ロ 法第三十五条の規定により設けた非常用の照明装置（予備電源を照明器具に内蔵したものを除く。）
 - 三 防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。以下この条において同じ。）のうち、前条第一項各号に掲げる建築物に設けたもの
- 法第八十一条第十項において準用する法第十二条第三項の規定により指定する昇降機等は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）
 - 二 ウォータージェット、コネクターその他これらに類する高架の遊戯施設
 - 三 メリゴランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- 2| 省令第六条第一項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる特定建築設備等について、それぞれ当該各号に定める時期とする。
- 一 政令第十六条第三項第一号に掲げる昇降機及び小荷物専用昇降機 法第十二条第三項の規定による報告を最初に行つた日の属する月に応当する月（最初に行う報告にあつては、法第七条第五項又は法第七条の二第五項（法第八十七条の二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日から六月を経過した日以後六月の

二 前項第二号に掲げる建築設備 次の表の上欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる時期（省令第六条第一項に規定する検査の項目にあつては、同表の上欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる時期）

建築設備	定期報告の時期
政令第十六条第一項第一号から第三号まで及び前条第一項第一号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年五月一日から末日までの間 当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の五月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第四号及び前条第一項第二号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年八月一日から末日までの間 当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の八月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第五号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年十月一日から末日までの間 当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の十月一日から末日までの間
前条第十項第十号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年十一月十日から末日までの間 当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の十一月十日から末日までの間

三 政令第十六条第三項第二号及び前項第三号に掲げる防火設備 次の表の上欄に掲げる防火設備の区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる時期を始期とし、当該下欄に掲げるとおりとする。

防火設備	定期報告の時期
政令第十六条第一項第一号から第三号まで及び前条第一項第一号に掲げる建築物に設けた防火設備	平成三十一年五月一日から末日までの間 毎年五月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第四号及び前条第一項第二号に掲げる建築物に設けた防火設備	平成三十年八月一日から末日までの間 毎年八月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第五号に掲げる建築物に設けた防火設備	平成三十年十月一日から末日までの間 毎年十月一日から末日までの間

四 前項第二号及び第三号に掲げる昇降機等（次号に掲げるものを除く。） 法第十二条第三項の規定による報告を行った日から十年の間（最初に行き報告にあつては、法第八十一条第十項において準用する法第七条第五項又は法第七条の十第五項の規定による検査済証の交付を受けた日から木月を経過した日以後木月の間）

五 前項第二号及び第三号に掲げる昇降機等（クワータ、スライドその他の特定の季節に限り使用するもの） 毎年使用を開始する日の属する月の前月十日から末日までの間

3 省令第六条の二の二第一項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる工作物について、それぞれ当該各号に定める時期とする。

一 政令第三百三十八条第二項第一号に掲げる昇降機等 毎年三月一日から末日までの間

二 政令第三百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げる昇降機等（次号に掲げるものを除く。）

法第十二条第三項の規定による報告を行った日の属する月に応当する月（最初に行き報告にあつては、法第八十一条第一項において準用する法第七条第五項又は法第七条の二第五項の

規定による検査済証の交付を受けた日から六月を経過した日以後六月の間)

三 政令第三百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げる昇降機等でウォータースライドその他の特定の季節に限り使用するもの 毎年使用を開始する日の属する月の前月一日から末日までの間

4 省令第六条第三項本文又は省令第六条の二の二第三項本文に規定する報告書、定期検査報告概要書及び検査結果表は、報告の日前二月以内(前項第二号及び第三号に掲げる昇降機等で検査に相当の期間を要すると知事が認めるものにあつては、報告の日前一年以内)に検査し、作成したものでなければならない。

5 第二項各号に掲げる特定建築設備等又は第三項各号に掲げる工作物を変更し、廃止し若しくは休止し、又は再開したときは、特定建築設備等変更(廃止・休止・再開)届(別記第十号様式之三)を知事に提出しなければならない。

6 病院若しくは診療所(患者の収容施設がある診療所に限る。)の用途又は高齢者等就寝用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上の建築物に設けた防火設備(第二項第三号に掲げる防火設備を除く。)については、政令第十六条第一項第三号に掲げる建築物に設けた特定建築設備等で法第十二条第三項の規定により指定したものとみなして、第二項、第四項及び前項並びに次条第二項の規定を適用する。

四十九 令和二年二月二十八日 規則第八号

(特定建築設備等の指定及び定期報告)

第十三条 ←四十七

一 ←四十七

二 ←四十七

イ ←四十七

ロ ←四十七

三 ←四十七

2 ←四十七

一 政令第十六条第三項第一号に掲げる昇降機及び小荷物専用昇降機 法第十二条第三項の規定による報告を最初に行つた日の属する月に応当する月(最初に行う報告にあつては、法第七条第五項又は法第七条の二第五項(法八十七条の四においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定による検査済証の交付を受けた日から六月を経過した日以後六月の間

二 前項第二号に掲げる建築設備 次の表の上欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる時期(省令第六条第一項に規定する検査の項目にあつては、同表の上欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる時期)

建築設備	定期報告の時期
令第十六条第一項第一号から第三号まで及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物(法別表第一(イ)欄(四)項に掲げる用途に供する建築物を除く。)に設けた建築設備	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の五月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第四号並びに前条第一項第四号及び第五号に掲げる建築物に設けた建築設備	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の八月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第三号及び前条第一項第六号に掲げる建築物(法別表第一(イ)欄(四)項に掲げる用途に供する建築物に限る。)に設けた建築設備	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の十月一日から末日までの間

三 政令第十六条第三項第二号及び前項第三号に掲げる防火設備 次の表の上欄に掲げる防火設備の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる時期

防火設備	定期報告の時期
政令第十六条第一項第一号から第三号まで及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物(法別表第一(イ)欄(四)項に掲げる用途に供する建築物を除く。)に設けた防火設備	毎年五月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第四号並びに前条第一項第四号及び第五号に掲げる建築物に設けた防火設備	毎年八月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第三号及び前条第一項第六号に掲げる建築物(法別表第一(イ)欄(四)項に掲げる用途に供する建築物に限る。)に設けた防火設備	毎年十月一日から末日までの間

- 3 | ← 四十七
- 一 | ← 四十七
- 二 | ← 四十七
- 三 | ← 四十七
- 4 | ← 四十七
- 5 | ← 四十七
- 6 病院若しくは診療所の用途又は高齢者等就寝用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超える建築物に設けた防火設備(第二項第三号に掲げる防火設備を除く。)については、政令第十六条第一項第三号に掲げる建築物(法別表第一(イ)欄(四)項に掲げる用途に供する建築物を除く。)に設けた特定建築設備等で法第十二条第三項の規定により指定したものとみなして、第二項、第四項及び前項並びに次条第二項の規定を適用する。

(参考) 関連条文の削除経過

三. ★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

(建築設備等の検査)

第十一条 前条に掲げる建築設備（以下「建築設備等」という。）の検査を受けようとする者は、定期検査申請書（別記第六号様式）を建築主事に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請された建築設備等が、検査の結果適合していると認めるときは申請者に定期検査済証（別記第七号様式）を交付する。

七. 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

第十一条 削除

三. ★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

(検査手数料)

第十二条 前条の検査を受けようとする者は、一つの建築設備等について検査手数料千円（電動ダムウエーターについては五百円）を納入しなければならない。

七. 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

第十二条 削除

現行

(書類の保存期間)

第十三条の二 省令第六条の三第五項第二号の規定により定める省令第五条第三項に規定する書類の保存期間は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 政令第十六条第一項第一号から第三号まで並びに第十二条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる建築物 法第十二条第一項の規定による報告があつた日の属する月の翌月の初日から起算して二年間

二 政令第十六条第一項第四号並びに第十二条第一項第四号及び第五号に掲げる建築物 法第十二条第一項の規定による報告があつた日の属する月の翌月の初日から起算して三年間

2 省令第六条の三第五項第二号の規定により定める省令第六条第三項及び省令第六条の二の二第三項に規定する書類の保存期間は、法第十二条第三項の規定による報告があつた日の属する月の翌月の初日から起算して一年間とする。

追加〔平成一九年規則七二号〕、一部改正〔平成二八年規則五号・五六号・令和二年八号〕

三十九・平成十九年七月十日 規則第七十二号

(書類の保存期間)

第十三条の二 省令第六条の三第五項第二号の規定により定める省令第五条第二項に規定する書類の保存期間は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 第十二条第一項第一号から第五号まで及び第十号に掲げる建築物 法第十二条第一項の規定による報告があつた日の属する月の翌月の初日から起算して二年間
- 二 第十二条第一項第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる建築物 法第十二条第一項の規定による報告があつた日の属する月の翌月の初日から起算して三年間
- 2 省令第六条の三第五項第二号の規定により定める省令第六条第二項に規定する書類の保存期間は、法第十二条第三項の規定による報告があつた日の属する月の翌月の初日から起算して一年間とする。

四十六・平成二十八年三月一日 規則第五号

(書類の保存期間)

第十三条の二 省令第六条の三第五項第二号の規定により定める省令第五条第三項に規定する書類の保存期間は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 ←三十九
- 二 ←三十九
- 2 省令第六条の三第五項第二号の規定により定める省令第六条第三項に規定する書類の保存期間は、法第十二条第三項の規定による報告があつた日の属する月の翌月の初日から起算して一年間とする。

四十七・平成二十八年五月十七日 規則第五十六号

(書類の保存期間)

第十三条の二 ←四十六

一 政令第十六条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第十二条第一項第一号に掲げる建築物 法第十二条第一項の規定による報告があつた日の属する月の翌月の初日から起算して二年間

二 政令第十六条第一項第四号及び第十二条第一項第二号に掲げる建築物 法第十二条第一項の規定による報告があつた日の属する月の翌月の初日から起算して三年間

2 省令第六条の三第五項第二号の規定により定める省令第六条第三項及び省令第六条の二の二第三項に規定する書類の保存期間は、法第十二条第三項の規定による報告があつた日の属する月の翌月の初日から起算して一年間とする。

四十九・令和二年二月二十八日 規則第八号

(書類の保存期間)

第十三条の二 ←四十六

一 政令第十六条第一項第一号から第三号まで~~及び第五号~~並びに第十二条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる建築物 法第十二条第一項の規定による報告があつた日の属する月の翌月の初日から起算して二年間

二 政令第十六条第一項第四号並びに第十二条第一項第四号及び第五号に掲げる建築物 法第十二条第一項の規定による報告があつた日の属する月の翌月の初日から起算して三年間
2 ←四十七

現行

(し尿浄化槽に係る区域の指定)

第十三条の三 政令第三十二条第一項第一号の規定により衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第八号に規定する処理区域以外の区域とする。
追加(昭和五三年規則七九号)、一部改正(平成一二年規則一四〇号・一九年七二号)

十三・昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号

(し尿浄化槽に係る区域の指定)

第十三条の二 政令第三十二条第一項の規定により衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第八号に規定する処理区域以外の区域とする。

三十四・平成十二年六月一日 規則第四百十号

(し尿浄化槽せうに係る区域の指定)

第十三条の二 政令第三十二条第一項第一号の規定により衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第八号に規定する処理区域以外の区域とする。

三十九・平成十九年七月十日 規則第七十二号

(し尿浄化槽せうに係る区域の指定)

第十三条の三 政令第三十二条第一項第一号の規定により衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第八号に規定する処理区域以外の区域とする。

現行

(児童福祉施設等の指定)

第十三条の四 施行条例第四十条の二の規則で定める児童福祉施設等で避難困難者が入所する施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する乳児院、障害児入所施設及び児童心理治療施設に限る。)
 - 二 保護施設(生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設に限る。)
 - 三 老人福祉施設(老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。)
 - 四 有料老人ホーム
 - 五 障害者支援施設
 - 六 福祉ホーム
 - 七 障害福祉サービス事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設
- 追加〔平成三年規則三二二号〕、一部改正〔平成一一年規則五五号・一九年七二号・三〇年六四号〕

二十四・平成三年三月二十九日 規則第三十二号

(児童福祉施設等の指定)

第十三条の三 施行条例第四十条の二の規則で定める児童福祉施設等で避難困難者が入所する施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する乳児院、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設に限る。)
- 二 身体障害者更生援護施設(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム及び身体障害者授産施設に限る。)

三 保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿舍提供施設に限る。）

四 精神薄弱者援護施設

五 老人福祉施設（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）

六 有料老人ホーム

三十、平成十一年四月三十日 規則第五十五号

（児童福祉施設等の指定）

第十三条の三 施行条例第四十条の二の規則で定める児童福祉施設等で避難困難者が入所する施設は、次の各号に掲げるものとする。

一 児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する乳児院、児童養護施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十四号）附則第五条第二項の規定により児童養護施設とみなされたものに限る。）、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設に限る。）

二 ←二四

三 ←二四

四 知的障害者援護施設

五 ←二四

六 ←二四

三十九、平成十九年七月十日 規則第七十二号

（児童福祉施設等の指定）

第十三条の四 施行条例第四十条の二の規則で定める児童福祉施設等で避難困難者が入所する施設は、次の各号に掲げるものとする。

一 ←三十

二 ←二四

三 ←二四

四 ←三十

五 ←二四

六 ←二四

四十八、平成三十年十二月四日 規則第六十四号

(児童福祉施設等の指定)

第十三条の四 施行条例第四十条の二の規則で定める児童福祉施設等で避難困難者が入所する施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する乳児院、障害児入所施設及び児童心理治療施設に限る。)
- 二 保護施設(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設に限る。)
- 三 老人福祉施設(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。)
- 四 有料老人ホーム
- 五 障害者支援施設
- 六 福祉ホーム
- 七 障害福祉サービス事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設

(参考) 関連条文の削除経過

二十四、平成三年三月二十九日 規則第三十二号

(日照の確保に係る建築物の指定)

第十三条の四 施行条例第五十条の四第一項ただし書の規則で定める建築物は、住宅、学校、病院、診療所、寄宿舎、下宿、児童福祉施設等及び隣保館とする。

二十八、平成七年四月十一日 規則第五十二号

(日照の確保に係る建築物の指定)

第十三条の四 削除

現行

(道の指定)

第十四条 削除

削除〔平成二十二年規則三号〕

○(関連告示) 千葉県告示第百十九号

建築物が立ち並んでいる幅員四メートル未満一・八メートル以上の道で次の各号に掲げるものを建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第二項の規定による道に指定する。

昭和二十八年四月十日

千葉県知事 柴田 等

- 一 幅員四メートル未満三・六メートル以上の道のうち、側溝その他適当な標識により道の敷地の境界が明確なもの
- 二 市街地建築物法(大正八年法律第三十七号)第七条但書の規定により指定された建築線で、その間の距離が四メートル未満二・七メートル以上のもの
- 三 幅員四メートル未満一・八メートル以上の公道で現に一般の交通に使用されているもの。但し、河川、がけ地又は鉄道敷地の類に並行する道は除く。

○(関連告示) 千葉県告示第百四十二号

昭和二十八年千葉県告示第百十九号(建築基準法第四十二条第二項による指定)の一部を次のように改正する。

昭和二十九年十一月五日

千葉県知事職務代理者

千葉県副知事 友納 武人

(略)

一 幅員四メートル未満一・八メートル以上の道のうち、側溝その他適当な標識により道の敷地の境界が明確なもの。但し、河川、がけ地又は鉄道敷地の類に並行する道は除く。

二 (略)

三 削除

三. ★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

(道の指定)

第十三条 法第三章の規定が適用される区域内における一般の交通の用に使用される次の各号に掲げる道を法第四十二条第二項の規定により同条第一項の道路とみなす。

- 一 幅員が四メートル未満一・八メートル以上のもので側溝その他適当な標識により道の敷地が明確なもの。
- 二 旧市街地建築物法(大正八年法律第三十七号)第七条ただし書の規定により指定された建築線でその間の距離が四メートル未満二・七メートル以上のもの。

七. 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

(道の指定)

第十四条

法第三章の規定が適用される区域内における一般の交通の用に使用される次の各号に掲げる道を法第四十二条第二項の規定により同条第一項の道路とみなす。

一 幅員が四メートル未満一・八メートル以上のもので側溝その他適当な標識により道の敷地が明確なもの。

二 ← ★

十六. 昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

(道の指定)

第十四条

法第三章の規定が適用される区域内における一般の交通の用に使用される次の各号の一に掲げる道を法第四十二条第二項の規定により同条第一項の道路とみなす。

一 ← 七

二 ← ★

四十三. 平成二十二年三月十九日 規則第三号

(道の指定)

第十四条 削除

現行

第十四条の二 削除

削除〔平成一五年規則五八号〕

三. ★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

(道路の位置の指定基準)

第十五条

法第四十二条第一項第五号の規定により道路位置の指定を受けようとする道路の幅員は、四メートル以上とし、かつ、両端を他の道路に接続させなければならない。ただし、次の各号の一に該当し、避難及び通行の安全上支障がないと認める場合には、その道路の一端のみを他の道路に接続させることができる。

一 終端が公園、広場又は社寺の境内その他これらに類する空地に接し、通り抜けることができる場合

二 幅員五メートル以上で終端に自動車回転広場（直径十三メートル以上のもの）を設けた場合

三 指定を受けようとする道路が既存袋路状道路を含み延長四十メートル以内で、かつ、その道路に接する敷地の数八以内で住宅が建築されるもの。

四 その他前三号に準ずるもので周囲の状況により避難及び交通の安全上支障がないと認められるもの。

2 指定する道路が各々幅員六メートル以下で交さ（Ｔ字型及びＬ字型の交さを含む。以下同じ。）することによりできる内角百二十度以下のかど地においては、そのかど地のすみを頂点とする二等辺三角形の底辺（以下「すみ切り」という。）の長さを二メートル以上とし、そのすみ切りを道路の位置としなければならない。ただし、すみ切りに堅固な建築物若しくは擁壁その他これらに類する工作物のある場合は、この限りでない。

五. 昭和四十一年六月二十一日 規則第三十三号

（道路の位置の指定基準）

第十五条 ←★

2 法第四十二条第一項第五号に規定する位置の指定を受けようとする道路が互いに、又は他の既存の道路と交差（Ｔ字型及びＬ字型の交差を含む。以下同じ。）し、かつ、その交差する道路がそれぞれ幅員六メートル以下である場合においては、交差することによりできる内角百二十度以下のかど地のすみを頂点とする二等辺三角形（以下「すみ切り」という。）の底辺の長さを二メートル以上とし、その底辺を当該かど地における道路の境界線としなければならない。

七. 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

（道路の位置の指定基準）

第十五条 削除

十. 昭和四十七年十一月七日 規則第八十三号

（道に関する基準）

第十四条の二 政令第四百四十四条の三第二項の規定により規則で定める同条第一項と異なる基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 幅員は、四・五メートル以上であること。

二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所で、内角が六十度以下となる角地に設けるすみ切りは、角地の隅角をはさむ辺を二等辺とし、底辺の長さを三メートル以上とした三角形を道に含むものであること。

三 アスファルト簡易舗装又はこれと同等以上の路面保護を施したものであること。

四 縦断勾配が九パーセントをこえる部分の路面については、車のすべり止めを施したものであること。

2 前項第一号、第三号及び第四号の基準は、次の表に掲げる市町の市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条に規定する市街化区域をいう。以下同じ。）内について適用するものとし、第二号の基準は、都市計画区域内について適用するものとする。

習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市及び鎌ヶ谷市並びに東葛飾郡浦安町及び印旛郡四街道町

十三、 昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号

(道に関する基準)

第十四条の二 政令第四百四十四条の四第二項の規定により規則で定める同条第一項と異なる基

準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 ←十
 - 二 ←十
 - 三 ←十
 - 四 縦断勾配が九パーセントを超える部分の路面(すみ切りを含む。)については、車の滑り止めを施したものであること。
- 2 ←十

十四、 昭和五十六年三月二十四日 規則第十五号

(道に関する基準)

第十四条の二 政令第四百四十四条の四第二項の規定により規則で定める同条第一項と異なる基

準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 ←十
 - 二 ←十
 - 三 ←十
 - 四 ←十三
- 2 前項第一号、第三号及び第四号の基準は、次の表に掲げる市町の市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条に規定する市街化区域をいう。以下同じ。)内について適用するものとし、第二号の基準は、都市計画区域内について適用するものとする。

習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市及び四街道市

十六、 昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

(道に関する基準)

第十四条の二 政令第四百四十四条の四第二項の規定により規則で定める同条第一項と異なる基

準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 ←十
- 二 ←十
- 三 ←十

四 縦断勾配が九パーセントを超える部分の路面（すみ切りを含む。）については、車の滑り止めを施したものであること。

2 前項第一号、第三号及び第四号の基準は、次の表に掲げる市の市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条に規定する市街化区域をいう。以下同じ。）内について適用するものとし、第二号の基準は、都市計画区域内について適用するものとする。

習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市及び四街道市

十七. 昭和六十年三月二十九日 規則第二十五号

（道に関する基準）

第十四条の二 政令第四百四十四条の四第二項の規定により規則で定める同条第一項と異なる基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 ←十
- 二 ←十
- 三 ←十
- 四 ←十六

2 前項第一号、第三号及び第四号の基準は、次の表に掲げる市の市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条に規定する市街化区域をいう。以下同じ。）内について適用するものとし、第二号の基準は、都市計画区域内について適用するものとする。

習志野市、流山市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市及び四街道市

十九. 昭和六十二年三月二十七日 規則第二十一号

（道に関する基準）

第十四条の二 政令第四百四十四条の四第二項の規定により規則で定める同条第一項と異なる基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 ←十
- 二 ←十
- 三 ←十
- 四 ←十六

2 前項第一号、第三号及び第四号の基準は、次の表に掲げる市の市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条に規定する市街化区域をいう。以下同じ。）内について適用するものとし、第二号の基準は、都市計画区域内について適用するものとする。

習志野市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市及び四街道市

二十六、平成六年二月二十五日 規則第六号

(道に関する基準)

第十四条の二 政令第四百四十四条の四第二項の規定により規則で定める同条第一項と異なる基

準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 ←十
- 二 ←十
- 三 ←十

四 縦断こう配が九パーセントを超える部分の路面(すみ切りを含む。)については、車の滑り止めを施したものであること。

2 前項第一号、~~第三号及び第四号~~の基準は、四街道市の市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条に規定する市街化区域をいう。以下同じ。)内について適用するものとし、第二号から第四号までの基準は、都市計画区域内について適用するものとする。

鎌倉市、浦安市及び四街道市

(表削除)

三十三、平成十二年三月二十八日 規則第四十六号

(道に関する基準)

第十四条の二 政令第四百四十四条の四第二項の規定により規則で定める同条第一項と異なる基

準は、次の各号に掲げるとおりとする。

~~十一 幅員は、四・五メートル以上であること。~~

一 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所、内角が六十度以下となる角地に設けるすみ切りは、角地の隅角をはさむ辺を二等辺とし、底辺の長さを三メートル以上とした三角形を道に含むものであること。

二 アスファルト簡易舗装又はこれと同等以上の路面保護を施したものであること。

三 縦断こう配が九パーセントを超える部分の路面(すみ切りを含む。)については、車の滑り止めを施したものであること。

2 前項各号の基準は、都市計画区域内について適用するものとする。

三十五、平成十五年三月三十一日 規則第五十八号

(道に関する基準)

第十四条の二 削除

現行

(道路の指定申請書)

第十四条の三 法第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定を受けようとする者は、道路指定申請書(別記第十号様式の四)に必要な設計図書その他必要な資料を添えて提出しなければならない。

2 知事は、法第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定をするときは、道路指定通知書(別記第十号様式の四)により申請者に通知するものとする。

3 法第四十二条第一項第四号の規定により指定された道路を変更するときは、前各項の規定を準用する。

追加〔平成一一年規則五五号〕

三十. 平成十一年 四月三十日 規則第五十五号

(道路の指定申請書)

第十四条の三 法第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定を受けようとする者は、道路指定申請書(別記第十号様式の四)に必要な設計図書その他必要な資料を添えて提出しなければならない。

2 知事は、法第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定をするときは、道路指定通知書(別記第十号様式の四)により申請者に通知するものとする。

3 法第四十二条第一項第四号の規定により指定された道路を変更するときは、前各項の規定を準用する。

現行

(道路位置の指定申請書)

第十五条 法第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書(別記第十一号様式)に道路位置指定申請図(別記第十二号様式)及び次の各号に掲げる図書を添えて提出しなければならない。

一 申請に係る承諾者の印鑑登録証明書

二 申請に係る土地及び建物の登記事項証明書

2 知事は、前項の規定による申請について位置の指定をするときは、道路位置指定通知書(別記第十一号様式)により当該申請者に通知するものとする。

3 指定された道路の位置又は法第四十二条第二項により指定された道路若しくはその他の既存の私道を変更し、又は廃止するときは、前二項の規定を準用する。

一部改正〔昭和四六年規則二〇号・五三年規則七九号・平成一七年二五号〕

三. ★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

(道路位置の指定申請書)

第十四条 法第四十二条第一項第五号による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定（変更、廃止）申請書（別記第八号様式）に道路位置指定（変更、廃止）申請図（別記第九号様式）を添えて提出しなければならない。

2 指定された道路の位置又は法第四十二条第二項により指定された道路若しくはその他の既存の私道を変更し、又は廃止するときは、前項の規定を準用する。

七. 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

（道路位置の指定申請書）

第十五条 法第四十二条第一項第五号による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書（別記第十一号様式）に道路位置指定申請図（別記第十二号様式）を添えて提出しなければならない。

2| 知事は、前項の規定による申請については位置の指定をするときは、道路位置指定通知書（別記第十一号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3| 指定された道路の位置又は法第四十二条第二項により指定された道路若しくはその他の既存の私道を変更し、又は廃止するときは、前二項の規定を準用する。

十三. 昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号

（道路位置の指定申請書）

第十五条 法第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書（別記第十一号様式）に道路位置指定申請図（別記第十二号様式）及び次の各号に掲げる図書を添えて提出しなければならない。

一| 申請に係る承諾者の印鑑登録証明書

二| 申請に係る土地及び建物の登記簿謄本

2 ←七

3 ←七

三十七. 平成十七年三月七日 規則第二十五号

（道路位置の指定申請書）

第十五条 法第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書（別記第十一号様式）に道路位置指定申請図（別記第十二号様式）及び次の各号に掲げる図書を添えて提出しなければならない。

一 ←十三

二 申請に係る土地及び建物の登記事項証明書

2 ←七

3 ←七

現行

(私道の変更及び廃止)

第十五条の二 指定された道路の位置又は法第四十二条第二項により指定された道路若しくはその他の既存の私道(以下この条において「私道等」という。)が次の各号のいずれかに掲げる区域内に存在する場合において、私道等の部分について当該各号に掲げる開発行為又は事業の工事の着手があつたときは、法第四十三条の規定に抵触する敷地を生ずる場合を除き、当該私道等の変更又は廃止について第十五条第三項において準用する同条第一項の申請及び同条第二項の措置がなされたものとみなす。

一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条若しくは同法第三十五条の二の開発行為の許可を受けた開発区域若しくは同法第六十五条第一項の規定が適用される都市計画事業の事業地 開発行為又は都市計画事業

二 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業の施行地区
土地区画整理事業

三 旧住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第百六十号)による住宅地造成事業の施行地区 住宅地造成事業

四 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業の施行地区 市街地再開発事業

追加(平成一六年規則二九号)

三十六・平成十六年 三月二十三日規則第二十九号

(私道の変更及び廃止)

第十五条の二 指定された道路の位置又は法第四十二条第二項により指定された道路若しくはその他の既存の私道(以下この条において「私道等」という。)が次の各号のいずれかに掲げる区域内に存在する場合において、私道等の部分について当該各号に掲げる開発行為又は事業の工事の着手があつたときは、法第四十三条の規定に抵触する敷地を生ずる場合を除き、当該私道等の変更又は廃止について第十五条第三項において準用する同条第一項の申請及び同条第二項の措置がなされたものとみなす。

一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条若しくは同法第三十五条の二の開発行為の許可を受けた開発区域若しくは同法第六十五条第一項の規定が適用される都市計画事業の事業地 開発行為又は都市計画事業

二 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業の施行地区 土地区画整理事業

三 旧住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第百六十号)による住宅地造成事業の施行地区 住宅地造成事業

四 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業の施行地区 市街地再開発事業

現行

(道路の位置の標示)

第十五条の三 法第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者

は、道路の境界を明確にしておかなければならない。

追加〔昭和五三年規則七九号〕、一部改正〔平成一六年規則二九号〕

三. ★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

(位置の標示)

第十六条 法第四十二条第一項第五号の規定による道路の指定を受けようとする者は、十センチメートル角の長さ四十センチメートル以上のコンクリート又は石により道路とする位置を

明確にしておかなければならない。ただし、側溝、縁石その他によりその位置が明らかなるものはその限りでない。

2 前項の規定により設置した標識は、移動させてはならない。

3 指定を受けた道路を変更し、又は廃止したときは、指定を受けた者は、変更し、又は廃止された標識を除去しなければならない。

七. 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

第十六条 削除

十三. 昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号

(道路の位置の標示)

第十五条の二 法第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者

は、道路の境界を明確にしておかなければならない。

三十六. 平成十六年 三月二十三日規則第二十九号

(道路の位置の標示)

第十五条の三 法第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者

は、道路の境界を明確にしておかなければならない。

現行

(空地制限の特例)

第十六条 法第五十三条第三項第二号の規定により街区の角にある建物の敷地又はこれに準ずる敷地は、その周辺の三分の一以上が道路又は公園、広場、川その他これらに類するもの（以下この条において「公園等」という。）に接し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものを指定する。

- 一 幅員がそれぞれ四メートル以上の二の道路（法第四十二条第二項の規定により道路とみなされる道で、同項の規定により道路境界線とみなされる線と道との間の敷地の部分を道路として築造しないものを除く。）で、その幅員の合計が十メートル以上のものが内角百二十度以内で交わる角地
- 二 建築物の敷地に接する道路の反対側又は敷地に接して公園等の類があり前号に準ずると認められるもの
- 一部改正〔昭和四十六年規則二〇号・五三年七九号・平成六年六号〕

三. ★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

(空地制限の特例)

第十七条 法第五十五条第三項第二号の規定により街区の角にある建物の敷地又はこれに準ずる敷地は、その周辺の三分の一以上が道路又は公園、広場、川その他これらに類するもの（以下この条において「公園等」という。）に接し、かつ、次の各号の一に該当するものを指定する。

- 一 幅員がそれぞれ六メートル以上の二つの道路が内角百二十度以内で交わるかど地。
- 二 幅員がそれぞれ四メートル以上の道路（法第四十二条第二項の規定による道路で同項の規定により道路境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造しないものを除く。）でそのいずれかの幅員が八メートルをこえる二つの道路が内角百二十度以内で交わるかど地。
- 三 幅員がそれぞれ六メートル以上の道路の間にある敷地で道路の幅員の合計が二十メートル以上で、かつ、道路境界線相互間の間隔が三十五メートルをこえないもの。
- 四 建築物の敷地に接する道路の反対側又は敷地に接して公園等の類があり前各号の一に準ずると認められるもの。

七. 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

(空地制限の特例)

第十六条 法第五十三条第二項第二号の規定により街区のかどにある建物の敷地又はこれに準ずる敷地は、その周辺の三分の一以上が道路又は公園、広場、川その他これらに類するもの（以下この条において「公園等」という。）に接し、かつ、次の各号の一に該当するものを指定する。

- 一 ←★
- 二 ←★

- 三 ← ★
- 四 ← ★

十三、昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号

(空地制限の特例)

第十六条 法第五十三条第三項第二号の規定により街区の角にある建物の敷地又はこれに準ずる敷地は、その周辺の三分の一以上が道路又は公園、広場、川その他これらに類するもの(以下この条において「公園等」という。)に接し、かつ、次の各号の一に該当するものを指定する。

- 一 幅員がそれぞれ四メートル以上の二の道路(法第四十二条第二項の規定により道路とみなされる道で、同項の規定により道路境界線とみなされる線と道との間の敷地の部分を道路として築造しないものを除く。)で、その幅員の合計が十二メートル以上のもものが内角百二十度以内で交わる角地
- 二 建築物の敷地に接する道路の反対側又は敷地に接して公園等の類があり前号に準ずると認められるもの

三 幅員がそれぞれ木柵、土以上十メートル以上の道路の間にある敷地で道路の幅員の合計が二十メートル以上で、かつ、道路境界線相互間の間隔が三十五メートルをこえないもの。

四 建築物の敷地に接する道路の反対側又は敷地に接して公園等の類があり前各号の一に準ずると認められるもの。

二十六、平成六年二月二十五日 規則第六号

(空地制限の特例)

第十六条 法第五十三条第三項第二号の規定により街区の角にある建物の敷地又はこれに準ずる敷地は、その周辺の三分の一以上が道路又は公園、広場、川その他これらに類するもの(以下この条において「公園等」という。)に接し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものを指定する。

- 一 幅員がそれぞれ四メートル以上の二の道路(法第四十二条第二項の規定により道路とみなされる道で、同項の規定により道路境界線とみなされる線と道との間の敷地の部分を道路として築造しないものを除く。)で、その幅員の合計が十メートル以上のもものが内角百二十度以内で交わる角地

二 ← 十三

現行

(垂直積雪量)

第十六条の二 政令第八十六条第三項の規定により規則で定める垂直積雪量の数値は、三十七センチメートルとする。

追加〔平成一二年規則一四〇号〕

三十四・平成十二年六月一日 規則第四百十号

(垂直積雪量)

第十六条の二 政令第八十六条第三項の規定により規則で定める垂直積雪量の数値は、三十七センチメートルとする。

現行

(建築物の後退距離の算定の特例)

第十六条の三 政令第三百三十条の十二第五号の規定により規則で定める建築物の部分は、当該建築物の敷地内の建築物の一部で、法第四十四条第一項第四号の規定による許可を受けた公共用歩廊その他政令第四百四十五条第二項に規定する建築物に接続する部分とする。
追加〔平成一六年規則二九号〕

三十六・平成十六年三月二十三日 規則第二十九号

(建築物の後退距離の算定の特例)

第十六条の三 政令第三百三十条の十二第五号の規定により規則で定める建築物の部分は、当該建築物の敷地内の建築物の一部で、法第四十四条第一項第四号の規定による許可を受けた公共用歩廊その他政令第四百四十五条第二項に規定する建築物に接続する部分とする。

(参考) 関連条文の削除経過

★ 全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

(道路面と敷地の地盤面に高低の差のある場合)

第十八条 建築敷地の地盤面が前面道路より四メートル以上高い場合は政令百三十五条の二第一項の規定にかかわらず、その前面道路は敷地の地盤面と前面道路との高低差の二分の一に高い位置にあるものとみなす。

七 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

(道路面と敷地の地盤面に高低の差のある場合)

第十七条 建築敷地の地盤面が前面道路より四メートル以上高い場合は政令百三十五条の二第一項の規定にかかわらず、その前面道路は敷地の地盤面と前面道路との高低差の二分の一に高い位置にあるものとみなす。

2| 前面道路と敷地との境界線からの水平距離が第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域にあつては十メートルを、その他の地域にあつては八メートルをこえ、かつ、前面道路より高い敷地内の区域については、前項の規定にかかわらず、その前面道路は当該敷地内の区域と同じ高さにあるものとみなす。

十三、 昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号

(道路面と敷地の地盤面に高低の差のある場合)

第十七条 削除

現行

(敷地面積の規模)

第十七条 政令第三百三十六条第三項ただし書の規定により規則で定める敷地面積の規模は、次の表の上欄に掲げる用途地域の区分に応じ、当該下欄に掲げる数値とする。

用途地域	敷地面積の規模(単位 平方メートル)
商業地域	五〇〇

全部改正 (平成七年規則五二号)

二十八、平成七年四月十一日 規則第五十二号

(敷地面積の規模)

第十七条 政令第三百三十六条第三項ただし書の規定により規則で定める敷地面積の規模は、次の表の上欄に掲げる用途地域の区分に応じ、当該下欄に掲げる数値とする。

用途地域	敷地面積の規模(単位 平方メートル)
商業地域	五〇〇

現行

(指定申請書及び認定申請書)

第十八条 法第三条第一項第三号の規定による指定を受けようとする者は、保存建築物指定申請書(別記第十二号様式の二)に必要な設計図書その他必要な資料を添えて知事に提出しなければならない。

2 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、認定申請書(別記第十三号様式)を知事に提出しなければならない。この場合において、第二号から第十六号までの認定にあつては、法第六条第一項の規定による確認の申請をする前に認定申請書を提出しなければならない。

- 一 法第三条第一項第四号の規定による認定
 - 二 法第四十二条第二項の規定による認定
 - 三 政令第一百五十五条の二第一項第四号ただし書の規定による認定
 - 四 施行条例第五条ただし書の規定による認定
 - 五 施行条例第七条ただし書の規定による認定
 - 六 施行条例第八条ただし書の規定による認定
 - 七 施行条例第十二条ただし書の規定による認定
 - 八 施行条例第十四条第三項の規定による認定
 - 九 施行条例第二十二条の三の規定による認定
 - 十 施行条例第二十三条第三項の規定による認定
 - 十一 施行条例第三十九条第三項第二号の規定による認定
 - 十二 施行条例第四十条第一項第二号の規定による認定
 - 十三 施行条例第四十二条第三項の規定による認定
 - 十四 施行条例第四十四条第三項の規定による認定
 - 十五 施行条例第五十条の三第一項ただし書の規定による認定
 - 十六 施行条例第五十一条第四項の規定による認定
- 3 省令第十条の四の二第一項に規定する認定申請書及び前項の認定申請書には、必要な設計図書を添付しなければならない。
- 4 省令第十条の二十三第六項の規定により規則で定める図書及び書類は、二以上の工事に分けて行うことの理由書及び申請に係る建築物の計画が法第六条の三第一項又は第十八条第四項の構造計算適合性判定を要するものである場合にあつては、法第六条の三第七項若しくは第十八条第十項の適合判定通知書又はその写しとする。
- 5 知事は、第一項の規定による申請については指定するときは保存建築物指定通知書(別記第十二号様式の二)により、第二項の規定による申請については認定するときは認定通知書(別記第十三号様式)により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。
- 一部改正〔昭和四十六年規則二〇号・五三年七九号・五九年五九号・六二年七五号・平成元年二七号・二年七号・三年三二号・六年六号・七年五二号・九年二号・一一年五五号・一二年一四〇号・一六年二九号・一七年一六五号・一九年七二号・二八年五号〕

三. ★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号
(承認申請書)

第十九条 法第五十八条の二第一項の規定による高架の工作物内に設ける建築物又は法第八十六条の規定による総合的設計による一団地の建築物を建築しようとする者は、法第六条第一項の規定による確認の申請をする前に認定申請書（別記第十号様式）に必要な設計図書を添えて提出しなければならない。

七. 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号
(認定申請書)

第十八条 法第五十七条第一項の規定による高架の工作物内に設ける建築物又は法第八十六条の規定による総合的設計による一団地の建築物を建築しようとする者は、法第六条第一項の規定による確認の申請をする前に認定申請書（別記第十三号様式）に必要な設計図書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請について認定するときは、認定通知書（別記第十三号様式）により当該申請者に通知するものとする。

十三. 昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号
(認定申請書)

第十八条 法第五十五条第二項第三号の規定による建築物、法第五十七条第一項の規定による高架の工作物内に設ける建築物又は法第八十六条の規定による総合的設計による一団地の建築物を建築しようとする者は、法第六条第一項の規定による確認の申請をする前に認定申請書（別記第十三号様式）に必要な設計図書を添えて知事に提出しなければならない。

2 ←七

十六. 昭和五十九年十月一日 規則第五十九号
(認定申請書)

第十八条 法第三条第一項の規定による原形を再現する建築物、法第五十五条第二項第三号の規定による建築物、法第五十七条第一項の規定による高架の工作物内に設ける建築物若しくは法第八十六条の規定による総合的設計による一団地の建築物を建築しようとする者又は政令第百三十一条の二第二項の規定による計画道路を前面道路とみなす適用を受けようとする者は、法第六条第一項の規定による確認の申請をする前に認定申請書（別記第十三号様式）に必要な設計図書を添えて知事に提出しなければならない。

2 ←七

二十、昭和六十二年十一月十三日 規則第七十五号

(認定申請書)

第十八条 法第三条第一項の規定による原形を再現する建築物、法第五十五条第二項の規定による建築物、法第五十七条第一項の規定による高架の工作物内に設ける建築物若しくは法第八十六条の規定による総合的設計による一団地の建築物を建築しようとする者又は政令第百三十一条の第二第二項の規定による計画道路を前面道路とみなす適用を受けようとする者は、法第六条第一項の規定による確認の申請をする前に認定申請書（別記第十三号様式）に必要な設計図書を添えて知事に提出しなければならない。

2 ←七

二十一、平成元年三月二十八日 規則第二十七号

(認定申請書)

第十八条 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、認定申請書（別記第十三号様式）に必要な設計図書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、第二号から第九号までの認定にあつては、法第六条第一項の規定による確認の申請をする前に認定申請書を提出しなければならない。

- 一 法第三条第一項の規定による認定
- 二 法第二十六条第三号の規定による認定
- 三 法第五十五条第二項の規定による認定
- 四 法第五十七条第一項の規定による認定
- 五 法第六十八条の三第一項の規定による認定
- 六 法第八十六条第一項、第三項、第七項又は第九項の規定による認定
- 七 政令第百十四条第三項第二号の規定による認定
- 八 政令第百十五条の二第一項第四号ただし書の規定による認定
- 九 政令第百三十一条の二第二項の規定による認定

2 ←七

二十三、平成二年三月十六日 規則第七号

(認定申請書)

第十八条 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、認定申請書（別記第十三号様式）に必要な設計図書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、第二号から第十号までの認定にあつては、法第六条第一項の規定による確認の申請をする前に認定申請書を提出しなければならない。

- 一 ←二十一
- 二 ←二十一
- 三 法第四十四条第一項第三号の規定による認定
- 四 法第五十五条第二項の規定による認定
- 五 法第五十七条第一項の規定による認定

- 六 法第六十八条の三第一項の規定による認定
 - 七 法第八十六条第一項、第三項、第七項又は第九項の規定による認定
 - 八 政令第一百四十四条第三項第二号の規定による認定
 - 九 政令第一百五十五条の二第一項第四号ただし書の規定による認定
 - 十 政令第三百三十一条の二第二項の規定による認定
- 2
←七

二十四・平成三年三月二十九日 規則第三十二号

(認定申請書)

第十八条 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、認定申請書（別記第十三号様式）に必要な設計図書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、第二号から第十二号までの認定にあつては、法第六条第一項の規定による確認の申請をする前に認定申請書を提出しなければならない。

- 一 ←二十一
 - 二 ←二十一
 - 三 ←二十三
 - 四 ←二十三
 - 五 ←二十三
 - 六 法第六十八条の四第一項、第二項及び第三項の規定による認定
 - 七 法第六十八条の五第一項の規定による認定
 - 八 法第八十六条第一項、第三項、第七項又は第九項の規定による認定
 - 九 政令第一百四十四条第三項第二号の規定による認定
 - 十 政令第一百五十五条の二第一項第四号ただし書の規定による認定
 - 十一 政令第三百三十一条の二第二項の規定による認定
 - 十二 施行条例第五十条の三第一項ただし書の規定による認定
- 2
←七

二十六・平成六年二月二十五日 規則第六号

(認定申請書)

第十八条 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、認定申請書（別記第十三号様式）に必要な設計図書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、第二号から第十五号までの認定にあつては、法第六条第一項の規定による確認の申請をする前に認定申請書を提出しなければならない。

- 一 法第三条第一項第四号の規定による認定
- 二 ←二十一
- 三 法第四十二条第二項の規定による認定
- 四 法第四十四条第一項第三号の規定による認定

- 五 法第五十五条第二項の規定による認定
- 六 法第五十七条第一項の規定による認定
- 七 法第六十八条の三第一項の規定による認定
- 八 法第六十八条の四第一項、第二項及び第三項の規定による認定
- 九 法第六十八条の五第一項の規定による認定
- 十 法第八十六条第一項、第四項、第八項及び第十項の規定による認定
- 十一 政令第百十四条第三項第二号の規定による認定
- 十二 政令第百十五条の二第一項第四号ただし書の規定による認定
- 十三 政令第百三十一条の二第二項の規定による認定
- 十四 施行条例第二十二條の三の規定による認定
- 十五 施行条例第五十条の三第一項ただし書の規定による認定

2
←七

二十八 平成七年四月十一日 規則第五十二号

(認定申請書)

第十八条 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、認定申請書（別記第十三号様式）に必要な設計図書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、第二号から第十五号までの認定にあつては、法第六条第一項の規定による確認の申請をする前に認定申請書を提出しなければならない。

一 ←二十六

- 一 法第二十六条第三号の規定による認定
- 二 法第四十二条第二項の規定による認定
- 三 法第四十四条第一項第三号の規定による認定
- 四 法第五十五条第二項の規定による認定
- 五 法第五十七条第一項の規定による認定
- 六 法第六十八条の三第一項の規定による認定
- 七 法第六十八条の四第一項、第二項及び第三項の規定による認定
- 八 法第六十八条の五第一項の規定による認定
- 九 法第八十六条第一項、第四項、第八項及び第十項の規定による認定
- 十 政令第四十八条第二項第三号の規定による認定
- 十一 政令第百十五条の二第一項第四号ただし書の規定による認定
- 十二 政令第百三十一条の二第二項の規定による認定
- 十三 施行条例第二十二條の三の規定による認定
- 十四 施行条例第五十条の三第一項ただし書の規定による認定
- 十五 施行条例第五十一条第二項の規定による認定

2
←七

二十九・平成九年二月四日 規則第二号

(指定申請書及び認定申請書)

第十八条 法第三条第一項第三号の規定による指定を受けようとする者は、保存建築物指定申請書(別記第十二号様式の二)に必要な設計図書その他必要な資料を添えて知事に提出しなければならない。

2| 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、認定申請書(別記第十三号様式)に必要な設計図書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、第二号から第十五号までの認定にあつては、法第六条第一項の規定による確認の申請をする前に認定申請書を提出しなければならない。

- 一 ←二十六
- 二 ←二十八
- 三 ←二十八
- 四 ←二十八
- 五 ←二十八
- 六 ←二十八
- 七 ←二十八
- 八 ←二十八
- 九 ←二十八
- 十 ←二十八
- 十一 ←二十八
- 十二 ←二十八
- 十三 ←二十八
- 十四 ←二十八
- 十五 ←二十八

3| 知事は、第一項の規定による申請について指定するときは保存建築物指定通知書(別記第十二号様式の二)により、前項の規定による申請については認定するときは認定通知書(別記第十三号様式)により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

三十・平成十一年四月三十日 規則第五十五号

(指定申請書及び認定申請書)

第十八条 ←二十九

2 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、認定申請書(別記第十三号様式)を知事に提出しなければならない。この場合において、第二号から第八号までの認定にあつては、法第六条第一項の規定による確認の申請をする前に認定申請書を提出しなければならない。

- 一 ←二十六
- 二 ←二十八

主 法第四十四条第十項第三号の規定による認定

中 法第五十五条第十項の規定による認定

五 法第五十七条第一項の規定による認定

六 法第六十一条の三第一項の規定による認定

七 法第六十一条の四第一項、第二項及び第三項の規定による認定

八 法第六十一条の五第一項の規定による認定

九 法第八十条第一項、第四項、第八項及び第十項の規定による認定

三 政令第四十八条第二項第三号の規定による認定

四 政令第一百五十二条の二第一項第四号ただし書の規定による認定

五 政令第二百二十九条の三第一項第二号の規定による認定

~~十二 政令第三百十一条の二第二項の規定による認定~~

六 施行条例第二十二條の三の規定による認定

七 施行条例第五十条の三第一項ただし書の規定による認定

八 施行条例第五十一条第二項の規定による認定

3 省令第十条の五第一項に規定する認定申請書及び前項の認定申請書には、必要な設計図書を添付しなければならない。

4 知事は、第一項の規定による申請については指定するときは保存建築物指定通知書（別記第十二号様式の二）により、前項の規定による申請については認定するときは認定通知書（別記第十三号様式）により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

三十四 平成十二年六月一日 規則第四百十号

（指定申請書及び認定申請書）

第十八条 ←二十九

2 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、認定申請書（別記第十三号様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、第二号から第六号までの認定にあつては、法第六条第一項の規定による確認の申請をする前に認定申請書を提出しなければならない。

一 ←二十六

二 ←二十八

~~三 政令第四十一条第十項第五号の規定による認定~~

三 政令第一百五十二条の二第一項第四号ただし書の規定による認定

~~五 政令第三百十一条の二第二項第五号の規定による認定~~

四 施行条例第二十二條の三の規定による認定

五 施行条例第五十条の三第一項ただし書の規定による認定

六 施行条例第五十一条第二項の規定による認定

3 ←三十

4 ←三十

三十六 平成十六年三月二十三日 規則第二十九号

（指定申請書及び認定申請書）

第十八条 ←二十九

2 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、認定申請書（別記第十三号様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、第二号から第十六号までの認定にあつては、法第六条第一項の規定による確認の申請をする前に認定申請書を提出しなければならない。

一 ←二十六

二 ←二十八

三 ←三十四

四 施行条例第五条ただし書の規定による認定

五 施行条例第七条ただし書の規定による認定

六 施行条例第八条ただし書の規定による認定

七 施行条例第十二条ただし書の規定による認定

八 施行条例第十四条第三項の規定による認定

九 施行条例第二十二条の三の規定による認定

十 施行条例第二十三条第三項の規定による認定

十一 施行条例第三十九条第三項第二号の規定による認定

十二 施行条例第四十条第一項第二号の規定による認定

十三 施行条例第四十二条第三項の規定による認定

十四 施行条例第四十四条第三項の規定による認定

十五 施行条例第五十条の三第一項ただし書の規定による認定

十六 施行条例第五十一条第二項の規定による認定

3 省令第十条の四の二第一項に規定する認定申請書及び前項の認定申請書には、必要な設計図書を添付しなければならない。

4 ←三十

三十八・平成十七年十月二十五日 規則第百六十五号

（指定申請書及び認定申請書）

第十八条 ←二十九

2 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、認定申請書（別記第十三号様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、第二号から第十六号までの認定にあつては、法第六条第一項の規定による確認の申請をする前に認定申請書を提出しなければならない。

一 ←二十六

二 ←二十八

三 ←三十四

四 ←三十六

五 ←三十六

六 ←三十六

七 ←三十六

八 ←三十六

- 九 ←三三六
- 十 ←三三六
- 十一 ←三三六
- 十二 ←三三六
- 十三 ←三三六
- 十四 ←三三六
- 十五 ←三三六
- 十六 施行条例第五十一条第四項の規定による認定
- 3 ←三三六

4 省令第十条の二十三第十五項の規定により規則で定める書面は、二以上の工事に分けて行うことの理由書とする。

5 知事は、第一項の規定による申請については指定するときは保存建築物指定通知書（別記第十二号様式の二）により、第二項の規定による申請については認定するときは認定通知書（別記第十三号様式）により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

三十九 平成十九年七月十日 規則第七十二号

（指定申請書及び認定申請書）

第十八条 ←二十九

2 ←三三八

3 ←三三六

4 省令第十条の二十三第六項の規定により規則で定める書面は、二以上の工事に分けて行うことの理由書とする。

5 ←三三八

四十六 平成二十八年三月一日 規則第五号

（指定申請書及び認定申請書）

第十八条 ←二十九

2 ←三三八

3 ←三三六

4 省令第十条の二十三第六項の規定により規則で定める図書及び書類は、二以上の工事に分けて行うことの理由書及び申請に係る建築物の計画が法第六条の三第一項又は第十八条第四項の構造計算適合性判定を要するものである場合にあつては、法第六条の三第七項若しくは第十八条第十項の適合判定通知書又はその写しとする。

5 ←三三八

現行

(認定建築主の届出書類)

第十八条の二 法第八十六条の八第一項及び法第八十七条の二第一項の認定を受けた全体計画に係るそれぞれの工事の建築主は、当該それぞれの工事に着手したときは、当該それぞれの工事に着手した日から四日以内に認定工事着手届(別記第十四号様式)を知事に届け出るものとする。

2 前項の建築主が当該それぞれの工事を完了した場合には、当該それぞれの工事が完了した日から四日以内に認定工事完了届(別記第十四号様式の二)を知事に届け出るものとする。ただし、法第六条第一項、法第六条の二第一項又は法第十八条第三項に規定する確認済証の交付を受けた場合については、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第八十六条の八第三項(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の認定を受けた全体計画に係る工事の場合に準用する。
追加〔平成一七年規則一六五号〕一部改正〔令和二年規則八号〕

三十八・平成十七年十月二十五日 規則第六十五号

(認定建築主の届出書類)

第十八条の二 法第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係るそれぞれの工事の建築主は、当該それぞれの工事に着手したときは、当該それぞれの工事に着手した日から四日以内に認定工事着手届(別記第十四号様式)を知事に届け出るものとする。

2 前項の建築主が当該それぞれの工事を完了した場合には、当該それぞれの工事が完了した日から四日以内に認定工事完了届(別記第十四号様式の二)を知事に届け出るものとする。ただし、法第六条第一項、法第六条の二第一項又は法第十八条第三項に規定する確認済証の交付を受けた場合については、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第八十六条の八第三項の認定を受けた全体計画に係る工事の場合に準用する。

四十九・令和二年二月二十八日 規則第八号

(認定建築主の届出書類)

第十八条の二 法第八十六条の八第一項及び法第八十七条の二第一項の認定を受けた全体計画に係るそれぞれの工事の建築主は、当該それぞれの工事に着手したときは、当該それぞれの工事に着手した日から四日以内に認定工事着手届(別記第十四号様式)を知事に届け出るものとする。

2 ←三十八

3 前二項の規定は、法第八十六条の八第三項(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の認定を受けた全体計画に係る工事の場合に準用する。

現行

第十九条 削除

削除〔平成一二年規則四六号〕

三. ★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

(工程届)

第二十條 建築工事の工事監理者又は工事施工者は、法第六条第一項第一号から第三号までに

掲げる建築物で確認を受けた建築物が、次の工程に達する三日前までに建築主事に届けなければならない。

- 一 基礎杭打ちに着手するとき。
- 二 鉄筋コンクリート造等にあつて基礎及び各階の配筋が終るとき。
- 三 鉄骨造にあつては鉄骨の組立てが終わるとき。
- 四 補強コンクリート造にあつては基礎及び各階の配筋が終るとき。
- 五 建方の終るとき。
- 六 その他建築主事が特に指定した工程に達するとき。

七. 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

(工程届)

第十九條 建築工事の工事監理者又は工事施工者は、法第六条第一項第一号から第三号までに

掲げる建築物で確認を受けた建築物が、次の工程に達する三日前までに建築主事に届けなければならない。

- 一 ←★
- 二 ←★
- 三 ←★
- 四 ←★
- 五 ←★
- 六 ←★

十六. 昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

(工程届)

第十九條 建築工事の工事監理者又は工事施工者は、法第六条第一項第一号から第三号までに

掲げる建築物で確認を受けた建築物が、次の工程〔法第六条の二第一項第一号に該当する住宅にあつては第二号及び第三号の工程を除く。〕に達する三日前までに建築主事に届けなければならない。

- 一 基礎杭^く打ちに着手するとき。

二 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造等にあつては基礎及び各階の配筋が終わるとき。

三 鉄骨造にあつては各階の鉄骨の建て方が終わるとき。

四 補強コンクリートブロック造にあつては基礎及び各階の配筋が終わるとき。

~~五 建方の終わるとき。~~

五 前各号に掲げるほか建築主事が特に指定した工程に達するとき。

三十、平成十一年 四月三十日 規則第五十五号

(工程届)

第十九条 建築工事の工事監理者又は工事施工者は、法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物で確認を受けた建築物が、次の工程(法第六条の三第一項第一号に該当する住宅にあつては第二号及び第三号の工程を除く。)に達する三日前までに建築主事に届けなければならない。

一 ←十六

二 ←十六

三 ←十六

四 ←十六

五 ←十六

三十三、平成十二年 三月二十八日 規則第四十六号

(工程届)

第十九条 削除

現行

第二十条 削除

削除〔昭和五三年規則七九号〕

三、★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

(建築物の仮使用承認)

第二十二条 法第六条第一項第一号から第三号までの建築物を工事完了の検査済証の交付を受けない前に仮に使用したい場合は、建築物仮使用承認申請書(別記第十二号様式)に仮に使用する個所を明示した図書を添えて建築主事の承認を受けなければならない。

七、昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

(建築物の仮使用承認)

第二十条 法第六条第一項第一号から第三号までの建築物を工事完了の検査済証の交付を受けない前に仮に使用したい場合は、建築物仮使用承認申請書（別記第十四号様式）に仮に使用する個所を明示した図書を添えて建築主事の承認を受けなければならない。

2| 建築主事は、前項の規定による申請を承認するときは、建築物仮使用承認通知書（別記第十四号様式）により当該申請者に通知するものとする。

十三、 昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号

（建築物の仮使用承認）

第二十条 削除

現行

第二十一条 削除

削除（三〇年六四号）

三. ★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

（不適合建築物の届出）

第二十三条 法第八十六条の二の規定による既存の建築物に対する制限の緩和を受けようとする建築物の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物がこれらの規定に適合しなくなつたときを基準として制限緩和に係る不適合建築物台帳（別記第十三号様式）を提出しなければならない。

七. 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

（不適合建築物の届出）

第二十一条 法第八十六条の二の規定による既存の建築物に対する制限の緩和を受けようとする建築物の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物がこれらの規定に適合しなくなつたときを基準として制限緩和に係る不適合建築物台帳（別記第十五号様式）を提出しなければならない。

十六. 昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

（不適合建築物等の届出）

第二十一条 法第八十六条の二の規定による既存の建築物に対する制限の緩和、法第八十八条第二項において準用する法第八十六条の二の規定による既存の工作物に対する制限の緩和及び施行条例第五十一条の規定による既存の建築物に対する制限の緩和を受けようとするこれらの建築物及び工作物（以下この条において「建築物等」という。）の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物等の、制限緩和に係る不適合建築物等台帳（別記第十五号様式）を提出しなければならない。

二十四. 平成三年三月二十九日 規則第三十二号

（不適合建築物の届出）

第二十一条 法第八十六条の二の規定による既存の建築物に対する制限の緩和、法第八十八条第二項において準用する法第八十六条の二の規定による既存の工作物に対する制限の緩和及び施行条例第五十一条第二項の規定による既存の建築物に対する制限の緩和を受けようとするこれらの建築物及び工作物（以下この条において「建築物等」という。）の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物等の、制限緩和に係る不適合建築物等台帳（別記第十五号様式）を提出しなければならない。

三十．平成十一年四月三十日 規則第五十五号

(不適合建築物の届出)

第二十一条 法第八十六条の七の規定による既存の建築物に対する制限の緩和、法第八十八条第二項において準用する法第八十六条の七の規定による既存の工作物に対する制限の緩和及び施行条例第五十一条第二項の規定による既存の建築物に対する制限の緩和を受けようとするこれらの建築物及び工作物（以下この条において「建築物等」という。）の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物等の、制限緩和に係る不適合建築物等台帳（別記第十五号様式）を提出しなければならない。

三十八．平成十七年十月二十五日 規則第六十五号

(不適合建築物の届出)

第二十一条 法第八十六条の七第一項から第三項までの規定による既存の建築物に対する制限の緩和、法第八十八条第二項において準用する法第八十六条の七第一項（法第四十八条第一項から第十二項まで及び法第五十一条に係る部分に限る。）の規定による既存の工作物に対する制限の緩和又は施行条例第五十一条第一項から第四項までの規定による既存の建築物に対する制限の緩和を受けようとするこれらの建築物及び工作物（以下この条において「建築物等」という。）の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物等の、制限緩和に係る不適合建築物等台帳（別記第十五号様式）を提出しなければならない。

四十．平成十九年十一月二十七日 規則第五百号

(不適合建築物の届出)

第二十一条 法第八十六条の七第一項から第三項までの規定による既存の建築物に対する制限の緩和、法第八十八条第二項において準用する法第八十六条の七第一項（法第四十八条第一項から第十三項まで及び法第五十一条に係る部分に限る。）の規定による既存の工作物に対する制限の緩和又は施行条例第五十一条第一項から第四項までの規定による既存の建築物に対する制限の緩和を受けようとするこれらの建築物及び工作物（以下この条において「建築物等」という。）の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物等の、制限緩和に係る不適合建築物等台帳（別記第十五号様式）を提出しなければならない。

四十八．平成三十年十二月四日 規則第六十四号

(不適合建築物の届出)

第二十一条 削除

現行

第二十二條 削除

削除〔昭和五三年規則七九号〕

三. ★全部改正 昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号

(確認申請図書の省略)

第二十四條 建築士の設計に係る建築物について、法第六条第一項の規定により確認申請書を

提出する場合は、省令第一条第六項の規定により同条第一項の表中(は)項に掲げる図書の

一部又は全部を添えることを要しない。

六. 昭和四十五年二月二十日 規則第八号

(確認申請図書の省略)

第二十四條 建築士の設計に係る建築物について、法第六条第一項の規定により確認申請書を

提出する場合は、省令第一条第七項の規定により同条第一項の表中(は)項に掲げる図書の

一部又は全部を添えることを要しない。

七. 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

(確認申請図書の省略)

第二十二條 建築士の設計に係る建築物について、法第六条第一項の規定により確認申請書を

提出する場合は、省令第一条第七項の規定により同条第一項の表中(は)項に掲げる図書の

一部又は全部を添えることを要しない。

十三. 昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号

(確認申請図書の省略)

第二十二條 削除

現行

(書類の閲覧)

第二十三条 省令第十一条の四第一項に規定する書類(以下「書類」という。)の閲覧場所は、次の表の上覧に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる場所とする。

書類の区分	閲覧場所
建築計画概要書、築造計画概要書、処分等概要書及び全体計画概要書 定期調査報告概要書、定期検査報告概要書(昇降機及び遊戯施設に係るものを除く。)、指定道路図及び指定道路調査書 定期検査報告概要書(昇降機及び遊戯施設に係るものに限る。)	県土整備部都市整備局建築指導課所属の建築主事の確認(法第六条の二第一項の規定により法第六条第一項の規定による確認とみなされるものを含む。以下この表において同じ。)に係るものにあつては県土整備部都市整備局建築指導課、土木事務所所属の建築主事の確認に係るものにあつては当該土木事務所 当該建築物、建築設備又は道路の存する区域を所管する土木事務所であつて建築主事が置かれるもの 県土整備部都市整備局建築指導課

2 書類の閲覧日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 書類の閲覧時間は、午前九時から午後五時までとする。

4 知事又は土木事務所の長は、前二項の規定にかかわらず、書類の整理その他の理由により、閲覧させないことがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧場所に掲示する。

5 書類を閲覧しようとする者は、書類閲覧申込票(別記第十五号様式)を提出して知事又は土木事務所の長の承認を得なければならない。

6 閲覧者は、書類を閲覧場所以外の場所に移動させてはならない。

7 知事又は土木事務所の長は、前二項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は書類を汚損若しくはき損するおそれがあると認められる者に対しては、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

追加(昭和四六年規則二〇号)、一部改正(昭和五三年規則七九号・五八年三二号・五九年五九号・六一年二六号・平成元年四四号・四年八八号・六年六号・一年五五号・一六年二九号・一七年一六五号・二二年三号・二三年七三号・三〇年六四号)

七. 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

(建築計画概要書の閲覧)

第二十三条 省令第十一条の二第二項の規定による建築計画概要書(以下「概要書」とい

う。)の閲覧場所は、土木部建築指導課所属の建築主事の係るものにあつては土木部建築指導課、土木事務所所属の建築主事に係るものにあつては当該土木事務所とする。

2 概要書の閲覧日は、国民の祝日、日曜日その他の休日以外の日とし、その閲覧時間は、土曜日にあつては午前九時から正午まで、その他の日にあつては午前九時から午後五時までとする。

3 知事又は土木事務所長は、前項の規定にかかわらず、概要書の整理その他の理由により、閲覧させないことがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧場所に掲示する。

4 概要書を閲覧しようとする者は、閲覧場所に備え付けてある閲覧簿に閲覧者の住所、職業、氏名、年齢、閲覧の目的及び建築物の所在地を記載して知事又は土木事務所長の承認を得なければならない。

5 閲覧者は、概要書を閲覧場所以外の場所に移動させてはならない。

6 知事又は土木事務所長は、前二項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は概要書を汚損若しくはき損するおそれがあると認められる者に対しては、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

十三. 昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号

(概要書の閲覧)

第二十三条 省令第十一条の三第三項の規定による建築計画概要書及び築造計画概要書(以下

「概要書」という。)の閲覧場所は、土木部建築指導課所属の建築主事の係るものにあつては土木部建築指導課、土木事務所所属の建築主事に係るものにあつては当該土木事務所とする。

2 ←七

3 ←七

4 ←七

5 ←七

6 ←七

十五. 昭和五十八年四月一日 規則第三十二号

(概要書の閲覧)

第二十三条 省令第十一条の三第三項の規定による建築計画概要書及び築造計画概要書(以下

「概要書」という。)の閲覧場所は、都市部建築指導課所属の建築主事の係るものにあつては、都市部建築指導課、土木事務所(千葉土木事務所及び東葛飾土木事務所を除く。)又は

都市計画事務所所属の建築主事に係るものにあつては当該土木事務所（千葉土木事務所及び東葛飾土木事務所を除く。）又は都市計画事務所とする。

2 ←七

3 知事又は土木事務所長（千葉土木事務所長及び東葛飾土木事務所長を除く。）又は都市計画事務所長は、前項の規定にかかわらず、概要書の整理その他の理由により、閲覧させないことがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧場所に掲示する。

4 概要書を閲覧しようとする者は、閲覧場所に備え付けてある閲覧簿に閲覧者の住所、職業、氏名、年齢、閲覧の目的及び建築物の所在地を記載して知事又は土木事務所長（千葉土木事務所長及び東葛飾土木事務所長を除く。）又は都市計画事務所長の承認を得なければならぬ。

5 ←七

6 知事又は土木事務所長（千葉土木事務所長及び東葛飾土木事務所長を除く。）又は都市計画事務所長は、前二項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は概要書を汚損若しくはき損するおそれがあると認められる者に対しては、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

十六． 昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

（概要書の閲覧）

第二十三条 省令第十一条の三第三項の規定による建築計画概要書及び築造計画概要書（以下「概要書」という。）の閲覧場所は、都市部建築指導課所属の建築主事の係るものにあつては、都市部建築指導課、土木事務所（千葉土木事務所、東葛飾土木事務所及び市原土木事務所を除く。以下同じ）又は都市計画事務所所属の建築主事に係るものにあつては当該土木事務所又は都市計画事務所とする。

2 ←七

3 知事又は土木事務所長若しくは都市計画事務所長は、前項の規定にかかわらず、概要書の整理その他の理由により、閲覧させないことがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧場所に掲示する。

4 概要書を閲覧しようとする者は、概要書閲覧申込票（別記第十五号様式の二）を提出して知事又は土木事務所長若しくは都市計画事務所長の承認を得なければならない。

5 ←七

6 知事又は土木事務所長若しくは都市計画事務所長は、前二項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は概要書を汚損若しくはき損するおそれがあると認められる者に対しては、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

十八． 昭和六十一年四月一日 規則第二十六号

（概要書の閲覧）

第二十三条 省令第十一条の第三項の規定による建築計画概要書及び築造計画概要書（以下

「概要書」という。）の閲覧場所は、都市部建築指導課所属の建築主事の係るものにあつては、都市部建築指導課、土木事務所（千葉土木事務所、葛南土木事務所、市原土木事務所及び東葛飾土木事務所を除く。以下同じ）又は都市計画事務所所属の建築主事に係るものにあつては当該土木事務所又は都市計画事務所とする。

- 2 ←七
- 3 ←十六
- 4 ←十六
- 5 ←七
- 6 ←十六

二十二・平成元年四月一日 規則第四十四号

（概要書の閲覧）

第二十三条 省令第十一条の第三項の規定による建築計画概要書及び築造計画概要書（以下

「概要書」という。）の閲覧場所は、都市部建築指導課所属の建築主事の係るものにあつては、都市部建築指導課、土木事務所（千葉土木事務所、葛南土木事務所、市原土木事務所、東葛飾土木事務所及び君津土木事務所を除く。以下同じ）又は都市計画事務所所属の建築主事に係るものにあつては当該土木事務所又は都市計画事務所とする。

- 2 ←七
- 3 ←十六
- 4 ←十六
- 5 ←七
- 6 ←十六

二十五・平成四年七月三日 規則第八十八号

（概要書の閲覧）

第二十三条 ←二十二

2| 概要書の閲覧日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。

- 一| 日曜日及び土曜日
- 二| 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三| 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3| 概要書の閲覧時間は、午前九時から午後五時までとする。

4| 知事又は土木事務所長若しくは都市計画事務所長は、前二項の規定にかかわらず、概要書の整理その他の理由により、閲覧させないことがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧場所に掲示する。

5| 概要書を閲覧しようとする者は、概要書閲覧申込票（別記第十五号様式の二）を提出して知事又は土木事務所長若しくは都市計画事務所長の承認を得なければならない。

- 6| 閲覧者は、概要書を閲覧場所以外の場所に移動させてはならない。
- 7| 知事又は土木事務所長若しくは都市計画事務所長は、前二項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は概要書を汚損若しくはき損するおそれがあると認められる者に対しては、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

二十六、平成六年二月二十五日 規則第六号

(概要書の閲覧)

第二十三条 省令第十一条の七第三項の規定による建築計画概要書及び築造計画概要書（以下「概要書」という。）の閲覧場所は、都市部建築指導課所属の建築主事の係るものにあつては、都市部建築指導課、土木事務所（千葉土木事務所、葛南土木事務所、市原土木事務所、東葛飾土木事務所及び君津土木事務所を除く。以下同じ）又は都市計画事務所所属の建築主事に係るものにあつては当該土木事務所又は都市計画事務所とする。

- 2 ←二十五
- 3 ←二十五
- 4 ←二十五
- 5 ←二十五
- 6 ←二十五
- 7 ←二十五

三十、平成十一年四月三十日 規則第五十五号

(書類の閲覧)

第二十三条 省令第十一条の七第一項及び第二項の書類（以下「書類」という。）の閲覧場所は、都市部建築指導課所属の建築主事の係るものにあつては、都市部建築指導課、土木事務所（千葉土木事務所、葛南土木事務所、市原土木事務所、東葛飾土木事務所及び君津土木事務所を除く。以下同じ）又は都市計画事務所所属の建築主事に係るものにあつては当該土木事務所又は都市計画事務所とする。

- 2 書類の閲覧日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。
- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 3 書類の閲覧時間は、午前九時から午後五時までとする。
- 4 知事又は土木事務所長若しくは都市計画事務所長は、前二項の規定にかかわらず、書類の整理その他の理由により、閲覧させないことがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧場所に掲示する。
- 5 書類を閲覧しようとする者は、書類閲覧申込票（別記第十五号様式の二）を提出して知事又は土木事務所長若しくは都市計画事務所長の承認を得なければならない。
- 6 閲覧者は、書類を閲覧場所以外の場所に移動させてはならない。

- 7 知事又は土木事務所長若しくは都市計画事務所長は、前二項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は書類を汚損若しくはき損するおそれがあると認められる者に対しては、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

三十六、平成十六年三月二十三日 規則第二十九号

(書類の閲覧)

第二十三条 省令第十一条の七第一項及び第二項の書類(以下「書類」という。)の閲覧場所は、県土整備部建築指導課所属の建築主事の確認(法第六条の二第一項の規定により法第六条第一項の規定による確認とみなされるものを含む。以下同じ。)に係るものにあつては県土整備部建築指導課、地域整備センター又は地域整備センターに置かれる整備事務所所属の建築主事の確認に係るものにあつては当該地域整備センター又は整備事務所とする。

- 2 ←三十
- 3 ←三十
- 4 知事又は地域整備センター所長若しくは整備事務所長は、前二項の規定にかかわらず、書類の整理その他の理由により、閲覧させないことがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧場所に掲示する。
- 5 書類を閲覧しようとする者は、書類閲覧申込票(別記第十五号様式の二)を提出して知事又は地域整備センター所長若しくは整備事務所長の承認を得なければならない。
- 6 ←三十
- 7 知事又は地域整備センター所長若しくは整備事務所長は、前二項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は書類を汚損若しくはき損するおそれがあると認められる者に対しては、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

三十八、平成十七年十月二十五日 規則第六十五号

(書類の閲覧)

第二十三条 省令第十一条の四第一項に規定する書類(以下「書類」という。)の閲覧場所は、県土整備部建築指導課所属の建築主事の確認(法第六条の二第一項の規定により法第六条第一項の規定による確認とみなされるものを含む。以下同じ。)に係るものにあつては県土整備部建築指導課、地域整備センター又は地域整備センターに置かれる整備事務所所属の建築主事の確認に係るものにあつては当該地域整備センター又は整備事務所とする。

- 2 ←三十
- 3 ←三十
- 4 ←三十六
- 5 ←三十六
- 6 ←三十
- 7 ←三十六

四十三・平成二十二年三月十九日 規則第三号

(書類の閲覧)

第二十三条 省令第十一条の四第一項に規定する書類(以下「書類」という。)の閲覧場所は、

次の表の上覧に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる場所とする。

書類の区分	閲覧場所
建築計画概要書、築造計画概要書、処分等概要書及び全体計画概要書	県土整備部建築指導課所属の建築主事の確認(法第六条の二第一項の規定により法第六条第一項の規定による確認とみなされるものを含む。以下この表において同じ。)に係るものにあつては県土整備部建築指導課、地域整備センター又は地域整備センターに置かれる整備事務所所属の建築主事の確認に係るものにあつては当該地域整備センター又は整備事務所
定期調査報告概要書、定期検査報告概要書(昇降機及び遊戯施設に係るものを除く。)、指定道路図及び指定道路調書	当該建築物、建築設備又は道路の存する区域を所管する地域整備センター又は地域整備センターに置かれる整備事務所であつて建築主事が置かれるもの 県土整備部建築指導課
定期検査報告概要書(昇降機及び遊戯施設に係るものに限る。)	県土整備部建築指導課

- 2 ←三十
- 3 ←三十
- 4 ←三十六
- 5 ←三十六
- 6 ←三十
- 7 ←三十六

四十四・平成二十三年三月三十一日 規則第七十三号

(書類の閲覧)

第二十三条 省令第十一条の四第一項に規定する書類(以下「書類」という。)の閲覧場所は、

次の表の上覧に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる場所とする。

書類の区分	閲覧場所
建築計画概要書、築造計画概要書、処分等概要書及び全体計画概要書 定期調査報告概要書、定期検査報告概要書（昇降機及び遊戯施設に係るものを除く。）、指定道路図及び指定道路調書 定期検査報告概要書（昇降機及び遊戯施設に係るものに限る。）	県土整備部都市整備局建築指導課所属の建築主事の確認（法第六条の二第一項の規定により法第六条第一項の規定による確認とみなされるものを含む。以下この表において同じ。）に係るものにあつては県土整備部都市整備局建築指導課、土木事務所所属の建築主事の確認に係るものにあつては当該土木事務所 当該建築物、建築設備又は道路の存する区域を所管する土木事務所であつて建築主事が置かれるもの 県土整備部都市整備局建築指導課

- 2 ←三十
- 3 ←三十
- 4 知事又は土木事務所^レの長は、前二項の規定にかかわらず、書類の整理その他の理由により、閲覧させないことがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧場所に掲示する。
- 5 書類を閲覧しようとする者は、書類閲覧申込票（別記第十五号様式の二）を提出して知事又は土木事務所^レの長の承認を得なければならない。
- 6 ←三十
- 7 知事又は土木事務所^レの長は、前二項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は書類を汚損若しくはき損するおそれがあると認められる者に対しては、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

四十八、平成三十年十二月四日 規則第六十四号

（書類の閲覧）

第二十三条 ←四十四

2 ←三十

3 ←三十

4 ←四十四

5 書類を閲覧しようとする者は、書類閲覧申込票（別記第十五号様式）を提出して知事又は土木事務所^レの長の承認を得なければならない。

6 ←三十

7 ←四十四

現行

(計画通知書への準用)

第二十四条 第二条、第六条及び第九条から第十一条までの規定は、法第十八条の規定による計画通知書の場合に準用する。

追加〔昭和四六年規則二〇号〕、一部改正〔平成二五年規則七九号〕

七. 昭和四十六年三月三十日 規則第二十号

(計画通知書への準用)

第二十四条 第二条、第六条から第十一条まで及び第十四条から第二十二条までの規定は、法第十八条の規定による計画通知書の場合に準用する

四十五. 平成二十五年八月二十七日 規則第七十九号

(計画通知書への準用)

第二十四条 第二条、第六条及び第九条から第十一条まで及び第十四条から第二十二条までの規定は、法第十八条の規定による計画通知書の場合に準用する。

現行

(建築協定の認可の申請等)

第二十五条 法第七十条第一項又は法第七十六条の三第二項の規定による認可を申請しようとする者は、建築協定認可申請書(別記第十六号様式)に次の各号に掲げる図書(法第七十六条の三第二項の規定による認可の申請にあつては、第三号及び第五号に規定する書類を除く。)を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 建築協定書 四通
- 二 建築協定を締結しようとする理由を記載した書類 二通
- 三 建築協定の認可の申請者が当該建築協定を締結しようとする者の代表者であることを証する書類 一通
- 四 建築協定区域及び建築協定区域内の地形地物を表示する図面 四通
- 五 建築協定区域に係る土地の地名番及びこれに対応する土地の所有者等(法第七十七条の規定による建築物の借主を含み、土地の共有者又は共同借地権者にあつては、それぞれの持分が過半に達する者をいう。以下この号、第二十五条の三第二項、第二十五条の四及び第二十七条第一項において同じ。)の全員の住所、氏名を記載した書類、土地の所有者等の建築協定に関する合意を証する書類及び印鑑登録証明書並びに土地の所有者等に関する登記事項証明書(登録又は登記がない場合は、本人又は権利者であることを証する書面。第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十七条第一項において同じ。) 各一通
- 六 建築協定に定める基準に係る規制の内容を説明する図書
- 七 その他必要な資料
- 2 前項第一号の建築協定書において建築協定区域隣接地を定める場合は、同項各号に掲げる図書のほか、同項の申請書に次の各号に掲げる図書を添えなければならない。
 - 一 建築協定区域隣接地を定める理由を記載した書類 二通
 - 二 建築協定区域隣接地の区域及び区域内の地形地物を表示する図面 四通
 - 三 建築協定区域隣接地に係る土地の地名地番を記載した書類 一通
- 3 知事は、法第七十条第一項の規定により認可したときは、建築協定認可通知書(別記第十六号様式)により当該申請者に通知するものとする。

追加〔昭和四七年規則五七号〕、一部改正〔昭和五三年規則七九号・五九年五九号・平成九年二号・一七年二五号〕

八. 昭和四十七年七月二十一日 規則第五十七号

(建築協定の認可の申請等)

第二十五条 法第七十条第一項の認可を申請しようとする者は、建築協定認可申請書(別記第十六号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 建築協定書
- 二 建築協定区域及び建築協定区域内の地形地物を表示する図面
- 三 建築協定区域内における土地の所有者等の住所及び氏名を記録した書面
- 四 建築協定に定める基準に係る規制の内容を説明する図書
- 五 その他必要な資料

2 知事は、法第七十条第一項の規定により認可したときは、建築協定認可通知書（別記第十六号様式）により当該申請者に通知するものとする。

十三、昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号

（建築協定の認可の申請等）

第二十五条 法第七十条第一項又は法第七十六条の三第二項の規定による認可を申請しようとする者は、建築協定認可申請書（別記第十六号様式）に次の各号に掲げる図書（法第七十六条の三第二項の規定による認可の申請にあつては、第三号及び第五号に規定する書類を除く。）を添えて知事に提出しなければならない。

一 建築協定書

二 建築協定を締結しようとする理由を記載した書類

三 建築協定の認可の申請者が当該建築協定を締結しようとする者の代表者であることを証する書類

四 建築協定区域及び建築協定区域内の地形地物を表示する図面

五 土地の所有者等の全員の住所及び氏名を記載した名簿、土地又は建物の登記簿謄本並びに建築協定に関する合意を証する書類。ただし、土地の共有者又は共同借地権者にあつては、それぞれの持分が過半に達する者の住所及び氏名を記載した名簿、土地又は建物の登記簿謄本並びに建築協定に関する合意を証する書類

六 建築協定に定める基準に係る規制の内容を説明する図書

七 その他必要な資料

2 ←八

十六、昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

（建築協定の認可の申請等）

第二十五条 法第七十条第一項又は法第七十六条の三第二項の規定による認可を申請しようとする者は、建築協定認可申請書（別記第十六号様式）に次の各号に掲げる図書（法第七十六条の三第二項の規定による認可の申請にあつては、第三号及び第五号に規定する書類を除く。）を添えて知事に提出しなければならない。

一 建築協定書 四通

二 建築協定を締結しようとする理由を記載した書類 二通

三 建築協定の認可の申請者が当該建築協定を締結しようとする者の代表者であることを証する書類 一通

四 建築協定区域及び建築協定区域内の地形地物を表示する図面 四通

五 建築協定区域に係る土地の地名地番及びこれに対応する土地の所有者等（法第七十七条の規定による建築物の借主を含み、土地の共有者又は共同借地権者にあつては、それぞれの持分が過半に達する者をいう。この号、第二十五条の四及び第二十七条第一項において同じ。）の全員の住所、氏名を記載した書類、土地の所有者等の建築協定に関する合意を

証する書類及び印鑑登録証明書並びに土地の所有者等に関する登記簿謄本（登録又は登記がない場合は、本人又は権利者であることを証する書面。第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十七条第一項において同じ。） 各一通

六 ←十三

七 ←十三

2 ←八

二十九・平成九年二月四日 規則第二号

（建築協定の認可の申請等）

第二十五条

法第七十条第一項又は法第七十六条の三第二項の規定による認可を申請しようとする者は、建築協定認可申請書（別記第十六号様式）に次の各号に掲げる図書（法第七十六条の三第二項の規定による認可の申請にあつては、第三号及び第五号に規定する書類を除く。）を添えて知事に提出しなければならない。

一 ←十六

二 ←十六

三 ←十六

四 ←十六

五 建築協定区域に係る土地の地名地番及びこれに対応する土地の所有者等（法第七十七条の規定による建築物の借主を含み、土地の共有者又は共同借地権者にあつては、それぞれの持分が過半に達する者をいう。以下この号、第二十五条の三第二項、第二十五条の四及び第二十七条第一項において同じ。）の全員の住所、氏名を記載した書類、土地の所有者等の建築協定に関する合意を証する書類及び印鑑登録証明書並びに土地の所有者等に関する登記簿謄本（登録又は登記がない場合は、本人又は権利者であることを証する書面。第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十七条第一項において同じ。） 各一通

六 ←十三

七 ←十三

2 前項第一号の建築協定書において建築協定区域隣接地を定める場合は、同項各号に掲げる

図書のほか、同項の申請書に次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

一 建築協定区域隣接地を定める理由を記載した書類 二通

二 建築協定区域隣接地の区域及び区域内の地形地物を表示する図面 四通

三 建築協定区域隣接地に係る土地の地名地番を記載した書類 一通

3 知事は、法第七十条第一項の規定により認可したときは、建築協定認可通知書（別記第十六号様式）により当該申請者に通知するものとする。

三十七・平成十七年三月七日 規則第二十五号

(建築協定の認可の申請等)

第二十五条 法第七十条第一項又は法第七十六条の三第二項の規定による認可を申請しようとする者は、建築協定認可申請書(別記第十六号様式)に次の各号に掲げる図書(法第七十六条の三第二項の規定による認可の申請にあつては、第三号及び第五号に規定する書類を除く。)を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 ←十六
- 二 ←十六
- 三 ←十六
- 四 ←十六

五 建築協定区域に係る土地の地名地番及びこれに対応する土地の所有者等(法第七十七条の規定による建築物の借主を含み、土地の共有者又は共同借地権者にあつては、それぞれの持分が過半に達する者をいう。以下この号、第二十五条の三第二項、第二十五条の四及び第二十七条第一項において同じ。)の全員の住所、氏名を記載した書類、土地の所有者等の建築協定に関する合意を証する書類及び印鑑登録証明書並びに土地の所有者等に関する登記事項証明書(登録又は登記がない場合は、本人又は権利者であることを証する書面。第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十七条第一項において同じ。) 各一通

- 六 ←十三
- 七 ←十三
- 二 ←二十九
- 三 ←二十九

現行

(借地権が消滅した場合等の届出)

第二十五条の二 法第七十四条の二第三項の規定による届出をしようとする者は、借地権等消滅届(別記第十六号様式の二)に、同条第一項の場合においては借地権が消滅したことを証する書面及びその借地権の目的となつていた土地の位置を表示する図面を添えて、同条第二項の場合においては換地処分を証する書面及び仮換地指定されていた土地の位置を表示する図面を添えて知事に届け出なければならない。
追加〔昭和五三年規則七九号〕、一部改正〔平成九年規則二号〕

十三・昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号

(借地権が消滅した場合の届出)

第二十五条の二 法第七十四条の二第二項の規定による届出をしようとする者は、借地権消滅届(別記第十六号様式の二)に借地権が消滅したことを証する書面及びその借地権の目的となつていた土地の位置を表示する図面を添えて知事に届け出なければならない。

二十九・平成九年二月四日 規則第二号

(借地権が消滅した場合等の届出)

第二十五条の二 法第七十四条の二第三項の規定による届出をしようとする者は、借地権等消滅届(別記第十六号様式の二)に、同条第一項の場合においては借地権が消滅したことを証する書面及びその借地権の目的となっていた土地の位置を表示する図面を添えて、同条第二項の場合においては換地処分を証する書面及び仮換地指定されていた土地の位置を表示する図面を添えて知事に届け出なければならない。

現行

(建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる場合の届出)

第二十五条の三 法第七十五条の二第一項の規定により建築協定に加わろうとする者は、建築協定加入届(別記第十六号様式の三)に建築協定に加わる旨の意思を表示した書類及び印鑑登録証明書、その土地の登記事項証明書並びにその土地の位置を表示する図面を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、土地の共有者にあつては、それぞれの持分が過半に達する者の代表者がそれらの者の住所及び氏名を記載した名簿、建築協定に加わる旨の意思を表示した書類及び印鑑登録証明書、その土地の登記事項証明書並びにその土地の位置を表示する図面を添えて知事に提出するものとする。

2 法第七十五条の二第二項の規定により建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者等で建築協定に加わろうとする者は、建築協定加入届に当該土地の地名番並びにこれに対応する土地の所有者等の全員の住所及び氏名を記載した書類、土地の所有者等の建築協定加入に関する合意を証する書類及び印鑑登録証明書並びに土地の所有者等に関する登記事項証明書を添えて知事に提出するものとする。

追加〔昭和五三年規則七九号〕、一部改正〔昭和五九年規則五九号・平成九年二号・一七年二五号〕

十三・昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号

(建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる場合の届出)

第二十五条の三 法第七十五条の二第一項の規定により建築協定に加わろうとする者は、建築協定加入届(別記第十六号様式の三)に土地の登記簿謄本及びその土地の位置を表示する図面を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、土地の共有者にあつては、それぞれの持分が過半に達する者の代表者がそれらの者の住所及び氏名を記載した名簿、土地の登記簿謄本、建築協定に加わる旨の意思を表示した書類並びに土地の位置を表示する図面を添えて知事に提出するものとする。

十六・昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

(建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる場合の届出)

第二十五条の三 法第七十五条の二第一項の規定により建築協定に加わろうとする者は、建築協定加入届（別記第十六号様式の三）に建築協定に加わる旨の意思を表示した書類及び印鑑登録証明書、その土地の登記簿謄本並びにその土地の位置を表示する図面を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、土地の共有者にあつては、それぞれの持分が過半に達する者の代表者がそれらの者の住所及び氏名を記載した名簿、建築協定に加わる旨の意思を表示した書類及び印鑑登録証明書、その土地の登記簿謄本並びにその土地の位置を表示する図面を添えて知事に提出するものとする。

二十九・平成九年二月四日 規則第二号

（建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる場合の届出）

第二十五条の三 一十六

2| 法第七十五条の二第二項の規定により建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者等で建築協定に加わろうとする者は、建築協定加入届に当該土地の地名番並びにこれに対応する土地の所有者等の全員の住所及び氏名を記載した書類、土地の所有者等の建築協定加入に関する合意を証する書類及び印鑑登録証明書並びに土地の所有者等に関する登記簿謄本を添えて知事に提出するものとする。

三十七・平成十七年三月七日規則 第二十五号

（建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる場合の届出）

第二十五条の三 法第七十五条の二第一項の規定により建築協定に加わろうとする者は、建築協定加入届（別記第十六号様式の三）に建築協定に加わる旨の意思を表示した書類及び印鑑登録証明書、その土地の登記事項証明書並びにその土地の位置を標示する図面を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、土地の共有者にあつては、それぞれの持分が過半に達する者の代表者がそれらの者の住所及び氏名を記載した名簿、建築協定に加わる旨の意思を表示した書類及び印鑑登録証明書、その土地の登記事項証明書並びにその土地の位置を表示する図面を添えて知事に提出するものとする。

2 法第七十五条の二第二項の規定により建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者等で建築協定に加わろうとする者は、建築協定加入届に当該土地の地名番並びにこれに対応する土地の所有者等の全員の住所及び氏名を記載した書類、土地の所有者等の建築協定加入に関する合意を証する書類及び印鑑登録証明書並びに土地の所有者等に関する登記事項証明書を添えて知事に提出するものとする。

現行

(建築協定が効力を有することとなった時期の届出)

第二十五条の四 法第七十六条の三第五項の規定により建築協定が効力を有することとなったときは、直ちに建築協定開始届(別記第十六号様式の四)に、新たに土地の所有者等となった者の土地又は建物の登記事項証明書及び当該土地の所有者等となった者の土地の位置を表示した図面を添えて知事に届け出なければならない。
追加〔昭和五三年規則七九号〕、一部改正〔昭和五九年規則五九号・平成九年二号・一七年二五号〕

十三・ 昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号

(建築協定が効力を有することとなった時期の届出)

第二十五条の四 法第七十六条の三第四項の規定により建築協定が効力を有することとなったときは、直ちに建築協定開始届(別記第十六号様式の四)に、新たに土地の所有者等となった者の土地又は建物の登記簿謄本及び当該所有者等となった者の土地の位置を表示した図面を添えて知事に届け出なければならない。

十六・ 昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

(建築協定が効力を有することとなった時期の届出)

第二十五条の四 法第七十六条の三第四項の規定により建築協定が効力を有することとなったときは、直ちに建築協定開始届(別記第十六号様式の四)に、新たに土地の所有者等となった者の土地又は建物の登記簿謄本及び当該土地の所有者等となった者の土地の位置を表示した図面を添えて知事に届け出なければならない。

二十九・ 平成九年二月四日 規則第二号

(建築協定が効力を有することとなった時期の届出)

第二十五条の四 法第七十六条の三第五項の規定により建築協定が効力を有することとなったときは、直ちに建築協定開始届(別記第十六号様式の四)に、新たに土地の所有者等となった者の土地又は建物の登記簿謄本及び当該土地の所有者等となった者の土地の位置を表示した図面を添えて知事に届け出なければならない。

三十七・ 平成十七年三月七日 規則第二十五号

(建築協定が効力を有することとなった時期の届出)

第二十五条の四 法第七十六条の三第五項の規定により建築協定が効力を有することとなったときは、直ちに建築協定開始届(別記第十六号様式の四)に、新たに土地の所有者等となった者の土地又は建物の登記事項証明書及び当該土地の所有者等となった者の土地の位置を表示した図面を添えて知事に届け出なければならない。

現行

(建築協定の変更の認可申請等)

第二十六条 第二十五条の規定は、法第七十四条(法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。)の認可の手續に準用する。

追加〔昭和四七年規則五七号〕、一部改正〔昭和五三年規則七九号・平成九年二号〕

八. 昭和四十七年七月二十一日 規則第五十七号

(建築協定の変更の認可申請等)

第二十六条 前条の規定は、法第七十四条の認可の手續に準用する。

十三. 昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号

(建築協定の変更の認可申請等)

第二十六条 第二十五条の規定は、法第七十四条(法第七十六条の三第五項において準用する場合を含む。)の認可の手續に準用する。

二十九. 平成九年二月四日 規則第二号

(建築協定の変更の認可申請等)

第二十六条 第二十五条の規定は、法第七十四条(法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。)の認可の手續に準用する。

現行

(建築協定の廃止の認可の申請等)

第二十七条 法第七十六条第一項(法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。)

の認可の申請をしようとする者は、建築協定廃止認可申請書(別記第十六号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

一 認可(変更の認可を含む。)を受けた建築協定書

二 建築協定を廃止しようとする理由を記載した書類

三 建築協定の廃止の認可の申請者が当該建築協定を廃止しようとする者の代表者であることを証する書類

四 建築協定区域に係る土地の地名番及びこれに対応する土地の所有者等の全員の住所、氏名を記載した書類、土地の所有者等の建築協定の廃止に関する合意を証する書類及び印鑑登録証明書並びに土地の所有者等に関する全員の登記事項証明書

五 その他必要な資料

2 知事は、法第七十六条第一項の規定により認可したときは、建築協定廃止認可通知書(別記第十六号様式)により当該申請者に通知するものとする。

追加〔昭和四七年規則五七号〕、一部改正〔昭和五三年規則七九号・五九年五九号・平成九年二号・一七年二五号〕

八. 昭和四十七年七月二十一日 規則第五十七号

(建築協定の廃止)

第二十七条 法第七十六条第一項の認可の申請をしようとする者は、建築協定廃止認可申請書

(別記第十六号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、法第七十六条第一項の規定により認可したときは、建築協定廃止認可通知書(別記第十六号様式)により当該申請者に通知するものとする。

十三. 昭和五十三年十月三十一日 規則第七十九号

(建築協定の廃止)

第二十七条 法第七十六条第一項(法第七十六条の三第五項において準用する場合を含む。)

の認可の申請をしようとする者は、建築協定廃止認可申請書(別記第十六号様式)を知事に提出しなければならない。

2 ←八

十六. 昭和五十九年十月一日 規則第五十九号

(建築協定の廃止の認可の申請等)

第二十七条 法第七十六条第一項(法第七十六条の三第五項において準用する場合を含む。)

の認可の申請をしようとする者は、建築協定廃止認可申請書(別記第十六号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 認可（変更の認可を含む。）を受けた建築協定書
 - 二 建築協定を廃止しようとする理由を記載した書類
 - 三 建築協定の廃止の認可の申請書が当該建築協定を廃止しようとする者の代表者であることとを証する書類
 - 四 建築協定区域に係る土地の地名地番及びこれに対応する土地の所有者等の全員の住所、氏名を記載した書類、土地の所有者等の建築協定の廃止に関する合意を証する書類及び印鑑登録証明書並びに土地の所有者等に関する全員の登記簿謄本
 - 五 その他必要な資料
- 2 ←八

二十九・平成九年二月四日 規則第二号

（建築協定の廃止の認可の申請等）

- 第二十七条** 法第七十六条第一項（法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。）の認可の申請をしようとする者は、建築協定廃止認可申請書（別記第十六号様式）に次の各号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 ←十六
 - 二 ←十六
 - 三 ←十六
 - 四 ←十六
 - 五 ←十六
- 2 ←八

三十七・平成十七年三月七日 規則第二十五号

（建築協定の廃止の認可の申請等）

第二十七条 ←二十九

- 一 ←十六
 - 二 ←十六
 - 三 ←十六
 - 四 建築協定区域に係る土地の地名地番及びこれに対応する土地の所有者等の全員の住所、氏名を記載した書類、土地の所有者等の建築協定の廃止に関する合意を証する書類及び印鑑登録証明書並びに土地の所有者等に関する全員の登記事項証明書
 - 五 ←十六
- 2 ←八

現行
別表（第六条）

建築物の種類		図書の種類		明示すべき事項	
興行場等の用途に供する建築物	がけ面及びがけに近接する建築物	構造計算書	縦断面図及び擁壁詳細図	客席の用途に供する部分のいす席の配置及び使用形態の区分ごとの床面積（いす席を設ける部分を除く。） 客席の用途に供する部分の通路の幅員 建築物の屋外に通じる出入口及び興行場等の出入口並びに各階の客席部分よりの出入口の幅員	
共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物	施行条例第四十条の二に規定する児童福祉施設等	配置図又は別紙	平面図又は別紙	縮尺、気鐘 ^{かん} 機械及び配管の配置並びに寸法	縮尺、機械設備並びに構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法
物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物	施行条例第五十一条の規定が適用される建築物	配置図	平面図又は別紙	建築物と敷地境界線までの距離並びに通路の位置及び幅員 当該用途に供する部分の床面積の合計	段差の高さ及び傾斜路のこう配
耐火構造等の構造詳細図	各階平面図	既存不適格調書	平面図又は別紙	各階の売場面積及び店内通路幅	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
施行条例第五十一条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	施行条例第五十一条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	各階平面図	耐火構造等の構造詳細図	増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えに係る部分	床又は壁の断面の構造、材料の種類及び寸法

<p>工場の用途に供する建築物</p> <p>危険物の貯蔵施設を有する建築物（工場の用途に供する建築物を除く。）</p> <p>法第十二条第一項の規定により定期報告を要する建築物</p>	<p>工場調書（別記第二号様式）</p> <p>危険物調書（別記第二号様式の二）</p> <p>定期報告対象建築物調書（別記第二号様式の三）</p>		<p>備考</p> <p>一 「基準時」とは、法第三条第二項の規定により施行条例第二十五条、第二十六条第一項、第三十六条、第四十条の二又は第五十条の四第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定の適用を受けない期間の始期をいう。</p> <p>二 施行条例第五十一条第一項の規定が適用される建築物については、これらの図書のうち「既存不適格調書」を添付すること。</p> <p>三 施行条例第五十一条第三項の規定が適用される建築物については、これらの図書のうち「既存不適格調書」及び「各階平面図」を添付すること。</p>
---	--	--	--

全部改正（昭和五三年規則七九号）、一部改正（平成六年規則六号・一九年七二号・三〇年六四号）

建築物の種類	図書の種類	明示すべき事項
がけに接する敷地の建築物	詳細図 構造計算書	縮尺構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法がけの高さ並びにがけの上下端から建築物までの水平距離
道路面と地盤面に高低差のある敷地の建築物	縦断面図	縮尺、道路、地盤並びにその高低差
興行場等の用途に供する建築物	平面図又は別紙に併記	各階の客席部分の床面積 建築物の外側及び各階の客席部分よりの出入口、非常口別の巾員
	換気設備図	縮尺機械室及びダクトの詳細、給排気口及び外気取入口の位置並びに寸法
	暖房又は冷房設備図	縮尺、汽罐 ^{かん} 機械及び配管の配置並びに寸法
	映写室詳細図	縮尺機械設備並びに構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法
共同住宅の用途に供する建築物	配置図 平面図又は別紙	建築物と敷地境界線までの距離並びに通路の位置及び巾員 各階の居室及び共同炊事場の床面積
百貨店の用途に供する建築物	配置図 平面図又は別紙	建築物と敷地境界線までの距離並びに前面空地の巾員 各階の売場面積
便所を水洗式とする建築物	構造詳細図	縮尺、給水及び排水設備浄化槽仕様書
避雷設備を設ける建築物	構造詳細図	縮尺、設備位置、避雷針導線及び埋設物に関する詳細図並びに保護範囲
地階に居室を有する建築物	換気設備図	縮尺、機械室及びダクト詳細給気口及び外気取入口の位置並びに寸法

建築物の種類	図書の種類	明示すべき事項
<p>がけ面及びがけに近接する建築物</p>	<p>縦断面図及び擁壁詳細図</p>	<p>縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法、がけの高さ並びにがけの上下端から建築物までの水平距離</p>
<p>道路面と地盤面に高低差のある敷地の建築物</p>	<p>縦断面図</p>	<p>縮尺、道路、地盤及びその高低差</p>
<p>興行場等の用途に供する建築物</p>	<p>平面図又は別紙</p>	<p>各階の客席部分の床面積 建築物の外側及び各階の客席部分よりの出入口並びに非常口別の幅員</p>
<p>暖房又は冷房設備図</p>	<p>換気設備図</p>	<p>縮尺、機械室及びダクトの詳細、給排気口及び外気取入口の位置並びに寸法</p>
<p>映写室詳細図</p>	<p>電盤電力配線図</p>	<p>縮尺、機械設備並びに構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法</p>
<p>共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物</p>	<p>配置図 平面図又は別紙</p>	<p>建築物と敷地境界線までの距離並びに通路の位置及び幅員 当該用途に供する部分の床面積の合計</p>
<p>物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物</p>	<p>配置図 平面図又は別紙</p>	<p>建築物と敷地境界線までの距離及び前面空地の幅員 各階の売場面積及び店内通路幅</p>
<p>便所を水洗式とする建築物</p>	<p>敷地内排水系統図</p>	<p>縮尺、排水管等の位置及び形状寸法</p>
<p>避雷設備を設ける建築物</p>	<p>構造詳細図</p>	<p>縮尺、設備位置、避雷針導線及び埋設物に関する詳細図並びに保護範囲</p>
<p>地階に居室を有する建築物</p>	<p>換気設備図</p>	<p>縮尺、機械室及びダクトの詳細、給気口及び外気取入口の位置並びに寸法</p>
<p>受水槽を有する建築物</p>	<p>構造詳細図</p>	<p>縮尺、位置、各部分の寸法並びに給排水管の位置及び寸法</p>

建築物の種類	図書の種類	明示すべき事項
<p>がけ面及びがけに近接する建築物</p>	<p>縦断面図及び擁壁詳細図 構造計算書</p>	<p>縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法、がけの高さ並びにがけの上下端から建築物までの水平距離</p>
<p>道路面と地盤面に高低差のある敷地の建築物</p>	<p>縦断面図</p>	<p>縮尺、道路、地盤及びその高低差</p>
<p>興行場等の用途に供する建築物</p>	<p>平面図又は別紙</p>	<p>客席の用途に供する部分のいす席の配置及び使用形態の区分ごとの床面積（いす席を設ける部分を除く。） 客席の用途に供する部分の通路の幅員 建築物の屋外に通じる出入口及び興行場等の出入口並びに各階の客席部分よりの出入口の幅員</p>
<p>共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物</p>	<p>換気設備図 暖房又は冷房設備図 映写室詳細図 電盤電力配線図</p>	<p>縮尺、機械室及びダクトの詳細、給排気口及び外気取入口の位置並びに寸法 縮尺、気鐘^{かん}機械及び配管の配置並びに寸法 縮尺機械設備並びに構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法</p>
<p>施行条例第四十条の二に規定する児童福祉施設等</p>	<p>配置図 平面図又は別紙</p>	<p>縮尺、責任分界点以降における変圧器、電灯、電動機及び電線並びにスイッチの配置及び寸法 建築物と敷地境界線までの距離並びに通路の位置及び幅員当該用途に供する部分の床面積の合計</p>
<p>物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物</p>	<p>平面図又は別紙</p>	<p>段差の高さ及び傾斜路のこう配</p>
<p>工場の用途に供する建築物</p>	<p>配置図 平面図又は別紙</p>	<p>建築物と敷地境界線までの距離並びに前面空地の幅員 各階の売場面積及び店内通路幅</p>
<p>危険物の貯蔵施設を有する建築物（工場の用途に供する建築物を除く。）</p>	<p>工場調査書（別記第二号様式） 危険物調査書（別記第二号様式の二）</p>	
<p>法第十二条第一項の規定により定期報告を要する建築物</p>	<p>定期報告対象建築物調査書（別記第二号様式の三）</p>	

防火区画並びに政令第百十四条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁を有する建築物	平面図又は別紙	防火区画並びに界壁、間仕切壁及び隔壁の位置並びに構造
便所を水洗式とする建築物	敷地内排水系統図	縮尺、排水管等の位置及び形状寸法
避雷設備を設ける建築物	構造詳細図	縮尺、設備位置、避雷針導線及び埋設物に関する詳細図並びに保護範囲
地階に居室を有する建築物	換気設備図	縮尺、機械室及びダクト詳細、吸気口及び外気取入口の位置並びに寸法
受水槽を有する建築物	構造詳細図	縮尺、位置、各部分の寸法並びに給排水管の位置及び寸法

三十九. 平成十九年七月十日 規則第七十二号

建築物の種類 がけ面及びがけに近接する建築物	図書の種類 縦断面図及び擁壁詳細図	明示すべき事項 縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法、がけの高さ並びにがけの上下端から建築物までの水平距離
道路面と地盤面に高低差のある敷地の建築物	縦断面図	縮尺、道路、地盤及びその高低差
興行場等の用途に供する建築物	平面図又は別紙	客席の用途に供する部分のいす席の配置及び使用形態の区分ごとの床面積（いす席を設ける部分を除く。） 客席の用途に供する部分の通路の幅員 建築物の屋外に通じる出入口及び興行場等の出入口並びに各階の客席部分よりの出入口の幅員
	換気設備図	縮尺、機械室及びダクトの詳細、給排気口及び外気取入口の位置並びに寸法
	暖房又は冷房設備図	縮尺、気鐘 <small>かん</small> 機械及び配管の配置並びに寸法
	映写室詳細図	縮尺機械設備並びに構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法
	電盤電力配線図	縮尺、責任分界点以降における変圧器、電灯、電動機及び電線並びにスイッチの配置及び寸法
共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物	配置図 平面図又は別紙	建築物と敷地境界線までの距離並びに通路の位置及び幅員当該用途に供する部分の床面積の合計

<p>物 受水槽を有する建築物</p>	<p>物 階に居室を有する建築物</p>	<p>物 避雷設備を設ける建築物</p>	<p>物 便所を水洗式とする建築物</p>	<p>物 防火区画並びに政令第百十四条に規定する東壁、間仕切壁及び隔壁を有する建築物</p>	<p>物 法第十二条第一項の規定により定期報告を要する建築物</p>	<p>物 危険物の貯蔵施設を有する建築物（工場の用途に供する建築物を除く。）</p>	<p>物 工場の用途に供する建築物</p>	<p>物 物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物</p>	<p>物 施行条例第四十条の二に規定する児童福祉施設等</p>
<p>構造詳細図</p>	<p>換気設備図</p>	<p>構造詳細図</p>	<p>敷地内排水系 統図</p>	<p>紙 平面図又は別紙</p>	<p>の(三) 定期報告対象建築物調査(別記第二号様式</p>	<p>危険物調査書 (別記第二号様式の(一))</p>	<p>工場調査書(別記第二号様式)</p>	<p>配置図 平面図又は別紙</p>	<p>紙 平面図又は別紙</p>
<p>縮尺、位置、各部分の寸法並びに給排水管の位置及び寸法</p>	<p>縮尺、機械室及びダクト、詳細、吸気口及び外気取入口の位置並びに寸法</p>	<p>縮尺、設備位置、避雷針導線及び埋設物に関する詳細図並びに保護範囲</p>	<p>縮尺、排水管等の位置及び形状寸法</p>	<p>防火区画並びに東壁、間仕切壁及び隔壁の位置並びに構造</p>				<p>建築物と敷地境界線までの距離並びに前面空地の幅員 各階の売場面積及び店内通路幅</p>	<p>段差の高さ及び傾斜路のこう配</p>

建築物の種類		図書の種類		明示すべき事項	
がけ面及びがけに近接する建築物		縦断面図及び擁壁詳細図		縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法、がけの高さ並びにがけの上下端から建築物までの水平距離	
興行場等の用途に供する建築物		構造計算書			
		平面図又は別紙		客席の用途に供する部分のいす席の配置及び使用形態の区分ごとの床面積（いす席を設ける部分を除く。） 客席の用途に供する部分の通路の幅員 建築物の屋外に通じる出入口及び興行場等の出入口並びに各階の客席部分よりの出入口の幅員	
		換気設備図		縮尺、機械室及びダクトの詳細、給排気口及び外気取入口の位置並びに寸法	
		暖房又は冷房設備図		縮尺、気罐 <small>か</small> 機械及び配管の配置並びに寸法	
		映写室詳細図		縮尺、機械設備並びに構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法	
		電灯電力配線図		縮尺、責任分界点以降における変圧器、電灯、電動機及び電線並びにスイッチの配置及び寸法	
共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物		配置図 平面図又は別紙		建築物と敷地境界線までの距離並びに通路の位置及び幅員 当該用途に供する部分の床面積の合計	
施行条例第四十条の二に規定する児童福祉施設等		平面図又は別紙		段差の高さ及び傾斜路のこう配	
物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物		配置図 平面図又は別紙		建築物と敷地境界線までの距離及び前面空地の幅員 各階の売場面積及び店内通路幅	
施行条例第五十一条の規定が適用される建築物		既存不適格調書		既存建築物の基準時及びその状況に関する事項	
		各階平面図		増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えに係る部分	
		耐火構造等の構造詳細図		床又は壁の断面の構造、材料の種類及び寸法	
		施行条例第五十一条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書		施行条例第五十一条第二項に規定する独立部分に該当することを確認するために必要な事項	

<p>工場の用途に供する建築物</p> <p>危険物の貯蔵施設を有する建築物（工場の用途に供する建築物を除く。）</p> <p>法第十二条第一項の規定により定期報告を要する建築物</p>	<p>工場調書（別記第二号様式）</p> <p>危険物調書（別記第二号様式の二）</p> <p>定期報告対象建築物調書（別記第二号様式の三）</p>		<p>備考</p> <p>一 「基準時」とは、法第三条第二項の規定により施行条例第二十五条、第二十六条第一項、第三十六条、第四十条の二又は第五十条の四第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定の適用を受けない期間の始期をいう。</p> <p>二 施行条例第五十一条第一項の規定が適用される建築物については、これらの図書のうち「既存不適格調書」を添付すること。</p> <p>三 施行条例第五十一条第三項の規定が適用される建築物については、これらの図書のうち「既存不適格調書」及び「各階平面図」を添付すること。</p>
---	--	--	--